

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月17日

【事業年度】 第24期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 ヤフー株式会社

【英訳名】 Yahoo Japan Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 邊 健 太 郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町1番3号

【電話番号】 03(6898)8200

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 最高財務責任者 坂 上 亮 介

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町1番3号

【電話番号】 03(6898)8200

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 最高財務責任者 坂 上 亮 介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

1. 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上収益 (百万円)	428,487	652,327	853,730	897,185	954,714
営業利益 (百万円)	197,212	224,997	192,049	185,810	140,528
当期利益 (百万円)	133,933	172,492	132,634	134,412	77,828
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	133,051	171,617	136,589	131,153	78,677
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	134,981	172,834	138,306	132,912	83,855
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	726,002	844,165	930,820	1,013,368	818,291
資産合計 (百万円)	1,007,602	1,342,799	1,534,212	2,516,633	2,429,601
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	127.54	148.29	163.51	177.97	160.96
基本的1株当たり当期利益 (円)	23.37	30.15	23.99	23.04	14.74
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	23.37	30.14	23.99	23.03	14.74
親会社所有者帰属持分比率 (%)	72.1	62.9	60.7	40.3	33.7
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	19.8	21.9	15.4	13.5	8.6
株価収益率 (倍)	21.22	15.89	21.42	21.45	18.39
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	126,239	105,409	127,023	75,457	149,957
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	67,864	110,537	57,047	232,556	212,193
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	37,166	49,357	23,996	21,289	263,305
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	503,937	449,164	543,067	868,325	546,784
従業員数 [ほか、平均臨時雇用人員] (名)	7,034	9,177 [2,707]	11,231 [2,894]	12,244 [4,601]	12,874 [5,181]

(注) 1 第20期より国際会計基準(以下、IFRSという。)に基づいて連結財務諸表を作成しています。

2 売上収益には、消費税等を含みません。

3 株価収益率については、期末時価に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額に基づいて算出しています。

回次	日本基準	
	第20期	
決算年月	2015年3月	
売上高	(百万円)	395,932
経常利益	(百万円)	197,000
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	123,559
当期包括利益	(百万円)	128,047
純資産額	(百万円)	732,831
総資産額	(百万円)	990,541
1株当たり純資産額	(円)	126.36
1株当たり当期純利益金額	(円)	21.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	21.70
自己資本比率	(%)	72.6
自己資本利益率	(%)	18.5
株価収益率	(倍)	22.85
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	126,239
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	73,111
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	31,979
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	503,937
従業員数	(名)	7,034

(注) 1 第20期の日本基準に基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けていません。

2 売上高には、消費税等を含みません。

3 株価収益率については、期末時価に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額に基づいて算出しています。

2. 提出会社の状況

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	353,579	376,050	406,793	421,495	434,025
経常利益 (百万円)	185,671	166,523	187,449	171,140	127,510
当期純利益 (百万円)	118,900	114,956	135,051	126,559	91,816
資本金 (百万円)	8,281	8,358	8,428	8,737	8,939
発行済株式総数 (千株)	5,694,945	5,695,291	5,695,577	5,696,866	5,151,629
純資産額 (百万円)	703,460	771,448	857,912	936,231	750,885
総資産額 (百万円)	822,990	927,541	1,066,775	1,237,827	1,103,868
1株当たり純資産額 (円)	123.46	135.40	150.59	164.35	147.64
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	8.86 ()	8.86 ()	8.86 ()	8.86 ()	8.86 ()
1株当たり当期純利益金額 (円)	20.89	20.19	23.72	22.23	17.20
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	20.88	20.19	23.72	22.23	17.20
自己資本比率 (%)	85.4	83.1	80.4	75.6	68.0
自己資本利益率 (%)	18.1	15.6	16.6	14.1	10.9
株価収益率 (倍)	23.74	23.72	21.67	22.22	15.76
配当性向 (%)	42.4	43.9	37.4	39.9	51.5
従業員数 (名)	5,439	5,547	5,826	6,330	6,515
株主総利回り (比較指標：TOPIX(配当込み)) (%)	99.8 (130.7)	98.2 (116.5)	106.8 (133.7)	104.6 (154.9)	62.3 (147.1)
最高株価 (円)	528	577	559	549	503
最低株価 (円)	384	402	385	459	250

(注) 1 売上高には、消費税等を含みません。

2 株価収益率については、期末時価に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額に基づいて算出しています。

3 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しています。

2 【沿革】

年月	事項
1996年1月	インターネット上の情報検索サービスの提供を行うことを目的として、東京都中央区日本橋浜町三丁目42番3号にヤフー(株)を設立
1996年4月	日本語での情報検索サービス(サービス名:「Yahoo! JAPAN」)を開始
1996年5月	本社を、東京都中央区日本橋箱崎町24番1号に移転
1997年11月	店頭登録銘柄として株式を公開
1998年7月	「Yahoo!ゲーム」等の登録サービスを開始
1999年8月	本社を、東京都港区北青山三丁目6番7号に移転
1999年9月	「Yahoo!オークション」(現「ヤフオク!」)、「Yahoo!ショッピング」を開始
2000年9月	携帯端末へのインターネットサービス拡充のため、ピー・アイ・エム(株)を吸収合併し、同社の子会社であった(株)電脳隊(現 ワイズ・スポーツ(株))が当社の子会社となる(現 連結子会社)
2001年5月	「Yahoo!オークション」(現「ヤフオク!」)において、サービスの安全性確保を目的に、本人確認と補償制度提供を骨子とした有料化を開始
2001年9月	ブロードバンド関連の総合サービス「Yahoo! BB」の商用サービスを開始
2002年4月	「Yahoo!オークション」(現「ヤフオク!」)において、出品システム利用料の課金を開始 「Yahoo! BB」のビジネスモデルにおいて、モデム販売から、加入者獲得インセンティブ等のモデルに変更
2002年8月	オンライン上における決済に関するノウハウ等を当社の事業の強化・充実に結びつけるため、(株)ネットラストの株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社)
2003年1月	国内初の個人間クレジットカード支払いサービス「Yahoo!ペイメント」(現「Yahoo!かんたん決済」)を開始
2003年4月	本社を、東京都港区六本木六丁目10番1号に移転
2003年7月	有料会員制サービス「Yahoo!プレミアム」を開始
2003年10月	東京証券取引所市場第一部へ上場
2003年11月	保険関連サービスへの展開を図るため、ワイズ・インシュアランス(株)を設立(現 連結子会社)
2004年7月	東京都主税局とともに全国で初めての「インターネット公売」を実施
2004年8月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得
2004年11月	ホスティング事業(レンタルサーバー事業)とドメイン事業を強化するため、ファーストサーバ(株)の株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社)
2005年1月	地域情報サービスの一層の充実を図るため、(株)アルプス社の事業を承継(2008年4月に吸収合併)
2006年3月	ソフトバンク(株)(現 ソフトバンクグループ(株))と携帯電話事業に関する業務提携について合意
2007年4月	インターネットの健全で豊かな発展への寄与を目指してYahoo! JAPAN研究所を設立
2007年8月	(株)ブレイナーの株式を取得し、子会社とする(2008年4月に吸収合併)
2007年9月	オーバージュア(株)の株式を取得し、子会社とする(2009年10月に吸収合併)
2008年1月	「Yahoo! JAPAN」トップページを大幅リニューアル

年月	事項
2009年2月	ソフトバンクIDC(株)の株式を取得し、子会社とする(現 (株)IDCフロンティア、現 連結子会社)
2009年4月	ソフトバンクIDCソリューションズ(株)を子会社化し、同3月に吸収合併 本社を、東京都港区赤坂九丁目7番1号に移転 (株)GyaO(現 (株)GYAO)の株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社)
2010年7月	「Yahoo! JAPAN」の検索サービスにおけるグーグルの検索エンジンと検索連動型広告配信システムの採用、ならびに「Yahoo! JAPAN」からグーグルへのデータ提供を決定
2010年10月	ソーシャルゲームプラットフォーム「Yahoo!モバゲー」を開始
2011年9月	個人向けストレージサービス「Yahoo!ボックス」を開始
2011年11月	電子書籍サービス「Yahoo!ブックストア」を開始
2012年4月	アスクル(株)(現 連結子会社)とコマース関連事業領域において業務・資本提携を締結
2012年8月	YJキャピタル(株)を設立(現 連結子会社) (株)クロコスの株式を取得し、子会社とする(2014年11月に吸収合併)
2012年9月	(株)コミュニティファクトリーの株式を取得し、子会社とする(2015年1月に吸収合併)
2012年10月	パリュエコマース(株)を子会社とする(現 連結子会社) 一般消費者向け(BtoC)インターネット通販サービス「LOHACO(ロハコ)」を開始
2012年12月	(株)カービューを子会社とする(現 連結子会社)
2013年1月	(株)サイバーエージェントFX(現 ワイジェイFX(株))の株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社)
2013年3月	「Yahoo!オークション」の名称を「ヤフオク!」へ変更
2013年4月	電子クーポン・チケット販売プラットフォーム「PassMarket」を開始
2013年6月	「Yahoo!自動車」と(株)カービューが運営する「carview.co.jp」を「carview!」に統合
2013年7月	「Yahoo!ポイント」を「Tポイント」へ統合
2013年10月	eコマース事業における新戦略を開始
2013年11月	「ツール・ド・東北 2013 in 宮城・三陸」を開催
2014年4月	ブックオフコーポレーション(株)とオークション関連事業領域において業務・資本提携を締結 (株)ジャパンネット銀行の銀行主要株主認可を取得(現 連結子会社)
2014年7月	「Yahoo!カーナビ」アプリの提供を開始
2014年8月	ワイモバイル(株)(現 ソフトバンク(株))とスマートフォンにおける各種サービスの提供を開始
2014年10月	「GYAO!」ブランド刷新 シナジーマーケティング(株)の株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社)
2015年1月	YJキャピタル(株)が設立するYJ2号投資事業組合に出資し、子会社とする ワイジェイカード(株)の株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社)
2015年4月	「Yahoo! JAPANカード」の提供を開始
2015年5月	スマートフォン版「Yahoo! JAPAN」トップページと「Yahoo! JAPAN」アプリを全面的に刷新
2015年7月	ソニー不動産(株)と日本国内の中古住宅流通市場とリフォーム・リノベーション市場において業務・資本提携を締結
2015年11月	11月11日を「いい買物の日」に制定し、リアル・ネット同時展開の“お買物の祭典”を開催
2016年2月	(株)一休の株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社) 映像配信サービス「GYAO!」の月額見放題プラン「プレミアムGYAO!」を提供開始

年月	事項
2016年 5月	「Yahoo!チケット」のサービス強化を図るため、パスレボ(株)を設立(現 連結子会社) 「Yahoo!ウォレット」の新しい決済機能「預金払い」と「Yahoo!マネー」を提供開始 YJキャピタル(株)が設立するYJテック投資事業組合に出資し、子会社とする
2016年 9月	(株)イーブックイニシアティブジャパンの株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社)
2016年10月	本社を、東京都千代田区紀尾井町1番3号に移転
2017年 6月	ソフトバンク(株)と連携し、ソフトバンク会員に「Yahoo!プレミアム」を提供開始
2018年 2月	(株)ジャパンネット銀行に取締役の過半数を派遣し、子会社とする(現 連結子会社)
2018年 5月	Retty(株)との戦略的パートナーシップを構築
2018年 6月	(株)三井住友フィナンシャルグループとの合弁会社ブレインセル(株)を設立 三井物産(株)との合弁会社ダイナミックプラス(株)を設立
2018年 7月	dely(株)との戦略的パートナーシップを構築 「Yahoo!ニュース 動画」で、英国の公共放送局「BBC」の国際ニュースを配信開始
2018年 8月	「ヤフオク!」がヤマト運輸と連携し、匿名配送を提供開始
2018年 9月	不正に広告費をだまし取る手法「アドフラウド」への対策を強化
2018年10月	バーコードを使った新たなスマホ決済サービス「PayPay」を提供開始 「ヤフオク!」が全国一律料金による配送を提供開始
2018年11月	「ヤフオク!」が月額費無料で利用可能なオークション出品を開始
2018年12月	「PayPay」の支払いで20%が戻ってくる「100億円あげちゃうキャンペーン」を開催
2019年 2月	「PayPay」で「第二弾 100億円キャンペーン」を開催
2019年 3月	インドのホテル運営会社OYO(オヨ)と合弁会社を設立し「OYO LIFE(オヨ ライフ)」を開始

3 【事業の内容】

当社は、1996年1月にインターネット上の情報検索サービスの提供を日本で行うことを目的として設立されました。

当社の親会社であるソフトバンクグループ(株)は、持株会社として傘下に多数の関係会社を擁し、ソフトバンク事業、スプリント事業、ヤフー事業、アーム事業、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業、ブライトスター事業、その他の事業等、様々な分野・地域で事業活動を行っています。当社グループは、「ヤフー事業」に属しています。

1. 当社の関係会社および継続的で緊密な事業上の関係がある関連当事者の主な事業内容と報告セグメントとの関係

区分	名称	主な事業内容	報告セグメント
親会社	ソフトバンクグループ(株)	持株会社	
	ソフトバンクグループジャパン(株)	持株会社	
主な子会社	(株)GYAO	インターネットを利用した映像等のコンテンツ配信、およびエンターテインメントに関わる情報提供サービス業、インターネットを利用した広告企画、制作および販売	メディア事業
	バリューコマース(株)	広告事業(アフィリエイトマーケティング、ストアマッチ、アドネットワーク)、CRM事業(マーケティングオートメーション)	コマース事業
	ワイジェイFX(株)	FX(外国為替証拠金取引)事業	コマース事業
	ワイジェイカード(株)	クレジット、カードローン、信用保証業務	コマース事業
	アスクル(株)	オフィス関連商品の販売事業、その他の配送事業	コマース事業
	(株)一休	高級ホテルや旅館、厳選レストラン等のインターネット予約サイト運営事業	コマース事業
	(株)イーブックイニシアティブジャパン	コンテンツの電子化および配信サービス、電子コンテンツの企画開発および制作、書籍や雑誌の編集および出版	コマース事業
	(株)ジャパンネット銀行	銀行業	コマース事業
	その他69社		
主な関連会社等	PayPay(株)	モバイル決済等電子決済サービスの開発・提供	コマース事業
	その他28社		

2. セグメントおよび事業内容

報告セグメント	主な事業の内容
メディア事業	・ 検索連動型広告やディスプレイ広告等の広告関連サービス
コマース事業	・ 「ヤフオク!」や「Yahoo!ショッピング」、アスクル ^(株) 等のコマース関連サービス ・ 「Yahoo!プレミアム」等の会員向けサービス ・ クレジットカード等の決済金融関連サービス

なお、上記の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 6. セグメント情報」に掲げるセグメント情報の区分と同一です。

4 【関係会社の状況】

1. 親会社

名称	住所	資本金 または出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
ソフトバンクグループ(株) (注) 1、2、3	東京都港区	238,772	持株会社		48.2 (48.2)	役員の兼任
ソフトバンクグループジャパン(株) (注) 1、3	東京都港区	24	持株会社		48.2 (12.1)	役員の兼任

(注) 1 議決権の被所有割合は50%以下ですが、支配力基準により親会社としています。

2 有価証券報告書の提出会社です。

3 「議決権の所有または被所有割合」欄の(内書)は間接被所有割合です。

2. 子会社

名称	住所	資本金 または出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(株)GYAO(注) 2	東京都千代田区	2,888	メディア事業	75.5		役員の兼任 資金の貸付
バリューコマース(株)(注) 2、3	東京都港区	1,728	コマース事業	52.0		アフィリエイト広告にお ける提携
ワイジェイFX(株)	東京都千代田区	490	コマース事業	100.0		
ワイジェイカード(株)	福岡市博多区	100	コマース事業	100.0		役員の兼任 資金の貸付 債務保証
アスクル(株) (注) 2、3、4、5	東京都江東区	21,189	コマース事業	45.1		eコマース事業における 提携
(株)一休	東京都港区	400	コマース事業	100.0		役員の兼任
(株)イーブックイニシアティブ ジャパン(注) 3、4	東京都千代田区	872	コマース事業	43.6		役員の兼任
(株)ジャパンネット銀行 (注) 2、4	東京都新宿区	37,250	コマース事業	46.6		役員の兼任
その他69社						

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、報告セグメントの名称を記載しています。

2 特定子会社です。

3 有価証券報告書の提出会社です。

4 議決権の所有割合は50%以下ですが、実質的に支配しているため子会社としています。

5 売上収益(連結会社相互間の内部売上収益除く)の連結売上収益に占める割合が10%を超えていますが、当該子会社は、有価証券報告書の提出会社であるため、主要な損益情報等の記載を省略しています。

3. 関連会社等

名称	住所	資本金 または出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
PayPay(株)	東京都千代田区	23,000	コマース事業	50.0		モバイルペイメント事業 における連携
その他28社						

(注) 「主要な事業の内容」欄には、報告セグメントの名称を記載しています。

5 【従業員の状況】

1. 連結会社における状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
メディア事業	3,312 (359)
コマース事業	7,165 (4,617)
その他(注)1	2,397 (205)
合計	12,874 (5,181)

(注) 1 その他は、報告セグメントに属していない従業員です。

2 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。

3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員です。

4 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含みます。

2. 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
6,515	35.6	6.8	7,651,473

セグメントの名称	従業員数(名)
メディア事業	2,593
コマース事業	1,712
その他(注)1	2,210
合計	6,515

(注) 1 その他は、報告セグメントに属していない従業員です。

2 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員です。

3 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含みます。

3. 労働組合の状況

当社グループと当社の労働組合との関係について特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

1. 経営の基本方針

当社グループは、情報技術の力で日本の課題を解決する「課題解決エンジン」をミッションに掲げ、希望溢れる未来を創り出す「UPDATE JAPAN」というビジョンの実現を目指しています。常にユーザーファーストの視点を貫き持続的成長に向けたサービスの向上に努め、また、情報技術を活用した独自の優れたサービスを創り出すことで、人々や社会の課題を解決することに貢献し、当社グループ価値の向上を目指します。

2. 目標とする経営指標

当社グループは主要財務指標として、全社の売上収益、営業利益、1株当たり当期利益を重視しています。またサービス毎の指標として、広告関連売上収益、月間ログインユーザーID数、ログインユーザー利用時間、「Yahoo!プレミアム」会員ID数、eコマース取扱高、クレジットカード有効会員数等を指標としています。

3. 中長期的な会社の経営戦略

現在、目覚ましい技術革新を背景に、社会の構造はより複雑化するとともに、その変化のスピードも著しく速くなっています。そのような環境のなか、マルチビッグデータが持つ可能性はますます広がりを見せています。

当社グループでは、利用者が情報と出会い、詳しく調べ、サービス・物品を購入し、支払いを済ませるといった一連の行動を「ユーザーアクション」と呼んでいます。当社グループは、メディアとコマースという異なる事業領域において、メディア、eコマース、決済を中心とした100を超えるサービスを展開し、オンラインからオフラインまで一気通貫でサービスを提供する、世界的にもユニークな企業グループです。こうした当社グループの特徴ある事業基盤は、サービス間の連携により、統合された質の高い利用者体験を提供する土台となるだけでなく、各サービスから得られるデータを横断的に活用することで、利用者一人ひとりに最適化されたサービスの提供を可能とします。

当社グループが持つ多様なサービスから得られる豊富なデータは、当社グループならではのサービスを創り出すための重要な競争優位性となります。このような競争優位性や強みを活かし、利用者のニーズに合致したより質の高いサービスから、新たな利用者体験を創り出していきます。

4. 対処すべき課題

当社グループでは、個人情報の保護を筆頭にセキュリティの強化を最優先に取り組んでいます。今後も当社グループが提供するサービスを利用者が安全にかつ安心してご利用いただけるよう対策を講じていきます。

また、インターネットは生活やビジネスに欠かせないインフラであり、その中で当社グループの担う公共的な責任も増しているため、突発的な事故や自然災害等に対する施設面・業務面でのリスクマネジメントの徹底に努めています。

加えて、企業の社会的責任を果たすための取り組みや、企業経営のリスクに対応するための内部統制システムの構築および運用についても、さらに強化していきます。

2 【事業等のリスク】

当社グループの業績は、今後起こり得る様々な要因により大きな影響を受ける可能性があります。

以下には、本書作成時点での事業展開上のリスクとなる可能性がある主な事項を記載しています。また当社グループがコントロールできない外部要因や、事業上のリスクとして具体化する可能性は必ずしも高くはないとみられる事項を含め、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については積極的に開示しています。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防および発生時の対応に努力する方針です。また、経営状況および将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。なお、以下の記載は当社への投資に関連するリスク全てを網羅するものではありません。

1. 市場動向・競合環境に関わるリスク

(1) 経済・市場・ユーザー動向に関わるリスク

当社グループの事業の発展はインターネット関連市場の拡大と同調する側面があります

日本におけるインターネットの普及は1995年頃から本格化し、ブロードバンドの進展やスマートデバイスの進歩によりユーザー数および利用時間は継続的に増加しています。当社グループの事業は直接間接にインターネットに関連しているため、インターネット上の情報の流通または商業利用が今後も広く普及し、ユーザー数および利用時間が増加するとともにユーザーにとって快適な利用環境が実現・維持されることが、事業の発展にとっての基本的な条件となります。

しかし、将来的にユーザー数や利用時間の伸びの鈍化の可能性、インターネット利用を制約する規制やユーザーへの新たな負担が増える可能性、ユーザー数の増加や利用水準の高度化に対応した新しいプロトコルや技術標準の開発・適用等が適切に行われない可能性等、インターネット関連市場の継続的な拡大には、不透明な面があります。

インターネットが広告媒体としての地位を維持・拡大できるかどうかは不確定です

日本国内におけるインターネットの広告ビジネスは、当社の事業開始とともに本格化しました。(株)電通の発表によると、2018年における年間のインターネット広告費は広告市場全体の26.9%を占めています。

当社グループでは、媒体としての価値を高めるため、各サービスの内容を充実させるとともに、主に広告事業では、広告主や広告会社等各種関係者のインターネット広告に関する理解・評価を高められるよう、定期的にセミナーを開催する等の方法により啓発活動を実施し、広告主層の拡大・安定化に努めています。また、主にプロモーション広告(「スポンサーサーチ」、「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)」等)については、ユーザーの求めている情報と掲載される広告内容とのマッチング精度の向上に努め、ユーザーおよび広告主双方にとってメリットのある媒体となるよう努めています。

しかしながら、今後市場が期待以上に成長しない可能性や、成長のスピードが遅くなる可能性があり、期待した広告収入を得ることができず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

インターネットの広告媒体は短期的に、景気動向、ユーザーの動向の影響を受ける可能性があります

広告ビジネスは一般的に景気動向、ユーザーの動向の影響を非常に受けやすいこと、広告主との契約による広告掲載期間は通常比較的短期間であること、また、インターネットの利用は潜在的に短期変動することから、特に景気が悪化した場合、各企業は広告に関わる支出を優先的に削減する傾向があります。求人や不動産等のインターネットでの情報掲載ビジネスも、景気動向の影響を強く受けます。

その一方で、費用は人件費、賃借料等の固定的なものが多く、売上収益変動に応じた費用の調整が困難であるため、当社グループの利益は潜在的に変動性が高いといえます。

インターネットの広告ビジネスは、大手広告主や広告会社の媒体別広告予算配分の影響を受ける可能性があります

大手広告主による広告の出稿の多くは広告会社を経由して行われ、インターネットやテレビ、新聞等の各媒体にどのように広告予算を配分するかは、広告主の意向や広告会社の裁量に依るところが大きくなっています。当社グループとしては広告媒体としての魅力を向上させるとともに、広告効果向上のための各種施策を実施していますが、これらの予算配分の動向が、当社グループの広告売上収益に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの業績は、有料会員サービスのユーザー数の変化の影響を受ける可能性があります

ユーザーは、ブロードバンドの進展により急速に増加し、それに伴い有料会員サービスの市場も拡大しました。しかしながら、将来的には、ユーザーの増加が頭打ちになることが予想されます。当社グループではそのような状況に備えるべく、日頃より各種サービスの顧客満足度を向上させ、利用度を高めるような様々な施策を実施していますが、様々な特典を享受できる「Yahoo!プレミアム」をはじめとする有料会員数の伸びが鈍化するおそれがあり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

インターネットの様々な有料サービスが継続的に利用されない、または、当社グループが提供する有料サービスが利用されない可能性があります

当社グループでは、映像やゲーム等、ユーザーのニーズに合った様々な有料コンテンツを配信しています。今後もユーザーの増加とともに、インターネットによる有料コンテンツの利用が増加していくものと思われますが、インターネット上での有料コンテンツ配信がユーザーの生活に浸透しない可能性があります。

(2) 競合環境に関わるリスク

当社グループの各サービスには競合が存在するため、今後もインターネット業界において優位性を発揮し続けられるかどうかは不確定です

当社グループのサービスはポータルサイトとしての位置づけを軸に、検索をはじめ、ニュース等の各種情報提供、メール等のツールの提供、ショッピング等のEC(eコマース)、決済関連等、インターネットを通じ多数のサービスを提供しており、それぞれのサービスにおける競合は多数存在しています。

このような環境のもと、当社グループが当業界において優位性を発揮し、一定の地位を確保・維持できるか否かについては不確定な面があります。また、価格競争や、顧客獲得に関わる費用の増大に伴う利益の減少の可能性があるほか、広告会社や情報提供者に対して支出する販売手数料や情報提供料等の増加を余儀なくされる可能性があり、これらが当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当業界では、設立間もない企業による新興サービスがユーザーの支持を集め急速に広まる可能性があります。当社グループでは、ユーザーの意見や動向を捉え、ユーザーの支持を集めることができるサービスを提供していきますが、新興企業のサービスが当社グループのサービスに対する競合となる可能性や、競争優位性を発揮するための新規サービスの開発に費用がかかり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 社会インフラや他社製品・サービスに関わるリスク

当社グループのサービスは、電力やインターネット回線等の社会インフラ、サーバー等の設備機器、ユーザーの情報端末やソフトウェア等の他社の製品やサービスに依存しています

当社グループがサービスを提供するために必要な電力やインターネット回線等の社会インフラおよび、接続プロバイダ、サーバー等の設備機器、ユーザーのインターネット情報端末やソフトウェア等は他社の製品やサービスであり、これらが円滑に供給され稼働することが、当社グループがサービスを適切に提供するための前提条件となっています。

特に、サーバー等の設備機器の稼働をはじめとして、当社グループのサービスの適切な提供は、電力の安定的な供給に大きく依存しています。停電や使用制限等で供給が不安定になる場合に備え、データセンターの二重化や自家発電設備の整備を進めるとともに、停電や使用制限等の発生時には、速やかにかつ適切に全社対応を行うよう努めています。しかしながら、何らかの理由により事故発生後の業務継続、復旧がうまくいかず、当社グループのサービスが影響を受ける可能性があります。また、電気料金の変動が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ブラウザや、インターネットへ接続できるパソコンやスマートデバイス、テレビ、ゲーム機、カーナビ等の情報端末は、多種の製品が存在しています。しかしながら、一部の情報端末やソフトウェアには当社グループのサービスが未対応な場合があります。また、情報端末やソフトウェアの使用手法や設定内容等によっては、当社グループが発信する情報を適切に受け取ることができない場合があります。また、これらの機器やソフトウェア、サービスの仕様変更や料金変動、供給不足等により、当社グループが発信する情報を適切に受け取ることができなくなる可能性や、ユーザーの利用頻度が減少したり、当社グループのサービス内容や業績に影響を及ぼしたりする可能性があります。

(4) 技術動向に関わるリスク

当社グループが提供するサービスは、当社グループが保有・利用するインターネット関連技術に依存し、新技術の登場や技術革新によって大きな影響を受ける可能性があります

インターネット関連業界は参入者も多く競争の激しい市場であるとともに、新技術の登場や技術革新のスピードが速く、提供するサービスのライフサイクルが短いといった特徴を有しています。

インターネット関連業界での競争力を維持するために、当社グループはサービス内容の充実や新技術への対応を進めていますが、提供するサービスが陳腐化したり新技術への対応が遅れたりした場合、競合他社に対する競争力が低下する可能性があります。また、大規模な開発を伴う移行が今後計画されていますが、商品・業務・システムの各方面において移行に際しての課題が生じ、計画通りの対応ができない可能性があります。

2. 法的規制・制度動向に関わるリスク

(1) 法的規制に関わるリスク

法令の制定や改正により、当社グループおよび当業界に影響が及ぶ可能性があります

当社グループの事業に関連し、様々な法的規制がかかっています。

当社グループは、各種法令を順守するとともに、関係各所と協力し様々な施策や啓発活動等を実施しています。しかしながら、日本国内では事件や事故等の発生に対して報道がなされた場合、何らかの法的規制をかけようとする動きが見られます。

法令の制定や改正により、当社グループの事業への影響や、法令を順守するための費用が増加する可能性があります。また、インターネット業界の発展に影響を与える可能性があります。

当社グループはプロバイダ責任制限法を順守する義務があり、今後の法改正の動向によっては事業が制約される可能性があります

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)は民法上の不法行為責任の範囲を明確にしたものに過ぎず、インターネット上で情報の流通を仲介する事業者の責任を加重するものではありません。しかしながら、今後、情報の仲介者に対してより積極的に責任を追及すべきだという社会的な動きが生じた場合は、法改正および新たな法律の制定、または業界団体等による自主規制等が行われることにより、当社グループの事業が制約される可能性があります。

当社グループは電気通信事業法を順守する義務があり、今後の法改正の動向によっては事業が制約される可能性があります

当社グループが運営するインターネットを利用した情報通信サービスの中には、電気通信事業法および関連する省令等を順守する義務を負うものがあり、これらの法令が改正された場合には当社グループの事業が制約される可能性があります。

EC(eコマース)に対して法的規制が行われた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります

「ヤフオク!」では、違法な物の出品や詐欺等が報告されることがあります。既に当社グループは、出品者に対し、特定商取引法上の事業者該当すると判断した場合、事業者としての表示義務を順守するよう誘導し、順守されない場合には、IDの削除措置を取っています。また他のインターネットオークション事業者と共同で「インターネットオークション自主ガイドライン」を策定し実施しているほか、「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」の幹事会社として対策を積極的に行っています。また、ユーザー向けの啓発ページとして「知的財産権保護ガイド」を設置し、著作権、肖像権、商標権について解説することで、出品者だけでなく落札者への啓発活動も行っています。

また、出店者が増加している「Yahoo!ショッピング」においても、ガイドラインや利用規約に違反した出店者が増加したり、購入者からの取引上の被害報告が増加したりする可能性があります。こちらについても「ヤフオク!」の不正防止のノウハウやオペレーションを活用し、被害防止に努めています。

さらに、「ヤフオク!」および「Yahoo!ショッピング」の出品者において中立性、公平性が確保されるよう努めています。

しかしながら、これらの施策が功を奏さず、今後も違法出品や詐欺等が報告されたり、出品者の中立性、公平性が社会問題等になったりするようであれば、インターネット上の取引やオンライン・プラットフォームを規制するような法律が制定される可能性があり、その内容によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

ソーシャルメディア型サービスに対して法的規制が行われた場合、当社グループの各サービスに対して影響を与える可能性があります

ソーシャルメディア型サービスは、ユーザーからの投稿によって、コンテンツの掲載やコミュニケーションが行われるため、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる可能性があります。当社グループでは、これらの権利等の侵害に関わる投稿を禁止しており、著作権保護等の観点からパトロールによる違法コンテンツのチェックや、ユーザーからの違法コンテンツの報告、権利者からの削除依頼等を速やかに受け付け、対応を行っています。

しかしながら、これらの施策が功を奏さず、今後違法投稿が多数報告され、社会問題等になるようであれば、インターネット上のユーザー投稿サービスを規制するような法律が制定される可能性があり、その内容によっては、当社グループの各サービスに影響を与える可能性があります。

金融系サービスに関わる新たな法律の制定、または改正が行われた場合、当社グループの各サービスに対して影響を与える可能性があります

当社が運営する「Yahoo! マネー」や当社グループの関連会社等であるPayPay株式会社(以下「PayPay(株)」といいます。)が運営する「PayPay」は「資金決済法」の適用を受けています。そのため、当社は、資金決済法に基づき関東財務局に「資金移動業者」および前払式支払手段における「第三者型発行者」として、PayPay(株)は、前払式支払手段における「第三者型発行者」として、それぞれ登録を行っています。

また、(株)ジャパンネット銀行との協業では、当社は関東財務局の許可を受けて、銀行代理業者として、円普通預金口座開設等の媒介を行っています。

また、連結子会社であるワイジェイカード(株)において、クレジットカードおよびローンカードの発行を行っており、クレジットカードのリボルビング払い取引等については「割賦販売法」の適用を、クレジットカードのキャッシング取引やローンカードについては「貸金業法」、ならびに「利息制限法」の適用を受けています。このためワイジェイカード(株)は割賦販売法に基づき九州経済産業局に割賦販売業登録を、貸金業法に基づき、福岡財務支局に貸金業登録を行っています。なお、貸金業法の上限金利を利息制限法の上限金利まで引き下げる法改正により、利息制限法に定められた利息の上限金利を超過する部分に対して、不当利得として返還を請求される場合があり、ワイジェイカード(株)では、保守的に見積もった引当金を積み立てているものの、返還請求が業績に影響を与える可能性があります。

これらの規制が改定される場合には、コンプライアンス体制やシステム対応の強化、再整備等により費用が増加し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの対応の不備等により、システム障害がおきサービスの提供が停止したり、サービスの不正利用がなされたりした場合、業務停止、登録抹消等の行政処分を受け、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループは旅行業法を順守する義務があり、今後の法改正の動向によっては事業が制約される可能性があります

当社グループが運営する「一休」の中には、旅行業法および関連する省令等を順守する義務を負うものがあり、これらの法令が改正された場合には当社グループの事業が制約される可能性があります。

当社グループのビジネスは、法的規制に限らず、政府や省庁、地方自治体等からの指導や要請等の影響を受ける可能性があります

前述の法的規制の適用に限らず、政府や省庁、地方自治体等が行う指導や要請等に基づき、業界各社がインターネット上での情報流通やビジネスを自主規制することにより、当社グループのサービスや業績に影響を及ぼす可能性があります。

「Yahoo! ディスプレイアドネットワーク(YDN)」等の広告において、行動履歴情報の収集や分析に制約が生じた場合、サービス内容に影響を与える可能性があります

「Yahoo! ディスプレイアドネットワーク(YDN)」等は、ユーザーの行動履歴情報を分析したり、広告したい商品やサービスに興味・関心をもつグループに対して広告を配信すること等により、広告主・ユーザー・インターネットメディア全てにとって効果的な広告となることを目指す広告商品です。

当社グループにおける行動履歴情報の収集や分析では、ユーザーのプライバシー保護を重視しています。「Yahoo! ディスプレイアドネットワーク(YDN)」等では、ユーザー(厳密にはそのユーザーが使用するブラウザ)がYahoo! JAPANのどのようなサービスを閲覧したか、どのようなキーワードで検索したか、表示された広告とクリックの有無等の行動履歴情報を分析し、興味・関心の近いユーザー(ブラウザ)をグループ化するためだけに使用しており、特定のユーザーの興味・関心を分析しているわけではありません。

このように当社グループではユーザーのプライバシーを保護するための現在考える十分な施策を講じていますが、行動履歴情報の収集や分析に対してユーザーからの反発等が起こる可能性や、一部で実施されているソフトウェアによる制限や法的な規制が強化される可能性があります。その際には当社グループのブランドイメージが低下したり、「Yahoo! ディスプレイアドネットワーク(YDN)」等の広告が販売できなくなったりすることにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 訴訟等によるリスク

当社グループは検索サービスに表示される情報等について、情報の表示を望まない関係者等から損害賠償を請求される可能性があります

当社グループは、検索サービスに表示される情報について、「検索結果とプライバシーに関する有識者会議」において「表現の自由」や「知る権利」とプライバシーをいかにバランスよく実現するかを検討しました。その結果当社は検索結果の非表示措置の申告を受けた場合の対応について、2015年3月に自主基準を公表しました。この自主基準に基づき、検索サービスに表示される情報に対して申告を受けた場合には適切に対処することで、サービスの改善を図り、リスクの軽減に努めています。しかしながら、これらの施策が功を奏さず、当社グループが関係者より損害賠償等を求められる可能性があります。その場合には当社グループに相応の費用が発生したり、ブランドイメージが損なわれたりする等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループはオークション詐欺の被害者から、損害賠償を請求される可能性があります

当社グループでは、より健全なオークションサイトを目指し、安全性の向上を目的とした対応として、2001年5月から有償での本人確認制度の導入、2004年7月から郵便物の送付による出品者の住所確認の導入、2005年11月から不正利用検知モデルを導入、2018年3月から一時的に当社グループで商品代金を受け取り、落札者が商品受取の手続きをすると出品者へ入金されるシステムを、ほぼすべての取引に導入しました。また、違法出品の排除を行うパトロールチームの設置や、警察関係機関・著作権関係団体との提携を通じて、常に犯罪に関わる情報の提供やサービスの改善を図り、リスクの軽減に努めています。

「ヤフオク!」では、代金を送金したのに商品が届かなかったとして集団訴訟を起こされましたが、最高裁が上告を棄却したため、「ユーザー間のトラブル事例を紹介する等注意喚起していた」とした当社の勝訴判決が2009年10月に確定しました。

しかしながら、今後も違法行為が発生し、当社グループの責任の有無にかかわらず、当社グループに対して訴訟を起こされる可能性があります。さらに、違法行為防止のためのシステム開発や管理体制を整えるための費用が増大し業績に影響がでる可能性もあります。

また、ユーザーが違法行為等により損害を被った場合には、一定金額までのお見舞金を当社グループが被害を受けたユーザーに支払うお見舞制度を実施しています。これにより、費用が増加する可能性があります。

インターネット上の広告の内容や表示方法、リンク先ホームページ等について、関係者や行政機関等から当社グループに対してクレームや勧告、損害賠償を請求される可能性があります

当社グループは、以下のような自主的な基準と規制および対策によって、不適切な広告、違法または有害な情報の流通禁止やプライバシー保護等について配慮しています。(ア)広告内容および広告バナーのリンク先ホームページに関して、独自の掲載基準である「広告掲載基準」を設定し、日本国内の法令に抵触しないよう自主的な規制を行っています。(イ)広告主との間で適用される約款によって、広告内容に関する責任の所在が広告主にあることを確認しています。(ウ)広告の表示方法について、ユーザーが広告と認知できる表示に努め、適切な説明をしています。(エ)ユーザーが自由に情報発信できる掲示板やブログ、「ヤフオク!」等のサービスについては、違法または有害な情報の発信の禁止と全責任がユーザーに帰属する旨を約款に明記するとともに、削除の権利を当社グループで持ち、約款に違反した情報を発見した場合には削除をしています。

また、当社グループは、当社グループのサービスのユーザーに対して、インターネットの閲覧やインターネット上への情報発信はユーザーの責任において行うべきものであり、ホームページ等の閲覧や利用に伴う損害に関して当社グループは責任を負わない旨を掲示しています。しかし、これらの対応が十分であるとの保証はなく、当社グループが掲載する広告の内容および表示方法、リンク先の登録ホームページの内容、掲示板への投稿内容、「ヤフオク!」への出品等に関して、サービスのユーザーもしくはその他の関係者、行政機関等から、クレームや勧告を受けたり、損害賠償を請求されたりする可能性があります。

その場合、金銭的負担が発生したり、ユーザーからの信頼が低下してユーザー数や利用時間が減少したり、サービスの停止を余儀なくされたりする可能性があります。

当社グループが他社から調達しているコンテンツの内容について、利害関係者から当社グループに対して損害賠償を請求される可能性があります

当社グループは、ニュース、気象情報、株価等の情報サービスや、映像、ゲーム等のコンテンツを他社から調達し、ユーザーに提供しています。2016年2月に「Yahoo! JAPAN メディアステートメント」を制定し、コンテンツ提供元とも「Yahoo! JAPAN メディアステートメント」が示す基本方針を共有することにより信頼性と品質の維持を図っています。コンテンツの内容についてはコンテンツ提供元が責任を負う契約とするとともに、利害関係者から指摘があった場合はコンテンツ提供元と速やかに検討の上対処しています。しかしながら、これらの施策を実施しているにもかかわらず、本来専らコンテンツ提供元の責任に帰すべき事項について、当社グループが利害関係者から損害賠償等を求められる可能性があり、その場合には当社グループに相応の費用が発生したり、ブランドイメージが損なわれたりすること等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループが制作に関与しているコンテンツの内容について、利害関係者から当社グループに対して損害賠償を請求される可能性があります

当社グループは、ニュース等の情報サービスの一部において、当社グループ自らが制作に関与したコンテンツをユーザーに提供しています。コンテンツの内容については、人権に配慮するとともに、社会規範や品位を守り、良質で信頼できる情報の提供を目指し、不正確な情報や、過剰に扇動的な表現、誤解を招く情報を届けることのないよう努めています。利害関係者から指摘があった場合は速やかに対処しています。しかしながら、これらの施策を実施しているにもかかわらず、当社グループが利害関係者から損害賠償等を求められる可能性や、損害賠償等を求められるに至らないまでも、当社グループに相応の費用が発生したりブランドイメージが損なわれたりすること等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

第三者の責任に帰すべき領域に関して、当社グループが損害賠償請求等を求められる可能性があります

ユーザーとの関係では、「当社グループと提携する第三者の提供するサービス領域」および「当社グループの提供するサービス領域」についてユーザーが錯誤・混同することのないよう、利用規約や約款等を当社グループサイト上に掲載することにより、ユーザーの理解と同意を求める等の施策をとっています。しかしながら、これらの施策が功を奏さず、本来第三者の責任に帰すべき領域について当社グループがユーザーより損害賠償等を求められる可能性があり、その場合には当社グループに相応の費用が発生したりブランドイメージが損なわれたりする等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

「ヤフオク!」では、出品される商品・サービスの選択、掲載の可否、入札の可否、売買契約の成立および履行等については全てユーザーの責任で行われ、当社が責任を負わない旨を掲示しています。また同様に「Yahoo!ショッピング」においても、各ストアの活動内容、各ストアの取扱商品・サービスおよび各ストアページ上の記載内容、ライブチャンネルの内容、各ユーザーの各ストア取扱商品・サービスの購入の可否ならびに配送に関する損害、損失、障害については当社グループが責任を負わない旨を掲示しています。これらのサービスの内容に関して、サービスのユーザーおよび関係者からのクレームや損害賠償等の訴訟を起こされる可能性があり、その結果として、金銭的負担の発生や当社グループのブランドイメージが損なわれる等の理由により、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。さらに、国際裁判管轄に関する条約により、国外のユーザーとの関係で、国外での法的紛争に発展する可能性があります。

他社の保有する特許権・著作権等の知的財産権を侵害したとして、他社からクレームを受けたり損害賠償を請求されたりする可能性があります

当社グループでは知的財産を重要な経営資源と考えており、専門の部署を設置し特許の調査や出願、社内への啓発活動等を行っています。

特許権は範囲が不明確であることから特許紛争の回避のために行う当社グループ自身の特許管理の費用が膨大となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、インターネット技術に関する特許権の地域的な適用範囲については不明確であり、国内の特許のみならず、海外の特許が問題となる可能性は否定できません。

また、当社グループが提供するサービスが他社の著作権等の知的財産権を侵害したり、当社グループ内において業務で使用するソフトウェア等が他社の権利を侵害したりすることについて、社内規則や社内教育等により防止に努めています。しかしながら、結果的にこうした問題が起きてしまう可能性があります。その場合、損害賠償等の訴訟を起こされたり、多額のロイヤルティの支払いを余儀なくされたり、サービスの一部を提供できなくなる可能性があります。

プロモーション広告において、不正クリック等による過剰請求に対し、損害賠償を請求される可能性があります

検索連動型広告や「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)」等のプロモーション広告では、クリック数で広告料金や報酬が決定されることを悪用し、不正にクリック数を増やし、広告主に過剰な広告料金等を負担させるという問題が起こる可能性があり、また近時では、「Yahoo!プレミアムDSP」等を通じた不正・無効なインプレッションの意図的発生による広告料金等の水増しの可能性が、「アドフラウド」問題として認識されつつあります。当社グループでは、不正クリックをシステムの、または一部手作業にて調査・判別し、不正が疑われるクリックは広告料金や報酬の対象外とする等の対策を行っていますが、今後、当社グループに対し、被害に遭った広告主から、集団で訴訟を起こされる可能性や、これらの詐欺行為により当社グループのブランドイメージが損なわれ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他法制度に関わるリスク

当社グループではシステム開発やコンテンツ制作等を業務委託や外注している場合があり、労働者派遣法、下請法に抵触するような事態が発生した場合、当社グループに対する信用が失墜する可能性があります

当社グループでは労働者派遣法、下請法について従業員の入社時および入社後も定期的に研修を実施し、これらの法令を順守し業務・取引を行うよう教育活動を行っています。しかしながら、これらの取り組みにもかかわらずこれらの法令に抵触する事態が発生した場合、当社グループに対する信用が失墜し業績に影響を与える可能性があります。

会計基準および税制の変更が行われた場合、当社グループの損益に影響がでる可能性があります

近年、会計基準に関する国際的なルール整備の流れがある中で、当社は基準の変更等に対して適切かつ速やかな対応を行ってきました。しかしながら、将来において会計基準や税制の大きな変更があった場合には、当社グループの損益に影響がでる可能性があります。

3. 災害・有事に関わるリスク

(1) 災害等によるリスク

災害等により、当社グループの業務が中断ないしは継続不能となる可能性があります

当社グループの事業は、地震、火災等の自然災害や大規模事故、それらに伴う建造物の破損、停電、回線故障等の二次被害、また広範囲に発生する伝染病の影響を受けやすく、また当社グループのネットワークのインフラおよび人的資源は、大部分が東京に集中しています。当社グループでは、事故の発生やアクセスの集中にも耐えうるようにシステムの冗長化やデータセンターの二重化、分散化等の環境整備を進めるとともに、こうした事故等の発生時には、速やかにかつ適切に全社的対応を行うよう努めています。しかしながら、事前に想定していなかった原因・内容の事故等である場合や、広告主の事情による広告出稿の取り止め・出稿量減少が発生した場合、ユーザーが当社グループの有料サービスを利用できなくなった場合等、何らかの理由により、事故等が発生した後の業務継続、復旧がうまく行かず、当社グループの事業、業績、ブランドイメージ等に影響がでる可能性があります。また、当社グループが所有する建物に起因する火災等の災害発生時には、その再建や、周辺への補償等を含めた対策のため、業績等に影響がでる可能性があります。

(2) 有事に関わるリスク

有事の際には、当社グループの業務が中断ないしは継続不能となる可能性があります

通常の国際政治状況・経済環境の枠組みを大きく変えるような国際紛争・テロ事件等の勃発といった有事には、当社グループの事業に大きな影響があるものと考えられます。

具体的には、これら有事の影響により、当社グループサイトの運営が一時的に制限されてその結果広告配信が予定通り行えない状況となったり、広告主の事情による広告出稿の取止め・出稿量減少が発生した場合や、アクセスインフラが断絶状態に陥ったり、ユーザーが当社グループの有料サービスを利用できなくなった場合は、売上収益が減少する可能性があり、また特別の費用負担を強いられる可能性があります。また、米国やその他の国・地域との通信や交通に障害が発生した場合には、それらの国・地域の業務提携先との連携に支障が生じる等の理由により、事業運営ならびに業績に影響を与えるリスクがあります。また、事業所が物理的に機能不全に陥るような事態となったり、当社グループの事業に関連が高い企業(インターネット接続、データセンター等に関連する企業)が同様の状況に陥ったりするようなことがあれば、当社グループのいくつかのサービスの継続が不可能となる可能性もあります。

4. 事業運営に関わるリスク

(1) 経営方針・事業戦略に関わるリスク

当社グループの戦略が、マーケットニーズ等の変化に応じて迅速かつ柔軟に策定・推進できない場合、競争上の優位性が損なわれる可能性があります

当社グループでは、目標とする経営指標のうち、特にユーザー数とユーザー1人当たりの利用時間の増加を目指しスマートデバイスを中心とした戦略を推進しています。これらの戦略はマーケットやパートナーのニーズ、技術や競合の動向の変化に応じて迅速かつ柔軟に変更していきます。

しかしながら、これらの戦略が迅速かつ適切に変更できない、もしくは、戦略の推進が遅延する等の理由により、競争上の優位性が損なわれる可能性があります。

(2) 技術開発・改良に関わるリスク

新たな戦略やビジネスを開発し、ユーザーのニーズを満たすため研究開発に取り組んでいますが、的確にユーザーのニーズを捉えられない可能性や、研究開発の失敗、遅延の可能性があります

当社グループは、ユーザーの増加・多様化に対応するため、新たなビジネスを戦略的に開発し、ユーザーのニーズを満たすコンテンツやサービスを提供することで、当社グループの競争優位性を維持していきたいと考えています。その一環として2007年4月にYahoo! JAPAN研究所を設立しました。これらには、一定の研究開発費用が発生していますが、予想以上に費用が発生してしまう可能性や、開発までに要する時間等の面で競争力の低下を招く可能性があります。

インターネット関連業界は参入者も多く競争の激しい市場であるとともに、技術革新が常態である、変化のスピードが速い、提供するサービスのライフサイクルが短い等の特性を有しています。そのため、当社グループとしては、専門知識・技術を有する従業員の採用や、実績のある外部業者との協業により、業務の効率化を図り、常に市場ニーズの変化に迅速に対応可能となるようサービス企画・システム開発体制を整備していきます。しかしながら、研究開発が失敗・遅延する、予想以上に費用が発生する、ユーザーのニーズを捉えられず効果が見込めない等により、期待通りの利益を得られない可能性や、これらの開発に資源が集中することにより、他サービスの開発・運営に支障をきたす可能性があります。また、技術上・運営上の問題に対して、当社グループに対し損害賠償が求められる可能性があります。

提供しているサービスの継続的な改善が適切に行われなかった場合、当社グループのサービスが陳腐化する可能性があります

インターネット業界は技術や市場の変化が激しく、新しいサービスも次々と誕生してきています。そのような状況の中、当社グループのサービスが競争優位性を維持向上していくためには、ユーザーエクスペリエンスを絶えず向上することが重要と考えています。ユーザーエクスペリエンスの向上には、ユーザーとサービスの接点である表示や操作に関わる視認性やデザイン、操作性の向上に始まり、検索や情報サービス等の応答結果がユーザーの求めている情報や好みにどれだけ近いかという情報のマッチング精度の向上、結果の応答速度やフィーリングの向上等多岐にわたる継続的な改善を必要とします。

当社グループではこれらのサービスの改善に対する投資を継続的に行う必要があり、これらの投資が適切に行われなかった場合には、サービスの競争優位性やブランドイメージの低下につながる可能性や、サービス改善への費用の増加に伴い、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、サービスの改善やリニューアルにあたっては、それによる効果について事前に十分な調査やテストを行っていますが、期待していた効果とは逆にユーザーの減少やページビューの低下を引き起こす可能性もあり、広告販売等への影響から業績に影響を及ぼす可能性があります。

設備投資の計画策定や実行が適切に行われなかった場合、サービスの品質が低下したり、逆に過剰投資で費用が増加したりする可能性があります

当社グループでは、今後予想される事業規模の拡大に伴い、ユーザーのニーズに合った良質なサービスを提供していくために、継続的な設備計画を有しています。インターネットのユーザー層がさらに拡大し、デバイスの多様化が促進され、場所や端末の制約が無くなっていくことによって、より多くのアクセスの集中や短時間で大量のデータ送受信に十分に対応可能なネットワーク関連設備を逐次整備充実していく必要があります。当社グループでは大規模データセンターを保有することで、安定的、効率的なサーバーの運用とコストダウンを進めています。

また大量の通信トラフィックをスムーズにコントロールするためのシステムやネットワークの構築、決済機能や顧客情報の管理のためのセキュリティ面の強化、ユーザーからの問い合わせの増加・多様化に適切に対応するためのシステムの強化充実、ビッグデータの活用等、今後は従来にも増して大規模な設備投資をタイミングよく実施していく必要性がより高まるものと予想されます。加えて、業容拡大に必要なオフィススペースの確保・拡充のための設備投資も継続的に必要となるものと勘案されます。

これらの設備投資の計画策定や実行が適切に行われなかった場合、サービスの品質が低下したり、逆に過剰投資で費用が増加したりする可能性があります。中長期的な費用対効果の検証を十分に行い、システム開発ならびに機器購入にかかる費用の適正化に注力することにより、必要以上の資金支出を発生させないよう留意します。

当社グループは今後の業績拡大により、かかる費用ならびに資金支出の増加を吸収するのに十分な利益を計上し営業キャッシュ・フローを獲得できるものと考えていますが、設備投資の効果が十分に得られない場合には、当社グループの利益ならびにキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。またインターネット関連業界では技術革新やユーザーのニーズの変化が著しいことから、投資した設備の利用可能期間も当初想定より短くなってしまいう可能性があり、その結果、償却期間が短縮され、年度当たりの減価償却費負担が現状よりも高水準で推移することや、既存設備の除却等により通常の水準を超える一時的な損失が発生する可能性があります。

多様なインターネット接続端末のそれぞれに適切にサービスを提供できなかった場合、当社グループの事業の発展に影響がでる可能性があります

近年、インターネットにアクセスできる情報端末の種類は増え、パソコンをはじめ、スマートデバイス、ゲーム機、テレビ、カーナビ等、パソコン以外の情報端末によるインターネットへの接続環境がさらに拡大しています。それに伴い当社グループのサービスへの接触機会を増やし、サービスの利用率を高めしていく施策として、様々な情報端末からのインターネット利用を促進しています。これに伴って、次のようなリスクが存在すると考えられます。

様々な情報端末へ当社グループのサービスを提供するためには、それらの情報端末を開発している企業との協力のもと、情報端末への情報伝達の規格に当社グループが参入できる必要があります。よって、その規格への参入ができなかった場合には、その情報端末に対してのサービス提供ができなくなる可能性があります。

各情報端末から当社グループサイトへの接続の容易さは競争力の重要な要素の一つです。様々な情報端末において接続性を確保できるよう各社と協力していきますが、接続性を確保できない場合、当社グループの競争力が低下する可能性があります。また、接続性の確保において予想以上の費用がかかることにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、それぞれの情報端末には固有の特徴、例えば画面表示の大きさや入力装置の違い等があります。当社グループでは、情報端末に応じて当社グループサイトを最適化し、情報提供を行っていますが、最適化に予想以上の時間を要する可能性や、各情報端末専用に構築された他社のサービスに比べ見劣りしてしまうことで、競争力が低下する可能性があります。また、その最適化に予想以上の費用がかかることにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

広告商品の多様化に適切に対応できない場合、広告売上収益に影響を与える可能性があります

インターネットメディアには、様々な広告手法による新たな広告商品が出現しています。当社グループでは、掲載期間や掲出インプレッション数を保証した広告商品や映像と音声で表現されるビデオ広告、マウスオン等ユーザーのアクションによる表示領域のエキスパンド等、多彩な広告表現が可能なりッチ広告、Yahoo! JAPANのマルチビッグデータとメディアをフル活用することができる「Yahoo!プレミアムDSP」、Yahoo! JAPANをはじめとした主要提携サイトに広告を掲載し、効果的にアプローチできるプロモーション広告(「スポンサードサーチ」、「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)」他)等、広告主のニーズに合わせた各種広告商品を開発し販売しています。また、ユーザーの行動履歴や検索キーワード、属性、配信地域等の情報を加味して広告配信を行う「ターゲティング広告」や、各媒体の広告スペースを合わせて配信し各媒体単体では到達できない広いリーチをもった広告商品である「Yahoo!アドパートナー」等の広告手法による商品も開発し、販売しています。

しかしながら、今後のさらなるインターネット広告手法の進化に対応できない場合、広告収入の減少が見込まれるほか、新たな広告商品の開発費用の負担や、新しい手法による広告商品を取扱っている企業との提携による費用がかさみ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 新規事業、新規サービスに関わるリスク

当社グループは事業やサービスの多様化を進めていますが、これらの新規事業やサービスが業績に貢献しない可能性があります

当社グループでは、その事業基盤をより強固なものとし、良質なサービスを提供することを目的として、今後も事業内容の多様化や新規事業への取り組みをさらに進めていく予定ですが、これらを実現するためには、人材の採用・設備の増強・研究開発費の発生等の追加的な支出が発生する可能性があります。

また、これらの事業が安定して業績を生み出すにはしばらく時間がかかることが予想されるため、結果として当社グループ全体の利益率が一時的に低下する可能性があります。さらに、これらの事業が必ずしも当社グループの目論見通りに推移する保証はなく、その場合には追加的な支出分についての回収が行えず、当社グループの業績に大きな影響を与える可能性があります。

(4) 提供しているサービスに関わるリスク

オース・ホールディングス・インクとのライセンス契約は、当社グループの事業にとって重要な契約であり、契約の不履行、変更、または終了がある場合には当社グループの事業に影響を与える可能性があります

当社は、オース・ホールディングス・インクとの間に次の内容の契約を締結しています。当社グループが提供する情報検索サービス等に関連する商標、ソフトウェア、ツール等(以下、商標等)のほとんどはオース・ホールディングス・インクが所有するものであり、当社グループはオース・ホールディングス・インクより当該商標等の利用等の許諾を得て事業を展開しています。従って、当該契約は当社グループの事業の根幹に関わる重要な契約と考えられ、オース・ホールディングス・インクが当該契約を履行せず商標等が提供されない場合や、契約が変更され、または終了した場合には、当社グループの事業や業績に影響を与える可能性があります。

契約の名称	ヤフージャパン ライセンス契約 (YAHOO JAPAN LICENSE AGREEMENT)
契約締結日	1996年4月1日
契約期間	1996年4月1日～(期限の定めなし) 但し、(i)当事者の合意による場合、(ii)一方当事者の債務不履行、若しくは破産等を原因として本契約が解除される場合、(iii)オース・ホールディングス・インクが競合するとみなす企業等によりヤフー(株)の株式の3分の1以上が買収された場合、または()ヤフー(株)につき合併、買収等される場合において、その合併、買収等される前のヤフー(株)の株主が合併、買収等された後の会社の議決権の過半数を維持できない場合(但し、オース・ホールディングス・インクの同意がある場合を除く)においては本契約は終了する。
契約相手先	オース・ホールディングス・インク (2018年1月1日にヤフー・ホールディングス・インクより商号変更)
主な内容	<p>オース・ホールディングス・インクのヤフー(株)に対する下記のライセンスの許諾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本市場のためにカスタマイズされローカライズされたオース・ホールディングス・インクの情報検索サービス等(以下、日本版情報検索サービス等という)の使用複製等に係る非独占的権利 ・オース・ホールディングス・インクの商標等の日本における利用等にかかる非独占的権利 ・オース・ホールディングス・インクの商標等の日本における出版に関する利用等にかかる独占的権利 ・日本版情報検索サービス等の開発、商業利用、プロモーション等に係る全世界における独占的権利 <p>ヤフー(株)が追加する日本固有のコンテンツのオース・ホールディングス・インクに対する全世界における利用にかかる非独占的権利の許諾(無償)</p> <p>ヤフー(株)のオース・ホールディングス・インクに対するロイヤルティの支払い</p> <p>(注) ロイヤルティの計算方法は、売上総利益から販売手数料を差し引いた金額の3%を支払金額としていましたが、2005年1月から、計算方法の見直しにより、下記に記載の計算式により支払金額を算定しています。</p> <p>ロイヤルティの計算方法</p> $\{ (\text{売上収益}) - (\text{広告販売手数料}^*) - (\text{取引形態の異なる連結子会社における売上原価等}) \} \times 3\%$ <p>* 広告販売手数料は連結ベース</p>

「Yahoo!」ブランドは世界展開をしているため、当社グループは事業展開等において制約を受ける場合があります

当社グループでは「Yahoo! JAPAN」ブランドの確立と普及が、ユーザーと広告主をひきつけ当社グループの事業の拡大を図る上で重要であると考えています。インターネットサービスの増加および参入障壁の低さから、ブランド認知度の重要性は今後一層増加していくと思われれます。特に他社との間で競争が激しくなってきた場合、「Yahoo! JAPAN」ブランドを確立し認知度を高めるための支出をより増やすことが必要となる可能性があります。

ブランド確立のための努力は海外のYahoo!グループ各社と協調し世界的に進めている部分がありますが、当社グループでは海外グループ各社の努力の成否について保証することはできません。海外グループ会社がブランドの確立・普及に失敗した場合、それに影響を受け当社グループのブランド力が弱まる可能性もあります。また、当社グループは海外グループ会社との契約の中で、排他的条項を認めているものがあります。その有効期間中、当社グループが特定の広告等を掲載できないことがあります。また、ブランドに関する権利の中核となる商標については全世界的にオース・ホールディングス・インクが出願、登録、維持を行っており、当社グループが日本で独自に必要な分野において商標登録がなされていない可能性があります。

また、ドメイン名についても当社グループが必要とするドメイン名が第三者に取得され、希望するドメイン名が使用できない可能性や、「Yahoo! JAPAN」もしくは当社グループの提供しているサービス名に類似するドメイン名を第三者に取得され不正競争や嫌がらせ目的で使用される可能性があり、その結果、当社グループのブランド戦略に影響を与えたり、ブランドイメージが損なわれたりする可能性もあります。

検索サービスのシステム等は、グーグル・インク等に開発・運用・保守を委託しています

現在、当社グループではグーグル・インクの検索エンジンと検索連動型広告配信システムを利用しています。

今後当社グループとグーグル・インクとの関係の変動やグーグル・インクのサービス運営に何らかの支障が生じた場合、当社グループの業績やサービスの継続自体に影響を与える可能性があります。

グーグル・アジア・パシフィック・プライベート・リミテッドとの業務提携契約が変更され、または終了した場合には、当社グループの事業に影響を与える可能性があります

当社は、検索エンジン(技術)や検索連動型広告配信システム(技術)等のサービスを提供するために、グーグル・アジア・パシフィック・プライベート・リミテッドとの間で次の内容の契約を締結しています。検索サービスは当社グループの重要な業績の柱の一つであるため、当該契約内容が変更され、または終了した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

契約の名称	サービス提供契約 (GOOGLE SERVICES AGREEMENT)
契約締結日	2014年10月21日
契約期間	2021年3月31日まで
契約相手先	グーグル・アジア・パシフィック・プライベート・リミテッド
主な内容	<p>相手方による検索技術および検索連動型広告配信技術の非独占的提供</p> <p>相手方は、検索技術および検索連動型広告配信技術を非独占的にヤフー(株)に提供し、ヤフー(株)は、これらを用いて自らのブランドにてサービスを提供する。</p> <p>検索サービスの差別化</p> <p>両者は、検索サービスによる検索結果について差別化するための付加的な機能を自由に開発・運用することができる。</p> <p>ヤフー(株)は、相手方が提供する検索結果を自らの判断で表示するか否かを決定することができる。</p> <p>ヤフー(株)の相手方に対するサービスフィーの支払い</p> <p>ヤフー(株)が提供を受けたサービスの対価は、ヤフー(株)のサイトから得られる金額を基準に年次に応じて定められた計算式によって算出される金額および所定の期間にヤフー(株)のサイトから得られる売上収益が一定金額を超過した場合に当該超過分を基準に計算式によって算出される金額の合計とする。ヤフー(株)がパートナーのサイトで利用したサービスの対価は、パートナーのサイトから得られる売上収益に年次毎に定められたレートを乗じた金額とする。</p>

一部の広告商品では掲載インプレッション数等を保証しており、それを満たせなかった場合には補填を行う必要があります

当社グループの広告商品には、掲載期間とインプレッション数を保証しているものがあり、その期間の長さや掲載頻度等により広告料金を設定しています。しかしながら、インターネットとの接続環境に問題が生じたような場合や、システムに支障が生じた場合等、広告を掲載するのに必要なインプレッション数を確保できない場合は、掲載期間延長や広告掲載補填等の措置を講じなければならない等、当社グループの広告売上収益に影響を及ぼす可能性があります。

また、広告主の出稿ニーズはあるもののそれに合わせたサービスを提供できない場合、当社グループの機会損失につながると同時に広告主の出稿意欲の減退を招くことになり、当社グループの広告売上収益に影響を与える可能性があります。

動画系サービスや大容量広告の利用増加により、インターネット回線費用やインフラ設備投資が増加する可能性があります

当社グループでは「GYAO!」等の映像を配信するサービスを行っています。動画系サービスは文字と静止画像だけのサービスに比べインターネット回線の容量を多量に消費します。また、広告においてもブランドパネルやビデオ広告は、インタラクティブな広告を配信することが可能であり、同様にインターネット回線の容量を多量に消費します。これらのサービスは今後ますます利用が増加すると考えており、それに伴いインターネット回線に対する費用の増加や、配信に必要なサーバー等の設備に対する投資が増加する可能性があります。

(5) コンプライアンスに関わるリスク

コンプライアンス対策が有効に機能する保証はなく、コンプライアンス上の問題が発生する可能性があります

当社グループでは、企業価値の持続的な増大を図るにはコンプライアンスが重要であると認識しています。そのため当社グループでは、コンプライアンスに関する諸規程を設け、全役員および全従業員が法令、定款等を順守するための規範を定め、その徹底を図るため、イントラネット上に諸規程を明示し、定期的な社内研修を実施しています。

しかしながら、これらの取り組みにもかかわらずコンプライアンス上のリスクを完全に回避できない可能性があり、法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループのブランドイメージならびに業績に影響を与える可能性があります。

(6) 管理・運営体制に関わるリスク

業容拡大に伴い適切に人的資源が確保できない場合、または過剰に確保した場合、当社グループの事業の発展に影響がでる可能性があります

当社グループでは、今後の業容拡大による広告営業や技術開発のための人員増強・体制強化に加えて、各種サービスの運用や品質向上のためのサポート、ならびに有料サービスについての課金管理・カスタマーサポート等、業務の多様化に対応するための増員も必要になります。

このような業務の拡大に対して適切かつ十分な人的・組織的な対応ができない場合は、当社グループのサービスの競争力の低下ならびにユーザーや「Yahoo!ショッピング」、「ヤフオク!」等の各ストア等とのトラブル、事業の効率性等を低下させる支障が発生する可能性があります。

また、人員の増強については業績等を勘案し注意深く行っていますが、これに伴い、人件費や賃借料等固定費が増加し、利益率の低下を招く可能性があります。

社内のキーパーソンが退職した場合、当社グループの事業の発展に一時的な影響がでる可能性があります

当社グループの事業の発展は、役職員、特にキーパーソンに依存している部分があります。キーパーソンには、執行役員をはじめ、各部署の代表者が含まれており、それぞれが業務に関して専門的な知識・技術を有しています。これらのキーパーソンが当社グループを退職した場合、適格な後任者の任命や採用に努めていますが、事業の継続、発展に一時的な影響が生じる可能性があります。

また、当社グループの人事施策の一環として採用している株式報酬施策は、一部の役職員に付与されていますが、有効に作用しなかった場合、役職員のモチベーション低下、さらには人材の流出を招く可能性があります。

競争優位性を確保するために知的財産権の保護を推進していますが、その効果が十分ではない可能性があります

当社グループでは、特許や著作権、デザイン、商標やドメインネーム等知的財産を重要な経営資源であり、競争上の優位性を発揮するための重要な要素の一つであると考え、適切に保護していく必要があると考えています。しかしながら、特許等の出願、特許権等の登録・維持には、人的資源の確保を含めて多額の費用と多くの時間を要します。また、特許等の出願に対して権利が付与されない場合や、特許権等に対して無効審判請求等がなされる場合があり、十分な保護が受けられない可能性があります。特許権等の知的財産権を保有していたとしても、これらの権利により競争上の優位性が直ちに保証されるわけではありません。当社グループが事業展開する領域での技術的革新は非常に速いため、特許権等の知的財産権による保護が限定的となる可能性があります。このような問題が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループは多数の個人・法人のユーザーとの直接取引を行っているため、決済処理や問い合わせ対応等で費用が増加する可能性があります

当社グループの事業規模の拡大や、プロモーション広告・有料会員サービス・有料課金コンテンツ等への取り組みの強化により、当社グループでは、不特定多数の個人・法人のユーザーからの直接業績の機会が大きくなってきています。これら不特定多数のユーザーへの対応として、専門の担当部署を設置による管理体制の強化や、新たなシステムの導入による業務の効率化等の手段をとっています。しかしながら、これらの施策にもかかわらず、小口債権の増加とこれに伴う未回収債権の増加、クレジットカード決済に伴うトラブルの増加、債権回収コストの増加等、決済ならびに債権回収に関するリスクが増加する可能性があります。

また、ユーザーからの問い合わせも、サービス利用に関するもの、代金支払に関するもの、サービスや商品の返品・交換に関するもの、当社グループから第三者に委託している内容(物流・決済等)に関するもの等と、多岐にわたっています。当社グループでは、これらユーザーからの問い合わせに適切に対応できるよう、従業員の増強、組織管理体制の強化充実、業務の標準化・システム化の推進による効率化等を常に進めています。しかしながら、これらの施策充実に伴う費用の増大により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。加えて、これらの施策にもかかわらずユーザーの満足が十分に得られない可能性も否定できず、その場合にはブランドイメージが損なわれる等の理由により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5. 関連当事者との関係に関わるリスク

(1) 主要株主に関わるリスク

親会社の方針転換や、主要株主の構成変更により、当社グループの事業に影響を与える可能性があります

当社は親会社であるソフトバンクグループ(株)等の関連当事者各社と良好な関係を築いていますが、各社の事業戦略方針の変更や、重要な関連当事者(とりわけ親会社をはじめとする資本上位会社)の変更等に伴い、当社グループのサービスや各種契約内容への影響や、関連当事者間の関係に変化が生じる可能性があります。その場合、当社グループのビジネスに影響を及ぼす可能性があります。

ソフトバンクグループ内の企業と当社グループの間で事業の競合がおこる可能性があります

当社はソフトバンクグループ(株)の子会社であり、当社の主要株主でもあるソフトバンク(株)と共同で移動体通信事業や「Yahoo! BB」等の事業を行っていますが、ソフトバンクグループ(株)やソフトバンク(株)が当社のサービスと競合する会社に出資、提携した場合には、将来ソフトバンクグループ内において事業が競合することも考えられます。当社グループとしては、それらの会社との連携を検討する等の対応を行っていきませんが、当社グループの事業に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

ソフトバンクグループ内の企業と当社グループの間の取引において、利益相反がおこる可能性があります

当社グループは、主要株主であるソフトバンク(株)をはじめとしたソフトバンクグループ内の各企業との間で多数の取引を行っています。また、ソフトバンクグループ(株)やソフトバンク(株)の代表取締役は、当社の取締役を兼務しており、当社の意思決定に影響力を及ぼしうる立場にあります。そのため、取締役会の決議につき特別の利害関係を有するものは議決権を行使できない旨を取締役会規程において定め、「特別の利害関係を有するもの」に該当するか否かの判断にあたっては、必要に応じて外部の専門家の意見を聞く等し、正確な判断ができるよう努めています。また、利益相反取引については、事前の監査等委員会の顧問弁護士による確認と取締役会の承認を必要とする等監督のための仕組みを整備・運用しています。しかしながら、こうした仕組みが機能しない場合に、当社と取締役との間で利益相反が生じ当社の利益が損なわれる可能性があります。

ソフトバンク(株)との業務提携契約の変更され、または終了した場合には、当社グループの事業に影響を与える可能性があります

当社は、主要株主であるソフトバンク(株)との間で、「Yahoo! BB」を始めとする各種通信関連サービスに関わるビジネスについて業務提携契約を締結しています。当該契約内容の変更され、または終了した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

「Yahoo! BB」を始めとする各種通信関連サービスはソフトバンク(株)へ依存しているため、当社グループはソフトバンク(株)のサービス品質の影響を受ける可能性があります

当該各種通信関連サービスで、ソフトバンク(株)が業務を担当する部分が、間接的に当社グループの業績に影響する可能性があります。ソフトバンク(株)による工事期間が遅延することにより、申込者へのサービスが提供できず、結果として売上収益の計上が遅れたりキャンセルにより売上収益を得る機会を逸失したりする可能性があります。また、インフラ構築の失敗やサービス品質の問題により不具合があった場合に、一度獲得した会員が短期にサービスを解約してしまい当社グループの業績に影響を与える可能性もあります。

(2) 連結グループに関わるリスク

当社の連結グループ運営が適切に行えない場合、業績に影響を与える可能性があります

当社の子会社・関連会社については、その規模は様々で、内部管理体制の水準もその規模等に応じて様々なものとなっています。各社ともに、現状の業容の拡大に応じて適宜必要な人員の確保・組織体制の強化を図っていく方針ですが、これが適時に実現できない場合、当社グループの業績に支障をきたす可能性があります。

また、各社サービスの運営にあたっては、当社のサービスならびにネットワークシステムとの連携、当社からの人的支援等が不可欠となっており、現在は当社の関連する部門が各社との連携を密にしてその支援を実施していますが、当社ならびに子会社・関連会社各社の業容拡大等によりこれらの連携・支援を十分に行うことが困難な状況となる可能性もあり、その場合には各社の業務運営に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが営む金融商品取引業および銀行業にかかるリスクについて

a. 法的規制等について

当社は、2013年1月31日に、外国為替証拠金取引事業を営むワイジェイFX(株)を完全子会社化しました。ワイジェイFX(株)は、金融商品取引法に基づき、金融商品取引業者としての登録を受けており、金融商品取引法、関連政令、府令等の法令等の規制に従って業務を遂行しています。また、当社は、2018年2月1日に、(株)ジャパンネット銀行を連結子会社化しました。同社は、銀行業の免許を受け、銀行法その他関連法令・諸規則等に従って、インターネット専業銀行としての業務を行っています。また、同社は、付随業務等として、外国為替証拠金取引や投資信託商品の販売を行っていますが、これらについては、登録金融機関として、金融商品取引法、金融商品販売法その他の関連法令・諸規則等に従って、業務を遂行しています。

しかしながら、これらの規制に抵触する事態が発生した場合は、業務停止や登録抹消等の行政処分を受ける可能性があります。また、今後これらの規制が強化された場合にはコンプライアンス体制やシステム対応の強化、再整備等により費用が増加し、またはサービスの業績性が低下する等により、当社グループの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

b. 外国為替証拠金取引について

当社グループが取扱う外国為替証拠金取引は、お客様がレバレッジコースごとに当社グループの定める所定の金額以上の証拠金を当社グループに預け入れることにより、取引を行うことができます。これにより、お客様は実際に預け入れた資金以上の金額の外国為替証拠金取引を行うことができることから、高い実績が期待できる半面、多大な投資損失を被る可能性があります。当社グループは、取引証拠金が所定の維持率を下回った際に、損失の拡大を防ぐために、当社グループの所定の方法により、強制的にお客様の保有するポジション(建玉)の全部を反対売買して決済する制度を設け、お客様の資産の保護に努めていますが、お客様が預け入れた資金以上の損失(超過損失)が発生し、お客様が不足分を支払うことができない場合、当社グループはお客様に対する債権の全部または一部について貸倒の損失を負う可能性があります。このような場合には、当社グループの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

c. カウンターパーティについて

当社グループが取扱う外国為替証拠金取引および外貨預金取引は、お客様と当社グループの相対取引ですが、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、実績のある銀行、証券会社等複数の金融機関との間でカバー取引を行っています。しかしながら、当該金融機関による業務・財務状況の悪化等によりカバー取引が困難となった場合は、お客様に対するポジションのリスクヘッジが実行できない可能性があります。また、当該金融機関の経営破綻等により、当社グループが担保金として差し入れている資金の回収ができない可能性があります。このような場合には、当社グループの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

d. 顧客資産の分別管理について

金融商品取引業者は、顧客資産が適切に維持されるよう、お客様から預かっている資産を自己の固有の財産と分別して管理することが義務付けられています。当社グループは、お客様から預かっている資産を大手金融機関に預け、当社グループの固有財産と区分して信託財産として管理し顧客資産を保全する体制を整えています。しかしながら、システム障害等による正しい資産の算出が不能となった場合、または不測の事態により分別管理ができない事態が生じた場合、業務停止や登録抹消等の行政処分が行われることがあり、当社グループの業績、財政状態および今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

e. コンピューターシステム障害について

外国為替証拠金取引および銀行業について、当社グループは、システムの安定稼働および強化に努めていますが、何らかの要因によりシステム障害や不正アクセスが発生し、約款等に定める免責事項では補完できない損失がお客様に発生した場合、お客様の機会損失、当社グループの信用低下や損害賠償義務の負担等により、当社グループの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社グループで利用している外国為替証拠金取引または銀行業に関するシステムに含まれるソフトウェアの中には当社グループがその著作権を保有していないものも存在していますが、当該著作権の利用に関して使用許諾を受けることで、事業運営に支障がない体制を構築、維持しています。万が一、当該使用許諾に関する契約の終了、当該著作権を保有する会社の経営破綻、その他何らかの理由で当該ソフトウェアが利用できなくなった場合には、当社グループの業績、財政状態および今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

f. 外国為替市場の変動について

当社グループが取扱う外国為替証拠金取引および外貨預金取引は、為替相場の変動がお客様の売買損益に多大な影響を及ぼします。従って、相場変動が当社グループのお客様に不利に働きお客様の損失が増大することにより、お客様の投資意欲の減退を招き、外国為替取引高が減少する可能性があります。当該事業の業績は外国為替取引高に依拠しているため、このような状況が長期化した場合には、当社グループの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。また、急激な為替変動により当社グループがカウンターパーティに対して、お客様のポジションのカバー取引が実行できない可能性があります。このような想定外の事態が発生した場合には、当社グループの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

g. 適合性の原則、取引開始基準等について

金融商品取引業者は、金融商品取引法上、お客様の実情に適合した取引を行うことが義務付けられており、当社グループが取扱う外国為替証拠金取引、投資信託商品販売、外貨預金取引は、お客様の取引開始時に適正なチェックを行っていますが、チェック不備等によりお客様が実情に適合していない取引を行った結果、行政当局からの処分等を受けるまたはお客様から訴訟を提起される可能性があります。

h. 犯罪による収益移転防止に関する法律について

2008年3月1日より、犯罪による収益の移転防止に関する法律が施行され、従来、金融機関が独自に行っていたお客様の本人確認および記録の保存を法律上の義務とし、顧客管理体制の整備を促すことにより、テロ資金や犯罪収益の追跡のための情報確保とテロ資金供与およびマネー・ロンダリング等の利用防止が定められています。

お客様との間で外国為替証拠金取引や銀行取引を行うに際し、当社グループは、同法に基づき所定の書類等をお客様から徴収し、本人確認を実施するとともに本人確認記録および取引記録を保存しています。しかしながら、当社グループの業務管理が同法に適合していないという事態が発生した場合、もしくは今後新たな法的規制が設けられた場合には、当社グループの業績および今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

i. 市場リスク・信用リスクについて

(株)ジャパンネット銀行が保有する金融資産は、主として有価証券(国債・地方債・財投債・社債・投資信託等)であり、そのほかにも短期のコールローンおよび買入金銭債権を保有しています。これらは、それぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。貸出金については、個人向けの非事業性ローンは全て保証会社の保証付貸出金であり直接的な信用リスクには晒されていませんが、事業性ローンについてはお客様の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

同社の金融負債は、主として預金であり、またコールマネーによる資金調達を行う場合もあります。いずれの負債も、金利の変動リスクに晒されています。

これらのリスクに対応するため、当社では、資産および負債の総合的管理(ALM)を行っており、資産・負債に対するリスク量上限の設定、その順守状況のモニタリング等により、その適切なコントロールに努めています。

しかしながら、これらの対応にもかかわらず、景気の変動・国際関係の変化・大規模自然災害の発生等により、金融市況が大きく変動して、金利リスク・為替リスクが増大したり、株式や債券の価格が急騰落したり、業績の悪化による取引先の信用リスクが高まったりという事態に陥り、同社の経営成績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

j. 流動性リスクについて

(株)ジャパンネット銀行には、短期もしくは期間の定めのない預金の受け入れにより資金を調達し、これを様々な期間の貸出金および有価証券の購入等により運用を行っているため、何らかの理由によりお客様の預金の引き出しが集中するようなことがあれば、調達と運用の期間ギャップが発生する可能性があります。したがって流動性リスクを負っています。

これに対し、当社には、短期の要資金調達額に対して閾値を設定し、その順守状況を適時モニタリングするとともに、資金化が可能な運用資産の残高状況についてもモニタリングを行い、資金流動性に問題をきたさないよう十分な管理を行なっています。

しかしながら、金融市場全体の混乱や、他金融機関の破綻等の影響により、想定を超える預金の流出が短期間に集中する恐れは皆無ではなく、そのような場合には、緊急の資金調達を不利な条件で行うことにより同社の業績性が悪化する可能性があります。また最悪の場合には資金繰りに支障をきたすことにより同社の事業の継続に影響を与える可能性があります。

6. 財務・投融資に関わるリスク

(1) 資金調達・金利変動に関わるリスク

「Yahoo!かんたん決済」では、立替金を回収するまでの間、資金調達を行う可能性があります

「Yahoo!かんたん決済」は、「ヤフオク!」における商品売買取引後の当事者間での決済を、出品者(販売者)および落札者(購入者)の委託に基づき、当社が代行して行うものです。

当サービスでは、落札者がクレジットカードないしインターネットバンキングでの支払いを行った翌営業日～3営業日後に当社から出品者へ立替払いを実施するため、カード会社を束ねる取りまとめ金融機関との精算により当該立替分を回収するまでの間の資金調達が必要となる可能性があります。またサービスの拡大ペースが現在想定しているペースを大幅に上回る場合、必要資金を適切なコストで調達できない可能性があります。さらに立替総額が相応の規模となった場合、金利上昇に伴う金融機関等への支払利息額の増加が発生し、当社グループの事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

「Yahoo! JAPANカード等」では、代金の立替払いを行っており、そのために必要となる資金の調達を行っています

「Yahoo! JAPANカード」は、連結子会社であるワイジェイカード(株)がクレジットカードの発行主体となるサービスです。「Yahoo! JAPANカード」等において、クレジットカード会員がカード決済した代金について、クレジットカード加盟店に対し立替払いを行います。クレジットカード会員からの資金回収が月1回であるのに対し、クレジットカード加盟店に対しては月2回程度の立替払いを行っています。また、クレジットカード会員がその支払方法として、分割払い、リボルビング払いを指定した場合には、クレジットカード会員からの資金回収が約定の期間を通じて行われることから、それらの期間の立替資金の調達が必要となります。今後、事業拡大に伴い、調達方法の多様化等について検討を進めますが、立替払いに必要な資金を適切なコストで調達できない可能性があります。

(2) 出資に関わるリスク

当社グループは他社に出資や融資を行う場合がありますが、それに見合ったリターンが得られない場合や、資金の回収が滞る可能性があります

当社グループでは、事業上の結びつきを持って、もしくは将来的な提携を視野に入れて投資を実行していますが、これらの投資による出資金等が回収できなくなる可能性が高まっていくことも考えられます。

また、投資先のうち既に株式公開をしており、評価益または評価損が発生している企業がありますが、これらの評価益が減少したり、評価損が拡大したりする可能性があります。

さらに、当社グループでは、一般的な会計基準に即した社内ルールを適切に運営して保有有価証券の減損処理等必要な措置を適宜とることにより、投資先企業の事業成績が当社グループの業績に適切に反映されるよう最大限の注意を払っています。しかしながら、投資先企業の今後の業績や株式市場の動向等によっては、将来的に当社グループの損益にさらなる影響を及ぼす可能性もあります。

今後も当社グループでは、事業上のシナジー効果の追求や業容の拡大を目的とした、他社への資本参加、合併事業への抛出、新会社設立等の形での新規投資の実行や、子会社・関連会社の資金ニーズに適切に対応するための融資の実行等が予想されます。その実施にあたっては、十分な事前審査と社内手続きを経て当該投融資に付帯するリスクを吟味の上で行ってまいります。これらの新規の投融資により当初計画していた水準の利益が獲得できなかったり、最悪の場合にはその回収が滞る等して、将来的に当社グループの財務状況に影響を及ぼしたりする可能性があります。

なお、当社グループのZコーポレーション(株)は、2018年4月18日に、仮想通貨取引事業を営む(株)ビットアルゴ取引所東京に40%の出資を行いました。(同社は2019年2月にTaoTao株式会社に社名変更しました。以下では「TaoTao(株)」といいます。)TaoTao(株)は、資金決済法に基づき、仮想通貨交換業者としての登録を受けており、資金決済法、関連政令、府令等の法令等の規制に従って業務を遂行しています。

TaoTao(株)が取扱う仮想通貨取引は、仮想通貨の価格変動がお客様の売買損益に多大な影響を及ぼします。従って、価格変動がTaoTao(株)のお客様に不利に働きお客様の損失が増大することにより、お客様の投資意欲の減退を招き、仮想通貨の取引高が減少する可能性があります。当該事業の業績は仮想通貨の取引高に依拠しているため、このような状況が長期化した場合には、の業績への影響を通じ、当社グループの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

また、2018年6月15日にソフトバンク(株)との合併により、電子決済事業を営むPayPay(株)を設立しました。PayPay(株)においては営業活動によって開拓した電子決済サービスの加盟店への立替払いを当社が

行っており、資金の流れにおいて一部はPayPay(株)からの回収よりも当社の立替払いが先行しますが、今後の事業拡大に伴い、立替払いのための更なる資金が必要となる可能性があります。

7. 他社およびパートナーとの関係に関わるリスク

(1) 業務提携・契約に関わるリスク

当社グループはパートナーシップの構築を推進していますが、パートナーシップに関してはいくつかのリスクが存在します

当社グループでは、他のサイトとパートナーシップを組むことで当社グループ以外のサイトのユーザーとの接点を増やし、パートナーサイトを含めたネットワーク全体としての利用度を拡大するために、法人および個人のインターネットメディアとのパートナーシップの構築を積極的に進めています。

広告では、他のインターネットサイトとの広告掲載スペースの提携により、「Yahoo!アドパートナー」等の広告ネットワークの拡大に努めています。ネットワーク化することで、リーチの少ない他のインターネットサイトの媒体価値を高めることができ、また広告主にとっても、広告ネットワーク全体を通じて、自社のターゲットとなる顧客層により広くアプローチすることが可能となります。広告サービスを当社グループのみならず他の提携パートナーサイトとも共同で広告主に提供し、高い実績を上げています。そのほかにも、オンライン決済代行サービス「Yahoo!ウォレット」等各種サービスのパートナーサイトへの提供をしています。これらのパートナーシップ構築を進めることで、パートナーサイトの利便性や安全性、効率性、集客、業績を向上させ、ユーザーの求める多様なインターネットサービスを、当社グループならびにパートナー全体で提供することを目指しています。

これらを推進するにあたり、次のようなリスクが存在すると考えられます。

パートナーシップ構築の際は双方ともにメリットのある関係となることを目指し各種取り決めをしていますが、パートナーの売上収益およびトラフィックが期待値に満たない、もしくは他社との競合の結果、パートナーシップの構築が遅滞する可能性や、パートナー獲得における費用の増加を余儀なくされる可能性、また、パートナーシップ契約を解除される可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす場合があります。

パートナーへのサービスは、当社ないしは当社グループの関連会社、提携会社のシステムにより提供しています。これらシステムの障害等によりパートナーが損害を被った場合、当社グループのブランドイメージが低下したり、損害賠償を請求されたりする可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす場合があります。

パートナーのサービスの品質や評判が、当社グループの評判や信用に影響し、当社グループのブランドイメージに影響を及ぼす可能性があります。

検索連動型広告におけるパートナーが、当社グループとのパートナーシップを解消する等した場合、当社グループの業績に影響がでる可能性があります

検索連動型広告は、当社グループだけでなく国内の大手サイト等パートナー各社とも提携を行っています。当社グループとしては引き続き提携パートナーの拡充や、新しいサービスの創出に努力をしていますが、これらのパートナーとの提携の解消等があった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは多数のコンテンツを他社から調達しており、コンテンツの調達に支障がでる場合があります

当社グループは、ニュース、気象情報、株価等の情報サービスや、映像、ゲーム等のコンテンツをユーザーに提供しています。今後も、ユーザーが有用と考えるような良質の情報やコンテンツを継続的に確保していきますが、他社に起因する契約の終了等の諸要因により予定通り情報やコンテンツが集まらなかったり、その確保に想定以上の費用がかかったりした場合、ユーザーによる当社グループのサービスの利用度が低下し、期待通りの業績を上げられない可能性があります。

当社グループは他社との業務提携を進めていますが、業務提携先または当社グループに予期しない事態等が発生した場合、事業計画の推進に支障が生じる可能性があります

当社グループでは、業務提携によってもサービスの拡大を進めています。その際は当社グループのガイドラインに沿ってサービスを提供していますが、業務提携先の情報管理体制の不備による個人情報の流出、システム障害によるサービス提供の一時停止、開発の遅延等が発生した場合等には当初計画していたサービスを目論見通りに提供できない可能性があります。

また上記とは逆に、当社グループ側の原因により業務提携先が目論見通りにサービスを提供できなくなる可能性もあり、その場合、業務提携先から損害賠償等を求められる可能性があります。これらの結果、サービスのユーザー数や当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 取引先の信用に関わるリスク

取引先の与信状況に応じた取引をしていますが、売上債権等の回収に支障をきたす場合があります

当社グループでは、広告商品その他の販売にあたっては、社内規程に則って販売先の与信状況等を十分に吟味し、取引金額の上限を定めたり、前払い決済とする等の対策や、販売代理店を経由したりクレジットカード等の決済方法をとったりすることにより、売上債権の回収に支障をきたさないよう十分な注意を払っています。しかしながら、景気の変動等による取引先の経営状況の悪化等の影響により、今後売上債権の回収が滞ったり、回収不能分が発生したりする可能性が高まることも考えられます。

(3) 他社との関係に関わるリスク

当社グループの各事業は特定の販売先や仕入先に依存している場合があります

当社グループでは、各事業において特定の販売先等に依存している場合があります。

広告売上収益の一部は、広告会社を用いた営業活動を行っている関係上、特定の広告会社やメディアアクトに依存しています。また、その他広告以外の事業においても、販売先等の中には取引規模の大きな特定の事業会社もあり、これらとの取引が当社グループの売上収益に占める割合も高くなってきています。

これらの販売先等との取引関係に変動があった場合や、相手先の経営状況の悪化やシステム不良等のトラブルが起こった場合には、当社グループの業績やサービスの継続自体に影響を与える可能性があります。

他社との共同出資による合弁事業は、将来的にこれら他社との間で提携関係に支障をきたす場合があります

子会社・関連会社の中には、第三者との間で合弁事業として設立・運営しているものがあり、その業務運営を合弁パートナーである当該第三者に大きく依存しています。現時点では、各合弁パートナーとの関係は良好であり、パートナーとの協力関係は各社の業務運営上効果的に機能していますが、将来的にこれらパートナーとの間で何らかの理由により協業・提携関係に支障をきたすような事態が発生した場合、各社の業績に影響を与える可能性があります。最悪の場合、子会社・関連会社によってはその事業運営の継続が不可能になる可能性があります。

サービスの開発や運営を特定の他社に依存している場合があります

当社グループのサービスの中には、運営に不可欠なシステムの開発・運営を特定の第三者に委託している例、またはサービスの運営にあたって第三者との連携が前提となっている例があります。これらの第三者の選定に関しては、当社グループは過去の業績等から判断して相応水準の技術力・運営力を有していることを基準として選定しています。また、当社グループでは、関連各部署との連携を密にする等により、サービス運営に支障をきたさないよう常に注意を払っています。しかしながら、管理不能な当該委託先の事情によりシステムの開発に遅延が発生したり、運営に支障をきたす事態となったり、連携先のシステムの停止等が発生したりする可能性は否定できません。その場合には販売機会の喪失、サービス競争力の低下等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があり、最悪の場合にはサービス運営そのものの継続ができなくなる可能性もあります。また、商品の配送関連サービス等、第三者がユーザーとの接点を担っている場合があります。それらのサービスにおける不手際により、当社グループのブランドイメージの低下につながる可能性があります。

その他にも外部の他社等へ依存しているサービス等があります

当社グループでは、上記に限らず、外部の第三者に業務を委託したり、また第三者からの情報や役務の提供に依存したりして、サービスを運営する面が多々あります。これら第三者の経営状況やサービスの質の悪化等の理由により、当社グループの事業運営上支障が生じ、結果として業績に影響を与える可能性があります。

8. 情報セキュリティに関わるリスク

(1) 情報セキュリティ全般に関わるリスク

情報セキュリティが侵害された場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります

当社グループでは、安全に安心して利用できるサービスをユーザーに提供するため、中長期的な視点で全社を挙げて情報セキュリティに取り組んでいます。

しかしながら、これらの取り組みが及ばず、業務上の人為的ミスや故意による不法行為、災害等によるシステム障害、マルウェア感染や標的型攻撃等のサイバー攻撃、システムや製品等の脆弱性等により、情報漏洩、データの破壊や改ざん、サービスの停止等の被害等が発生した場合、当社グループの業績に影響を与えるだけでなく、当社グループの信用失墜につながる可能性があります。

当社の子会社・関連会社の情報セキュリティが侵害された場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります

当社は、子会社・関連会社の情報セキュリティを支援しています。具体的には、情報セキュリティ対策の仕組みの共有や導入支援、脆弱性情報等情報セキュリティに関する情報の共有、各社の求めに応じて情報セキュリティ対策の相談対応等を行っています。

さらに、子会社に対しては当社と同等の情報セキュリティ対策を行うための規程の提供や第三者認証取得支援等の支援を行っています。

しかしながら、想定以上にサイバー攻撃等の脅威が発生した場合には追加費用が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

サイバー攻撃等の脅威が想定以上に増加・高度化した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります

当社グループでは、日々高度化するサイバー攻撃等の脅威に備え、必要かつ前衛的な対策を取るべく必要十分な費用の確保に努めています。

しかしながら、想定以上にサイバー攻撃等の脅威が発生した場合には追加費用が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) パーソナルデータに関わるリスク

パーソナルデータの漏洩等が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります

当社グループではプライバシーポリシーをユーザーに公開し、サービスを通じお預かりしたパーソナルデータをプライバシーポリシーに準拠し利用しています。

パーソナルデータは、アクセスする権限を持つ担当者を必要最小限に絞る、隔離された居室でのみ取り扱う等複数の対策を組み合わせ保護しています。

しかしながら、これらの対策が及ばず、情報セキュリティが侵害された場合、サービスの停止または縮退により、当社グループの業績に影響を与えるだけでなく、当社グループの信用失墜につながる可能性があります。

さらに、パーソナルデータのうち「個人情報」の情報セキュリティが侵害された場合、上記リスクに加え、法的紛争に発展する可能性があります。

ユーザー自身の個人情報の照会・変更・削除等は、ユーザー自身がシステムから行うようにしています。問い合わせに回答するためにやむを得ない場合等を除き、役員、従業員等が個人情報を参照できない対策を導入しています。

また、個人情報を社外に業務委託する場合は、個人情報委託先選定基準を定め、一定水準以上の情報セキュリティ対策を実施できる業務委託先に限定して委託し、委託中は個人情報委託先の監督・監査を定期的に行っています。

しかしながら、これらの対策が及ばず、情報漏洩、情報破壊や改ざん等の被害等が発生した場合、信用の低下や損害賠償請求等の法的紛争が発生する可能性があります。

加えて、ユーザーにおけるパーソナルデータへの関心の高まりを受け、当社グループより適法に個人情報の提供を受けたパートナーが、個人情報を漏洩したような場合において、当社グループに法的な責任はないとしても、社会的な責任を問われ、当社グループの信用失墜につながる可能性があります。

銀行口座番号、クレジットカード番号等が漏洩した場合、ブランドイメージが低下したり、法的紛争に発展したりする可能性があります

当社グループでは「Yahoo!ウォレット」等の決済金融系サービスやユーザーの本人確認のために銀行口座番号、クレジットカード番号等をお預かりし、または利用しています。

これらの情報が第三者に悪用された場合、ユーザーに経済的被害を直接与える可能性があるとの認識のもと、当社では、さらに隔離したシステムでこれらの情報を機微な個人情報として厳重に管理しています。

クレジットカード情報については、それらを取り扱う決済金融系サービス「Yahoo!ウォレット」と当社におけるほぼ全てのクレジットカード決済の加盟店管理業務において、クレジットカード決済に関する会員情報や取引情報および決済プロセス等におけるグローバルスタンダードのセキュリティ基準である「PCI DSS」のなかでも最も厳しい「レベル1」の認定を取得しています。

しかしながら、これらの施策によっても情報セキュリティが完全に保たれる保証はなく、万が一情報漏洩等の諸問題が発生した場合、当社グループの業績に影響を与えるだけでなく、当社グループの信用失墜につながる可能性があります。

個人情報が「Yahoo!ショッピング」、「ヤフオク!」等の出店ストアから情報漏洩した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります

「Yahoo!ショッピング」や「ヤフオク!」等のBtoC取引では、購入者が入力した個人情報は、商品を販売したストアに送られ、各ストアが個人情報の収集主体として責任を持って管理しています。また、購入者のプライバシー情報がストアから別の個人や団体に開示されないように、ストアに対して、購入者の個人情報およびプライバシー情報について商品の送付や販促目的以外に利用をすることを固く禁じており、適切な管理をするよう適宜指導を行っています。なお、ストアのクレジットカード決済にあたっては、ストアにて当社グループの運営する決済手段を利用するか、直接カード会社と決済契約を締結するかいずれかの方法をとっています。当社グループの決済サービスを利用しているストアの場合、購入者が入力したクレジットカード番号等は当社グループを通じてカード会社に送信されますので、各ストアに保存されることはありません。一方、直接カード会社と決済契約をしているストアについては、購入者が入力したクレジットカード番号等の管理に関して、他の個人情報と同様に厳重な指導と注意喚起を行っています。

しかしながら、これらの対策が及ばず、情報漏洩の被害等が発生した場合、当社グループの責任の有無にかかわらず、信用失墜によるユーザーの減少に伴い、当社グループ業績に影響を与える可能性があります。

(3) 通信の秘密に関わるリスク

通信の秘密が侵害された場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります

当社グループは、「Yahoo!メール」等のサービスにおいて、通信内容等の通信の秘密に該当する情報を取り扱っています。これらの取扱いの際は電気通信事業法に則り、情報セキュリティに対する取り組みのもと、適切な取扱いを行っています。

しかしながら、これらの情報が「Yahoo!メール」等のサービスを提供するシステムの不具合や、マルウェア等の影響、通信設備等への物理的な侵入、当社グループの関係者や業務提携・委託先等の故意または過失等によって侵害された場合、当社グループのブランドイメージの低下や法的紛争に発展し、ユーザーの減少やサービスの停止や縮退に伴う損害賠償や売上収益減少等による業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 不正利用に関わるリスク

当社グループのサービスが外部の悪意ある第三者に不正利用された場合、業績に影響を及ぼす可能性があります

悪意ある第三者が、他人の「Yahoo! JAPAN ID」とパスワード、クレジットカード情報等をフィッシング等で不正に入手し、当社グループやパートナーサイトの各種サービスで他人になりすます行為や、「Yahoo! JAPAN カード」を不正利用し支払いを行う等の可能性があります。一例として、「ヤフオク!」で他人になりすまして不正な商品を出品する、「Yahoo! ウォレット」や「Yahoo! かんたん決済」を利用して他人の支払いで決済を行う、「Yahoo! メール」で他人になりすましてメールを送信する、等が考えられます。

当社グループでは「Yahoo! JAPAN ID」とパスワードを守る機能の提供や、ユーザーを含む日本のインターネットユーザーへ安全なID管理についての啓発を行うとともに、一定の不正利用を事前に想定した対策を行っています。しかしながら、不正利用により立替金の回収に支障をきたす可能性や不正利用の被害に対する想定外の補償や再発防止対策費用により、業績に影響を及ぼし、当社グループのブランドイメージが低下する可能性があります。

(5) 社内経営情報に関わるリスク

会社の経営・財務等投資判断に影響を及ぼすような未公表の重要事実(インサイダー情報)や非公開の社内経営情報の情報セキュリティが侵害された場合、業績に影響を及ぼす可能性があります

当社グループでは、出願前の特許情報、公開前のM&Aまたは業務提携に関わる情報、取引先・株主・従業員の個人情報、監査資料、およびその他の営業資料等の社内経営情報をユーザーからお預かりしたパーソナルデータ等とは分離し、適切なアクセス制御のもとで管理しています。

しかしながら、これらの情報が漏洩・改ざんまたは利用できない事態が発生した場合、株主・取引先・従業員等の利害関係者への直接的な影響、市場優位性の低下、法令違反に発展した場合の業務停止、ブランドイメージの低下等の可能性があります。

(6) 遺伝子解析事業について

当事業では、ユーザーから提供された試料を検査し、解析した結果得られる個人の遺伝子に関する情報を機微な個人情報として取り扱います。当該遺伝子情報の取扱いにあたりセキュリティ確保には万全を期していますが、万一情報漏洩等が生じた場合には、信用の低下や損害賠償請求等の法的紛争が発生する可能性があります。

9. コーポレートガバナンスに関わるリスク

(1) コーポレートガバナンスに関わる体制について

コーポレートガバナンスのための体制が有効に機能せず、業務運営への影響や、運営費用が増大する可能性があります

当社グループでは、業務上の人為的ミスやその再発、内部関係者の不正行為等による不具合の発生等が起きることのないよう、より一層厳格な内部管理・運用の基準を作成し行動に移す等の対策をとっており、社内の独立した組織として社長直属の内部監査室を設置し運営することにより、適法かつ適正なコーポレートガバナンスの強化を図っています。

また、インターネット業界においてスピード感を持った迅速な経営判断が行える「攻めのガバナンス」と、コーポレートガバナンス・コードが目指している「透明・公正かつ迅速・果断な意思決定」のための体制とを両立させるため、2015年6月より監査等委員会設置会社へ移行しました。

監査等委員3名のうち2名を独立社外取締役としているほか、経営の意思決定・業務執行の監督(取締役会)と業務執行(執行役員)を分離する等、意思決定の迅速化と経営監視機能を確保した体制を構築しています。

しかしながら、これらの体制が有効に機能しない場合、業務上の人為的ミスやその再発、内部関係者の不正行為等による不具合、等の発生率が高まる可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 財政状態の状況

(1) 資産

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末と比べて87,032百万円(3.5%減)減少し、2,429,601百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりです。

- ・現金及び現金同等物の主な増減理由は、「3. キャッシュ・フローの状況」に記載しています。
- ・カード事業の貸付金は、主にクレジットカード事業の取扱高増加により前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・銀行事業の有価証券は、(株)ジャパンネット銀行の資金運用による有価証券の取得・売却等により前連結会計年度末と比べて増加しました。

(2) 負債

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末と比べて124,331百万円(8.9%増)増加し、1,519,077百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりです。

- ・営業債務及びその他の債務は、主に「Yahoo! ショッピング」加盟店に対する未払金の増加およびふるさと納税に係る未払金の増加により前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・銀行事業の預金は、顧客からの預金の増加により前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・有利子負債は、主に社債の発行により前連結会計年度末と比べて増加しました。

(3) 資本

当連結会計年度末の資本合計は、前連結会計年度末と比べて211,363百万円(18.8%減)減少し、910,523百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりです。

- ・利益剰余金は、親会社の所有者に帰属する当期利益の計上による増加があったものの、自己株式の消却および配当金の支払いにより前連結会計年度末と比べて減少しました。

2. 経営成績の状況

(1) 事業全体およびセグメント情報に記載された区分ごとの状況

当連結会計年度の売上収益は、9,547億円と前年同期と比べて575億円(6.4%増)増加しました。これは、会計方針の変更に伴う影響があったものの、主に広告売上収益や、アスクルグループの売上収益が増加したこと、ならびに前年度第4四半期の(株)ジャパンネット銀行の子会社化が寄与したことによるものです。

営業利益は、売上収益の増加や第1四半期の子会社株式売却益があったものの、販売促進費、減価償却費及び償却費および人件費が増加したこと、当社の子会社であるアスクル(株)において36億円、シナジーマーケティング(株)において23億円の減損損失をそれぞれ計上したこと、ならびに前年度第1四半期にアスクル(株)の保険金収入があったこと等により、前年同期比で減少しました。また、税引前利益、親会社の所有者に帰属する当期利益については、上記要因に加え、当期よりサービスを開始した「PayPay」への積極的な投資の結果、183億円の持分法投資損失を計上したこと等により前年同期比で減少しました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上収益9,547億円(前連結会計年度比6.4%増)、営業利益1,405億円(前連結会計年度比24.4%減)、税引前利益1,233億円(前連結会計年度比36.1%減)、親会社の所有者に帰属する当期利益786億円(前連結会計年度比40.0%減)となりました。

メディア事業

検索連動型広告における売上収益が、表示デザインの改善や新機能の提供開始により前年同期比で増加したこと等に伴い、メディア事業の売上収益は前年同期比で増加しました。一方、Yahoo! JAPANトップページをはじめ各サービスにおいて動画コンテンツを充実させるための調達費用等が前年同期比で増加したこと等に伴い、営業利益は前年同期比で減少しました。

以上の結果、当連結会計年度のメディア事業の売上収益は3,034億円(前年同期比4.4%増)、営業利益は1,410億円(前年同期比9.6%減)となり、全売上収益に占める割合は31.8%となりました。(1)

コマース事業

アスクルグループやワイジェイカード(株)における売上収益が増加したことや、前年度第4四半期に(株)ジャパンネット銀行を子会社化したことが寄与したことに加え、「Yahoo!ショッピング」における広告売上収益(2)が増加したこと等により、コマース事業の売上収益は前年同期比で増加しました。また、eコマース取扱高(物販)(3)は、前年同期比で8.7%増の1兆9,515億円となりました。一方、営業利益はコマース事業拡大のための積極的な販売促進活動等により、前年同期比で減少しました。

以上の結果、当連結会計年度のコマース事業の売上収益は6,496億円(前年同期比9.7%増)、営業利益は557億円(前年同期比32.7%減)となり、全売上収益に占める割合は68.0%となりました。(1)

- (1) 2018年4月1日より、サービスの効率的な提供に重点を置き、迅速に市場の変化に対応するため、一部のサービスおよび子会社をセグメント間で移管しています。移管の主な内容は、子会社である(株)GYAOを含む映像関連サービスを「コマース事業」から「メディア事業」へ移管していることです。これに伴い、前連結会計年度のセグメント情報を修正再表示しています。
- (2) 当社におけるコマース事業の広告売上収益、バリューコマース(株)が「Yahoo!ショッピング」出店ストアに販売している「Yahoo!ショッピング」の広告商品「ストアマッチ」等の売上収益の合計値です。「Yahoo!ショッピング」出店ストアが出稿している検索連動型広告、YDN等の売上収益はメディア事業セグメントの広告売上収益に計上しています。
- (3) 「Yahoo!官公庁オークション」を含む「ヤフオク!」の取扱高、ショッピング事業取扱高、その他物販取扱高、2015年度2Q以降(2Qは1ヶ月相当)のアスクル(株)におけるBtoB事業インターネット経由売上収益(20日締め)を含みます。

(2) 生産、受注及び販売の実績

当社グループはインターネット上での各種サービスの提供を主たる事業としており、また受注生産形態をとらない事業も多いため、セグメント毎に生産の規模および受注の規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

なお、販売の状況については、「2 経営成績の状況(1) 事業全体およびセグメント情報に記載された区分ごとの状況」における各セグメントの業績に関連づけて示しています。

3. キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ321,540百万円減少し、546,784百万円となりました。このうち、銀行事業に関する日銀預け金は237,018百万円です。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の納付があったものの、主に税引前利益の計上により149,957百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に銀行事業の有価証券の取得・売却等および有形固定資産・無形資産の取得により212,193百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に自己株式の取得により263,305百万円の支出となりました。

流動性および資金の源泉

流動性リスクとその管理方法については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 29. 金融商品」に記載しています。

当連結会計年度における資金の主な増減要因については、上記に記載していますが、投資有価証券の取得や恒常的な支出であるサーバー等ネットワーク設備への設備投資等につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローを源泉としています。

4. 経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりです。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(1) 連結の範囲

アスクル(株)については、議決権の45.1%を所有しているため、日本基準では関連会社ですが、IFRSでは議決権の分散状況および過去の株主総会の投票パターン等を勘案した結果、当社がアスクル(株)を実質的に支配していると判断し、同社を子会社化しています。

上記の影響により、IFRSでは日本基準に比べて資産合計が250,411百万円増加、負債合計が140,384百万円増加、資本合計が99,968百万円増加しています。また、売上収益が383,535百万円増加、営業利益が4,654百万円減少、親会社の所有者に帰属する当期利益が617百万円減少しています。

(2) 売上収益の純額表示

日本基準では主に検索連動型広告等の売上に応じて支払うTraffic Acquisition Costの一部について純額で表示していますが、IFRSでは総額で表示しています。

上記の影響により、IFRSでは日本基準に比べて売上収益が25,523百万円増加しています。

(3) のれんの償却

日本基準ではその効果の及ぶ期間を見積り、その期間で償却することとしていますが、IFRSでは移行日以降の償却を停止しています。

上記の影響により、IFRSでは日本基準に比べて営業利益が10,353百万円増加、親会社の所有者に帰属する当期利益が10,315百万円増加しています。

4 【経営上の重要な契約等】

1. 技術受入契約

契約会社名	ヤフー株式会社
契約相手先	オース・ホールディングス・インク
締結年月日	1996年4月1日
契約期間	1996年4月1日～(期間の定めなし) 但し、(i)当事者の合意による場合、(ii)一方当事者の債務不履行、若しくは破産等を原因として本契約が解除される場合、(iii)オース・ホールディングス・インクが競合するとみなす企業等によりヤフー(株)の株式の3分の1以上が買収された場合、または()ヤフー(株)につき合併、買収等される場合において、その合併、買収等される前のヤフー(株)の株主が合併、買収等された後の会社の議決権の過半数を維持できない場合(但し、オース・ホールディングス・インクの同意がある場合を除く)においては本契約は終了する。
主な内容	<p>ヤフー・ジャパン ライセンス契約(YAHOO! JAPAN LICENSE AGREEMENT)</p> <p>オース・ホールディングス・インクのヤフー(株)に対する下記のライセンスの許諾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本市場のためにカスタマイズされローカライズされたオース・ホールディングス・インクの情報検索サービス等(以下、日本版情報検索サービス等という)の使用複製等に係る非独占的権利 ・ オース・ホールディングス・インクの商標等の日本における利用等にかかる非独占的権利 ・ オース・ホールディングス・インクの商標等の日本における出版に関する利用等にかかる独占的権利 ・ 日本版情報検索サービス等の開発、商業利用、プロモーション等に係る全世界における独占的権利 <p>ヤフー(株)が追加する日本固有のコンテンツのオース・ホールディングス・インクに対する全世界における利用にかかる非独占的権利の許諾(無償)</p> <p>ヤフー(株)のオース・ホールディングス・インクに対するロイヤルティの支払い</p> <p>(注) ロイヤルティの計算方法は、売上総利益から販売手数料を差し引いた金額の3%を支払金額としていましたが、2005年1月から、計算方法の見直しにより、下記に記載の計算式により支払金額を算定しています。</p> <p>ロイヤルティの計算方法</p> $\{ (\text{売上収益}) - (\text{広告販売手数料}^*) - (\text{取引形態の異なる連結子会社における売上原価等}) \} \times 3\%$ <p>* 広告販売手数料は連結ベース</p>

2. サービス提供契約

契約会社名	ヤフー株式会社
契約相手先	グーグル・アジア・パシフィック・プライベート・リミテッド
締結年月日	2014年10月21日(当初契約日2010年7月27日)
契約期間	2021年3月31日まで
主な内容	<p>サービス提供契約(GOOGLE SERVICES AGREEMENT)</p> <p>相手方による検索技術および検索連動型広告配信技術の非独占的提供 相手方は、検索技術および検索連動型広告配信技術を非独占的にヤフー(株)に提供し、ヤフー(株)は、これらを用いて自らのブランドにてサービスを提供する。</p> <p>検索サービスの差別化 両者は、検索サービスによる検索結果について差別化するための付加的な機能を自由に開発・運用することができる。</p> <p>ヤフー(株)は、相手方が提供する検索結果を自らの判断で表示するか否かを決定することができる。</p> <p>ヤフー(株)の相手方に対するサービスフィーの支払い ヤフー(株)が提供を受けたサービスの対価は、ヤフー(株)のサイトから得られる金額を基準に年次に応じて定められた計算式によって算出される金額および所定の期間にヤフー(株)のサイトから得られる売上収益が一定金額を超過した場合に当該超過分を基準に計算式によって算出される金額の合計とする。ヤフー(株)がパートナーのサイトで利用したサービスの対価は、パートナーのサイトから得られる売上収益に年次毎に定められたレートに乗じた金額とする。</p>

5 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発費は1,015百万円であり、主に次世代インターネット技術の研究に係るものです。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、総額で83,875百万円(うち有形固定資産は40,451百万円、無形資産は43,423百万円です。)であり、主なものは、サーバーおよびネットワーク関連設備の購入、ソフトウェアの取得に伴うものです。当該設備投資については、各セグメントにわたり使用しており、各セグメントに厳密に配賦することが困難なため、報告セグメント毎の設備投資については省略しています。

2 【主要な設備の状況】

1. 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物 および 構築物	工具、 器具および 備品	機械装置	土地 (面積千㎡)	ソフト ウェア		合計
本社他 (東京都千代田 区他)	全セグメント	ネットワーク 関連設備およ びデータセン ター設備等	26,094	52,734	9,567	1,068 (67)	50,905	140,370	6,515

2. 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
				建物 および 構築物	工具、 器具およ び備品	機械装置 および 運搬具	土地 (面積千㎡)	ソフト ウェア		合計
アスクル(株)	本社他 (東京都江 東区他)	コマース事 業	物流セン ター等	4,203	831	16,004	12 (0)	6,813	27,865	755

(注) 1 上記の金額には、消費税等を含みません。

2 上記の他、主要な設備のうち連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりです。

提出会社および国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	リース契約残高 (百万円)
提出会社	本社他 (東京都千代田区他)	全セグメント	本社ビル・デー タセンター他	33,124
アスクル(株)	全国の物流センター他	コマース事業	物流センター他	66,348

3 【設備の新設、除却等の計画】

1. 重要な設備の新設等

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)	資金調達 方法	着手 年月	完成 予定 年月	完成後の増加能力
提出会社	本社他 (東京都千代田 区他)	全セグメント	ネットワーク 関連設備およ びデータセン ター設備	32,451	自己資金	2019年 4月	2020年 3月	インターネット接 続環境の増強およ びデータセンター 設備の増強
提出会社	本社他 (東京都千代田 区他)	全セグメント	ソフトウェア	26,456	自己資金	2019年 4月	2020年 3月	サービスおよび業 務効率の拡大
ワイジェイ カード(株)	本社他 (福岡市博多区 他)	コマース事業	ソフトウェア および関連機 器	12,600	自己資金	2016年 4月	2020年 1月	最新技術の導入や システム開発のス ピードアップ、シ ステム構築コスト の削減等

(注) 上記の金額には、消費税等を含みません。

2. 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

1. 【株式の総数等】

(1) 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,160,000,000
計	24,160,000,000

(2) 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月17日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,151,629,615	5,151,639,615	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株です。
計	5,151,629,615	5,151,639,615		

(注) 提出日現在の発行数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

2. 【新株予約権等の状況】

(1) 【ストックオプション制度の内容】

2009年度第1回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2009年4月28日	
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員100名	
新株予約権の数(個)	227	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,700	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	269	
新株予約権の行使期間	2011年4月29日～ 2019年4月28日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 269 資本組入額 135	
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	

2009年度第2回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2009年7月28日	同左
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員459名	同左
新株予約権の数(個)	3,493	3,490
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	349,300	349,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	307	同左
新株予約権の行使期間	2011年7月29日～ 2019年7月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 307 資本組入額 154	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2009年度第3回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2009年10月27日	同左
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員61名	同左
新株予約権の数(個)	66	66
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,600	6,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	288	同左
新株予約権の行使期間	2011年10月28日～ 2019年10月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 288 資本組入額 144	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2009年度第4回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2010年1月27日	同左
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員101名	同左
新株予約権の数(個)	213	211
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,300	21,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	321	同左
新株予約権の行使期間	2012年1月28日～ 2020年1月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 321 資本組入額 161	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2010年度第1回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2010年4月27日	同左
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員155名	同左
新株予約権の数(個)	340	338
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,000	33,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	359	同左
新株予約権の行使期間	2012年4月28日～ 2020年4月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 359 資本組入額 180	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2010年度第2回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2010年7月27日	同左
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員273名	同左
新株予約権の数(個)	3,768	3,768
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	376,800	376,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	347	同左
新株予約権の行使期間	2012年7月28日～ 2020年7月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 347 資本組入額 174	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2010年度第3回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2010年10月22日	同左
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員106名	同左
新株予約権の数(個)	146	146
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,600	14,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	289	同左
新株予約権の行使期間	2012年10月23日～ 2020年10月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 289 資本組入額 145	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の計算により1株当

たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2010年度第4回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2011年1月25日	同左
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員104名	同左
新株予約権の数(個)	312	312
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,200	31,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	312	同左
新株予約権の行使期間	2013年1月26日～ 2021年1月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 312 資本組入額 156	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2011年度第1回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2011年5月20日	同左
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員169名	同左
新株予約権の数(個)	242	240
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,200	24,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	280	同左
新株予約権の行使期間	2013年5月21日～ 2021年5月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 280 資本組入額 140	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組

織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2011年度第2回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2011年7月22日	同左
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員256名	同左
新株予約権の数(個)	3,770	3,631
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	377,000	363,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	277	同左
新株予約権の行使期間	2013年7月23日～ 2021年7月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 277 資本組入額 139	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2011年度第3回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2011年11月2日	同左
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員281名	同左
新株予約権の数(個)	463	461
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,300	46,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	253	同左
新株予約権の行使期間	2013年11月3日～ 2021年11月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 253 資本組入額 127	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2011年度第4回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2012年2月3日	同左
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員114名	同左
新株予約権の数(個)	235	233
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,500	23,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	249	同左
新株予約権の行使期間	2014年2月4日～ 2022年2月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 249 資本組入額 125	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。

- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2012年度第1回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2012年5月2日	同左
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員45名	同左
新株予約権の数(個)	657	657
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,700	65,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	254	同左
新株予約権の行使期間	2014年5月3日～ 2022年5月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 254 資本組入額 127	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2 参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新

「規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2012年度第2回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2013年1月29日	同左
付与対象者の区分および人数(名)	当社および当社子会社の取締役および従業員58名	同左
新株予約権の数(個)	179,900	179,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,990,000	17,900,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	324	同左
新株予約権の行使期間	2014年7月1日～ 2023年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 326.72 資本組入額 163.36	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2014年3月期から2019年3月期までのいずれかの期の営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期(以下、「達成期」という。)に応じて、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益が2,500億円を超過した場合

達成期：2016年3月期まで 行使可能割合：20%
 達成期：2017年3月期 行使可能割合：14%
 達成期：2018年3月期 行使可能割合：8%
 達成期：2019年3月期 行使可能割合：2%

(b) 営業利益が3,300億円を超過した場合

達成期：2016年3月期まで 行使可能割合：80%
 達成期：2017年3月期 行使可能割合：56%
 達成期：2018年3月期 行使可能割合：32%
 達成期：2019年3月期 行使可能割合：8%

(2) 新株予約権者は、上記(a)または(b)の条件を充たす前に、2014年3月期から2019年3月期のいずれかの期の営業利益が1,750億円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記(1)に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。

(3) 上記(1)および(2)における営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

(4) 新株予約権者は、付与時から行使時まで継続して当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職等、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(5) 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合は、上記(4)の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。

- (6) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。
- (7) 新株予約権者は、各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (8) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、新株予約権の全部又は一部の権利を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により 1 株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた 1 円未満の端数は切り上げる。
 なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他 1 株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は 1 株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2013年度第1回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2013年4月25日	同左
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員1,983名	同左
新株予約権の数(個)	70,730	68,660
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,073,000	6,866,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	493	同左
新株予約権の行使期間	2014年7月1日～ 2023年5月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 498.54 資本組入額 249.27	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2014年3月期から2019年3月期までのいずれかの期の営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下「行使可能割合」という。)の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (a) 営業利益が2,500億円を超過した場合 : 行使可能割合 : 20%
 - (b) 営業利益が3,300億円を超過した場合 : 行使可能割合 : 80%
- (2) 新株予約権者は、上記(a)または(b)の条件を充たす前に、2014年3月期から2019年3月期のいずれかの期の営業利益が1,800億円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記(1)に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。
- (3) 上記(1)および(2)における営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めて定めるものとする。
- (4) 新株予約権者は、付与時から行使時まで継続して当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職等、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合、上記(4)の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。
- (6) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。
- (7) 新株予約権者は、各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (8) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、新株予約権の全部又は一部の権利を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2013年度第2回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2013年10月25日	同左
付与対象者の区分および人数(名)	当社および当社子会社の取締役および従業員99名	同左
新株予約権の数(個)	188,400	187,750
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,840,000	18,775,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	514	同左
新株予約権の行使期間	2015年7月1日～ 2023年11月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 515.34 資本組入額 257.67	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2015年3月期から2019年3月期までのいずれかの期において、営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が3,300億円を超過した場合に、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行うことができる。
- (2) 上記(1)における営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役に定めて定めるものとする。
- (3) 新株予約権者は、付与時から行使時まで継続して当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職等、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合、上記(3)の規定にかかわらず、相続人は、新株予約

権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれが早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。

- (5) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。
- (6) 新株予約権者は、各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (7) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、新株予約権の全部又は一部の権利を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2014年度第1回新株予約権

	事業年度末現在 2019年3月31日	提出日の前月末現在 2019年5月31日
決議年月日	2014年4月25日	同左
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員4名	同左
新株予約権の数(個)	19,500	19,500
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,950,000	1,950,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	492	同左
新株予約権の行使期間	2015年7月1日～ 2024年5月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 493.20 資本組入額 246.60	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2015年3月期から2019年3月期までのいずれかの期において、営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が3,300億円を超過した場合に、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。
- (2) 上記(1)における営業利益の判定において、会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めて定めるものとする。
- (3) 新株予約権者は、付与時から行使時まで継続して当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職等、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合、上記(3)の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。
- (5) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。
- (6) 新株予約権者は、各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (7) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、新株予約権の全部又は一部の権利を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ \text{(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)}$$

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	2007年6月21日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 なお、人数等の詳細については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会において決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,000,000株を各事業年度における総株数の上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後10年間を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。
- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。
1株当たりの価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は後者の価格とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他1株当たりの価額の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。
- 3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

(2) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(3) 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

3. 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

4. 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年4月～ 2015年3月(注)1	44,400	5,694,945,000	9	8,281	9	3,362
2015年4月～ 2016年3月(注)1	346,400	5,695,291,400	77	8,358	77	3,439
2016年4月～ 2017年3月(注)1	286,200	5,695,577,600	69	8,428	69	3,508
2017年7月20日(注)2	805,000	5,696,382,600	195	8,623	195	3,704
2017年4月～ 2018年3月(注)1	483,700	5,696,866,300	113	8,737	113	3,818
2018年7月18日(注)3	794,000	5,697,660,300	178	8,915	178	3,996
2018年9月28日(注)4	546,146,785	5,151,513,515		8,915		3,996
2018年10月26日(注)5	30,000	5,151,543,515	5	8,921	5	4,002
2018年4月～ 2019年3月(注)1	86,100	5,151,629,615	17	8,939	17	4,020

(注) 1 ストックオプション(新株予約権等を含む)の権利行使による増加です。

2 2017年7月20日付譲渡制限付株式の有償発行による増加です。

発行価額 486円

資本組入額 243円

割当先 当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)1名、当社の従業員90名

3 2018年7月18日付譲渡制限付株式の有償発行による増加です。

発行価額 449円

資本組入額 224.5円

割当先 当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)1名、当社の従業員103名

4 自己株式の消却による減少です。

5 2018年10月26日付譲渡制限付株式の有償発行による増加です。

発行価額 393円

資本組入額 196.5円

割当先 当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)1名

6 2019年4月1日から2019年5月31日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が10,000株、資本金が1百万円、資本準備金が1百万円増加しています。

5. 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府およ び地方公 共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	63	62	589	693	318	155,829	157,554	
所有株式数 (単元)	0	4,508,738	1,470,010	24,653,556	17,136,226	4,665	3,742,046	51,515,241	105,515
所有株式数 の割合(%)	0	8.8	2.9	47.9	33.3	0.0	7.3	100.0	

(注) 1 自己株式(当社保有分)67,879,000株(単元数678,790個)は、「個人その他」に含まれています。

2 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が15,100株(単元数151個)含まれています。

6. 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
ソフトバンクグループジャパン(株)	東京都港区東新橋1丁目9-1	1,834,377,600	36.1
ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1丁目9番1号	613,888,900	12.1
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株))	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ 森タワー)	164,231,988	3.2
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	131,305,700	2.6
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	108,711,200	2.1
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシ ティア棟)	74,988,624	1.5
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	67,372,038	1.3
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	61,463,892	1.2
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	50,467,541	1.0
J P MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシ ティア棟)	49,323,958	1.0
計	-	3,156,131,441	62.1

- (注) 1 ソフトバンク(株)が2018年7月11日から2018年8月8日まで実施した当社普通株式に対する公開買付けの結果により、2018年8月15日付で、同社が当社の主要株主となりました。
- 2 2018年9月20日付で、ソフトバンク(株)の親会社であるソフトバンクグループジャパン(株)がSBBM(株)が所有する当社の普通株式の全てを取得したことにより、ソフトバンクグループジャパン(株)が直接および間接所有する議決権比率が48.16%となりました。この結果、同日付で、ソフトバンクグループジャパン(株)が当社の親会社および主要株主である筆頭株主となりました。
- 3 上記のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)、日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有する株式数は、全て信託業務に係るものです。
- 4 上記のほか、当社所有の自己株式67,879,000株があります。

7. 【議決権の状況】

(1) 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 67,879,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,083,645,100	50,836,451	
単元未満株式	普通株式 105,515		
発行済株式総数	5,151,629,615		
総株主の議決権		50,836,451	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が15,100株含まれています。また「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数151個が含まれています。

(2) 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ヤフー(株)	東京都千代田区紀尾井町1-3	67,879,000		67,879,000	1.3
計		67,879,000		67,879,000	1.3

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号および会社法第155条第13号による普通株式の取得

1. 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

2. 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2018年7月10日)での決議状況 (取得期間2018年7月11日～8月9日)	611,111,211	220,000,035,960
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	611,111,200	220,000,032,000
残存決議株式の総数および価額の総額	11	3,960
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0.00	0.00
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	0.00	0.00

(注) 2018年7月10日開催の取締役会において、自己株式の取得およびその具体的な方法として自己株式の公開買付を行うことを決議しました。その概要は以下のとおりです。

取得する株式の種類 : 普通株式
取得する株式の総数 : 611,111,211株(上限)
取得価額の総額 : 220,000,035,960円(上限) (1株につき360円)
取得する期間 : 自 2018年7月11日 至 2018年8月9日

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年5月8日)での決議状況 (取得期間2019年5月9日～6月28日)	1,834,377,700	526,466,399,900
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数および価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00

(注) 2019年5月8日開催の取締役会において、自己株式の取得およびその具体的な方法として自己株式の公開買付を行うことを決議しました。その概要は以下のとおりです。

取得する株式の種類 : 普通株式
取得する株式の総数 : 1,834,377,700株(上限)
取得価額の総額 : 526,466,399,900円(上限) (1株につき287円)
取得する期間 : 自 2019年5月9日 至 2019年6月28日

3. 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	96,000	
当期間における取得自己株式	13,000	

(注) 1 当事業年度における取得自己株式は、譲渡制限付株式の無償取得によるものです。

2 当期間における取得自己株式は、譲渡制限付株式の無償取得によるものです。また、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取および譲渡制限付株式報酬の無償取得による株式数は含めていません。

4. 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	546,146,785	196,612,842,600		
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	67,879,000		67,879,000	

(注) 2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取および譲渡制限付株式報酬の無償取得による株式数は含めていません。

3 【配当政策】

当社の剰余金の配当の決定機関は取締役会です。また、当社の剰余金の配当は期末配当による原則年1回の配当を基本としています。

当社は中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えたサービスへの先行投資や設備投資、資本業務提携を積極的に行うことが重要だと認識しています。同時に、利益還元を通じて株主の皆さまに報いることが上場会社としての責務と捉えています。

上記方針のもと、当期の期末配当金については、2019年5月16日開催の取締役会決議により、1株当たり8.86円(配当金総額は450億円)としました。

当社はこれからも、将来の成長のための投資を継続しながら、株主の皆さまへの適切な利益還元を行うことにより、企業価値の向上を目指します。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

1. 【コーポレート・ガバナンスの概要】

以下は、有価証券報告書提出日(2019年6月17日)現在の状況を記載したものです。

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および企業統治の体制の概要

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、以下の「皆様へのお約束(企業行動憲章)」を公表しています。

皆さまへのお約束(企業行動憲章)

私たちYahoo! JAPANおよびYahoo! JAPANグループ会社で構成されるYahoo! JAPANグループは、法律、商慣行、社会倫理などのルールに基づいて競争市場における企業活動をしています。

ルールに違反して勝ってもそれは意義あるものではなく、ルールにのっとってフェアに戦ってこそ価値があるものと考えています。

私たちは、お客さま、株主・投資家の皆さま、取引先、地域、従業員をはじめとした皆さまから広く信頼され、社会と調和することにより安全で持続可能なインターネット社会の実現を目指し、フェアプレーの精神をもって行動し、また、企業の社会的責任を果たすことによって企業価値を高めたいと考えています。

そのために、私たち取締役、従業員は、それぞれ期待され、求められる役割を十分に理解し、皆さまの信頼と共感を得るために適正な企業ガバナンスを維持し効率的な企業活動を行ってまいります。

また、私たち経営トップは、お客さまの満足と信頼の獲得、公正で自由な競争の確保、立法・行政との健全な関係維持、経営情報の適時適切な開示、従業員の尊重、良好な労働環境の確保、地球環境保全への貢献、「良き市民」としての社会貢献活動の実施、反社会勢力との隔絶、地域・文化との調和、国際ルールの遵守、個人情報への厳重な管理、情報セキュリティの確保、知的財産権の尊重といったそれぞれの項目について、この憲章の精神を尊重することにより社会的責任を果たすことが自らの役割であることを認識し、この憲章の精神を尊重し、実践していくことを皆さまへお約束します。

企業統治の体制の概要

当社はコーポレート・ガバナンスを「中長期的な企業価値の増大」を図るために必要不可欠な機能と位置付け、以下の体制により、適正かつ効率的な企業経営を行っています。また当社ではインターネット業界においてスピード感を持った迅速な経営判断が行える「攻めのガバナンス」と、コーポレートガバナンス・コードが目指している「透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定」のための体制とを両立させるため、2015年6月より監査等委員会設置会社へ移行しています。監査等委員3名のうち2名を独立社外取締役としているほか、経営の意思決定・業務執行の監督(取締役会)と業務執行(執行役員)を分離する等意思決定の迅速化と経営監視機能を確保した現在の体制が当社において最善であると判断しています。

a. 取締役会

取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得および処分、重要な組織および人事に関する意思決定、ならびに当社および子会社の業務執行の監督を行っています。

当社では、取締役7名のうち、6名を非業務執行取締役とすることで経営の意思決定・業務執行の監督(取締役会)と、業務執行(執行役員)を分離し役割分担の明確化を図っています。

取締役会の意思決定を要する重要事項については、CEO会議や各種会議で事前審議を行っています。また、CEO会議は、社内規程に基づき当社およびグループ各社に関する重要事項の審議を行っています。

b. 監査等委員会

監査等委員会は3名で構成され、委員長である吉井伸吾、および鬼塚ひろみの2名は独立社外取締役かつ常勤取締役です。また、君和田和子はソフトバンクグループ(株)の常務執行役員経理統括およびソフトバンクグループ(株)の子会社であるソフトバンク(株)の監査役を務めており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しています。監査等委員会は、業務活動の全般にわたり、方針・計画・手続きの妥当性や、業務実施の有効性、法律・法令順守状況等につき、重要な書類の閲覧、子会社の調査等を通じた監査・監督を行います。また監査等委員会

では、会計監査人から監査方法とその結果のほか、内部監査室より内部監査方法とその結果についても報告を受けます。これらに基づき、監査等委員会は定期的に監査等委員でない常勤取締役に対し、監査等委員会としての意見を表明しています。

c. 指名委員会

当社は、取締役等の指名について取締役会に意見を表明することを目的として任意委員会として指名委員会を設置しています。指名委員会は4名で構成され、委員長である吉井伸吾は独立社外取締役かつ常勤取締役です。また、代表取締役川邊健太郎、取締役会長宮坂学、独立社外取締役以外の非業務執行取締役の代表として取締役宮内謙を構成員としています。

取締役会にて定めた指名委員会規程に基づき、指名委員会では取締役の選解任に関する株主総会議案、社長・CEO・代表取締役・会長の選解任、社長・CEOの後継者計画およびこれらに関する一切の事項について取締役会へ意見を表明しています。

d. 報酬委員会

当社は、取締役の報酬決定を目的として任意委員会として報酬委員会を設置しています。報酬委員会は4名で構成され、委員長である吉井伸吾は独立社外取締役かつ常勤取締役です。また、代表取締役川邊健太郎、取締役会長宮坂学、独立社外取締役以外の非業務執行取締役の代表として取締役宮内謙を構成員としています。

取締役会にて定めた取締役報酬等規程に基づき、報酬委員会で各期の業績や当該業績への貢献等を踏まえた審議を経て、取締役(監査等委員である取締役を除く)・経営陣幹部の報酬・賞与等を決定しています。

e. 監査法人

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を実施しています。

会計監査の状況については、「3. 監査の状況(3) 会計監査の状況」に記載のとおりです。

f. アドバイザリーボード

当社では、事業運営上の重要な検討課題が発生した場合において、大学教授、法曹実務家、メディア関係者等学界、経済界の有識者に委員として出席を依頼する「アドバイザリーボード」を必要に応じて開催し、広く社外の意見を経営に反映しています。

検討課題の内容、性質に応じて適切な委員を選定することとしているため、固定された構成員および構成員の長はおりません。

(2) 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制基本方針を以下のように定めています。この基本方針にもとづき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制の体制を構築できるよう継続的な改善を図っていきます。

a. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項並びに当該取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

「監査等委員の監査体制の確保に関する規程」に基づき、監査等委員業務室を設置し、専従の使用人が監査等委員の職務を補助するとともに、監査等委員会の職務も補助するものとしています。また監査等委員が希望する場合には監査等委員自ら又は監査等委員会が直接監査等委員の職務を補助する者を雇用等することができる体制になっています。なお、監査等委員会および監査等委員の職務を補助する使用人への指揮・命令・人事評価は監査等委員が行うものとし、当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査等委員会の同意を得なければならないものとしています。

- b. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人並びに子会社の取締役、監査役等および使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人並びに子会社の取締役、監査役等および使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して、次の事項を報告するものとしています。
- ・ 当社グループに関する重要事項
 - ・ 内部統制システムの構築・運用の状況
 - ・ 当社又は子会社に著しい損害、影響を及ぼす恐れのある事項
 - ・ 法令・定款違反事項
 - ・ 内部監査部門による監査結果
 - ・ 上記のほか、監査等委員がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- (b) 常勤の監査等委員は、主要な子会社の監査役等を兼務することができ、子会社の取締役、監査役等および使用人又はこれらの者から報告を受けた者から前記の事項につき報告を受ける体制をより確実なものとしています。
- (c) 当社の最高財務責任者(CFO)および法務部門責任者は、定期的に常勤の監査等委員との間で情報共有のための会合を設け、業務上の重要な事項について報告を行うものとしています。
- (d) 「リスク管理規程」に基づき、常勤の監査等委員は、当社のリスク管理を統括する「リスクマネジメント委員会」の構成員となっており、当社の重要度の高いリスクの分析および評価に関して報告を受けることとしています。また、当該規程に基づき、常勤の監査等委員は、当社のコンプライアンスに係る課題を取り扱う「コンプライアンス委員会」の構成員となっており、当社および子会社におけるコンプライアンス体制の運用およびコンプライアンスホットライン通報状況等に関する報告を受けることとしています。
- (e) 投融資に関する手続きを定める「投融資規程」に基づき、常勤の監査等委員は、規模の大きな投融資を検討する場合に、事前諮問機関である「投融資委員会」に出席することとなっており、当社における重要な投融資案件について事前の報告を受けられることとしています。また、上記以外の投融資案件であっても、担当部門が事前に常勤の監査等委員に報告することとしています。
- (f) 常勤の監査等委員は、当社の重要な経営会議に出席することとなっており、当社における重要な経営方針の検討に参加し、重要案件の審議について報告を受けられることとしています。
- (g) 常勤の監査等委員は、報告を受けた上記の各事項に関して、監査等委員会において、非常勤の監査等委員に情報を共有するものとしています。
- (h) 内部監査部門は、監査結果の他、当社および子会社の事故等の発生状況、子会社を含めた内部監査の計画、子会社の監査結果等に関して、随時又は監査等委員会において報告をすることとしています。また、当社および子会社の事故等の詳細な内容については、リスクマネジメント部門・情報セキュリティ部門が、監査等委員会へ報告を行うこととしています。
- (i) 会計監査人監査の計画、結果等に関して、監査法人から定期的に監査等委員会に報告を行う機会を設けることとしています。
- c. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 監査等委員会が定める「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査等委員は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならないこととされています。
- (b) 「コンプライアンスプログラム」および「コンプライアンスホットライン規程(内部通報規程)」において、コンプライアンスホットラインを使って報告・通報や相談をしたことを理由として不利益が生じることは一切ないと定めています。
- d. 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしています。

- (b) 監査等委員会が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要でないと思われる場合を除き、その費用を負担することとしています。
- e. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会又は監査等委員が必要と認めた場合、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人並びに子会社の取締役、監査役等および使用人にヒヤリングを実施する機会を設けることができます。また、当社のいかなる会議についても監査等委員が希望すれば出席できる体制になっています。
- f. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (a) 「文書保存管理規程」を定めており、これに基づき、株主総会議事録、取締役会議事録および稟議書等の会社の重要な意思決定に係る文書、会計帳簿、計算書類および伝票等の業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を定めた上で保管し、いつでも取締役が閲覧できるようになっています。
- (b) いかなる事項がいかなる職位の者によって決裁されることになっているかについては「職務分掌・権限規程」によって明確化されており、さらに当該決裁がなされたことがいかなる証憑において記録されるべきかについても定められています。「稟議規程」では稟議に関するルールを明確にしており、稟議書フォーマットは、取締役が十分な情報をもとに適切な判断を行えるような記述を行うことができる書式としています。
- g. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 当社の事業に関するリスクの把握、管理および対応について体系的に定める「リスク管理規程」を定めています。また、リスクの把握状況、評価については定期的にリスク情報として開示しています。
- (b) 大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のために非常災害対策指針を作成しています。
- (c) リスクが顕在化し事故等が発生した場合に備えて事故管理を担当する部署が管理運営する事故報告システムが整備されており、これによって素早く報告、対応および再発防止等がなされています。
- (d) 情報セキュリティリスクマネジメントを実効性あるものとするため、最高情報セキュリティ責任者(CISO)を任命し、併せて情報セキュリティ統括組織を設置しています。また、「情報セキュリティ規程群」を定め、情報資産の取扱基準を定めるとともにその周知、教育を行っています。さらに、情報セキュリティインシデントを総合的に対応する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元的に管理・運用し、各部門や社外組織間の調整、および直接的に対応を行う各部門の活動を支援する体制をとっています。一定水準を超えるリスクについては、CISO又は経営陣がリスク受容やリスク対応を最終決定する体制になっています。
- h. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 「職務分掌・権限規程」に基づく、職務権限および意思決定ルールにより、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限および手続を明確にしています。
- (b) 執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図っています。
- (c) 社長、最高経営責任者(CEO)、最高財務責任者(CFO)、最高技術責任者(CTO)、常務執行役員および常勤監査等委員等により構成される重要な経営会議を開催し、中長期的な経営方針、重要事項について協議・検討を経た上で適切な意思決定がなされる仕組みとしています。また、これらの会議に付議される事項以外についても必要に応じて取締役および執行役員等を構成員とする各種会議を開催し、協議、検討や情報共有を行っています。
- (d) 事業計画や予算を策定し、全社および各部署の目標を定め、これに基づき管理しています。
- (e) 目標業績評価制度を通じて取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図るとともに、目標達成に向けて各使用人が行うべき具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行っています。
- (f) 内部監査部門を設置し、職務の執行の効率性、有効性に関する全社的な評価や改善活動を継続的に実施しています。

i. 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「企業行動憲章」および「コンプライアンスプログラム」を定めており、法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底しています。
- (b) 取締役の職務や責任等に関するトレーニングプログラムを整備し、必要に応じて、取締役に提供しています。
- (c) コンプライアンスを統括する部門(コンプライアンス統括部門)を法務部門を所管する執行役員に所管させ、全社的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、コンプライアンス上の問題を発見した場合には速やかな是正措置を講ずることができるようにしています。また、コンプライアンスの状況について定期的に取締役に報告しています。
- (d) 「コンプライアンスホットライン規程(内部通報規程)」を定め、コンプライアンスホットラインにより、直接、社長、最高経営責任者(CEO)および常勤の監査等委員が報告・通報を受けたり、あるいは、匿名で社外の弁護士が報告・通報を受けることができる仕組みを用意して情報の確保に努めています。報告・通報を受けた場合、コンプライアンス統括部門がその内容を調査し、法令・定款への不適合が認められる場合にはその改善を指導するとともに、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施させます。特に、取締役自身のコンプライアンスに関する事由等重要な問題は直ちに取締役に報告するとともに取締役に付議し、審議を求めます。当該制度の運用状況は、定期的に取締役に報告され、取締役会の監督を受けています。
- (e) コンプライアンス統括部門、内部監査部門および監査等委員会は、日頃から連携の上、全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無の調査に努め、これに基づきコンプライアンス統括部門が、セミナーの実施等の社内の啓発活動を実施することとしています。
- (f) 使用人の法令・定款違反については人事部門又は法務部門を所管する執行役員から賞罰委員会に報告の上、処分を求め、取締役の法令・定款違反については法務部門を所管する執行役員から監査等委員会に報告の上、取締役に具体的な措置等を答申します。
- (g) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めています。

j. 当社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の機能や重要性等に応じた適切な報告制度を整備しています。上場をしていない子会社との間では、「関係会社管理規程」に基づき、「会社運営に関する協定書」を締結し、決算、中長期計画、人事、余資運用等について、当該子会社における意思決定に先立ち、当社の承認を求め、また月次の業績については、定期的に当社へ報告することを求めています。

(b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

。「内部監査規程」を定め、内部監査部門は、当社の他、子会社の業務全般にわたっても監査を行うこととし、当社と子会社との間で締結する「会社運営に関する協定書」の中で、子会社は当社の監査を受け入れ、監査の実施に必要な協力をすることとしています。

。当社における各子会社の所管部門および担当者を明確にし、「関係会社管理規程」において、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析および対応について、指導、支援又は助言を行うこととし、また、当社のグループ戦略の統括部門がこれらの取組みを横断的に支援することとしています。

。当社と子会社との間で締結する「会社運営に関する協定書」において、子会社に事故その他の事業遂行に支障を与えるような事情が発生した場合、子会社が当社の所管部門に報告をすることとしています。また、リスクが顕在化し事故等が発生した場合、当該子会社又は当該子会社から報告を受けた当社の所管部門は、速やかに事故報告システムにて当該情報を当社の関係部門に共有することとしています。

(c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

。子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援又は助言をしています。

。当社グループのCEOを構成員とするグループCEO会議を設置し、経営者間で情報交換を行っています。

。子会社の規模や業態等に応じてグループ共通で使用できる会計管理システム等を導入しています。

。規模や業態等に応じて子会社に対する間接業務(財務経理、人事管理等)を提供しています。

。間接業務を行っている各部門の担当者は子会社の各部門の担当者と適宜意見交換等を行っています。

- ・ 子会社の資金の調達および運用について、当社のグループ戦略の統括部門が指導、支援又は助言をしています。
- (d) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社グループに共通の企業行動憲章を定め、取締役・使用人一体となった法令遵守意識の醸成を図っています。
 - ・ 親子会社間の独立性の確保等のため「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を定めています。
 - ・ 「コンプライアンスプログラム」については、当社グループの全役職員を適用の対象としています。
 - ・ グループ会社のコンプライアンス責任者を構成員とするグループCCO会議を設置しています。
 - ・ コンプライアンス統括部門の担当者は子会社のコンプライアンス担当者と適宜意見交換等を行っています。
 - ・ 当社グループの必要と認められる役職員を対象にコンプライアンス研修を実施しています。
 - ・ 当社グループ企業毎に当社の採用する内部統制システムを模して内部統制環境を整備するよう当社の内部監査部門が指導しています。
 - ・ コンプライアンスホットラインにおいて、当社グループの役職員も社外の弁護士に直接通報できるようにしています。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

a. 監査等委員会に関する運用状況

- (a) 「監査等委員の監査体制の確保に関する規程」に基づき、監査等委員業務室を設置しており、専従の使用人が監査等委員の職務を補助しているとともに、監査等委員会の業務を補助しています。
- (b) 監査等委員会を定期的で開催し、常勤の監査等委員と非常勤の監査等委員間での情報共有を行っています。
- (c) 常勤の監査等委員は、以下のとおり会社の事項について、報告を受ける等しています。
 - ・ 最高財務責任者および法務管掌責任者より、業務上の重要な事項の報告を受けています。
 - ・ セキュリティ関連部門長より、セキュリティ関連の報告およびERM(エンタープライズリスクマネジメント)活動の進捗等について報告を受けています。
 - ・ 「リスクマネジメント委員会」に出席し、当社グループにおいて重要度の高いリスク事項について報告を受けています。
 - ・ 「コンプライアンス委員会」に出席し、内部通報のあった事例等当社のコンプライアンスに係る事項について報告を受けています。
 - ・ 社長の決裁に係る当社の重要事項に関する検討を行う会議に出席し、それらの重要事項につき共有を受け、職務執行の監督の観点から意見を述べています。また、その他の経営に関する重要事項に関しても、執行役員等が出席する会議の議事録等を通じて共有を受けた上で、必要に応じ見解を伝える等を行っています。
- (d) 監査等委員は、以下のとおり会社の事項について、報告を受ける等しています。
 - ・ 当社および子会社の事故の発生状況等に関し、当社の内部監査部門から定期的に報告を受けています。
 - ・ 当社および子会社の財務状況に関し、財務部門および投資先管理部門から定期的に報告を受けています。
 - ・ 監査法人と定期的に当社の財務状況に関する情報共有および意見交換を行っています。
- (e) 常勤の監査等委員は、主要な子会社の監査役を兼務しています。
- (f) 監査等委員会は、当社の費用の負担のもと外部の弁護士を顧問とし、当該弁護士より、監査等委員会の職務の執行について法的な観点から助言等を受けています。

b. リスクマネジメント体制に関する運用状況

- (a) 「リスク管理規程」に基づき当社のリスクの把握および管理を行い、有価証券報告書等において開示しています。ERMの体制を整え、当社ならびに子会社のリスクを統合的に管理し、報告会や研修等により、リスク管理のスキルや力量の向上に努めています。
- (b) 大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のための「非常災害対策指針」を制定し、全使用人への周知を行っています。

- (c) 当社の社長、最高財務責任者および最高技術責任者は、リスクマネジメント委員会の事務局によるリスクアセスメント結果に基づき、当社グループのリスク対応方針の見直しを行っています。
- (d) 情報セキュリティ統括組織が中心となり、改定内容の全使用人への周知・教育、改定内容に沿った体制の構築、およびそれらの状況の点検を行い、結果を社長と最高情報セキュリティ責任者に報告しています。
- (e) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の第三者による審査を受け、当該マネジメントシステムの認証を更新しています。
- (f) 会社として情報セキュリティに関する適切なリスクの判断ができるよう、当該リスクに係る社内外の課題の変化、残存するリスクの状況、およびリスクの軽減策の実施状況について社長が把握するためのマネジメントレビューを行っています。

c. 業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況

- (a) 事業環境の変化等に応じて、職務権限および意思決定ルールを定める「職務分掌・権限規程」の改定を行い、組織変更や事業環境の変化に応じた適切な意思決定を支援する体制を遅滞なく整備すると共に、迅速な意思決定を促進するべく積極的に権限の委譲を行っています。
- (b) 経営に係る重要事項につき適切な意思決定を行うため、CEO会議を開催したほか、定期的に経営会議を開催し、関係する執行役員間において意思決定に先立つ協議・検討を行っています。
- (c) 全社の利益目標を設定し、これを元に各部門の予算案を作成し、取締役会で全社予算を定め、達成状況を定期的に管理することで、業績の向上を図っています。
- (d) 内部監査部門において、職務の執行の効率性、有効性に関する全社的な評価や改善のため、年間を通じて部門別の監査を行ったほか、全社セキュリティ管理等テーマ毎の全社横断的な監査も行っています。

d. コンプライアンスに対する取組みの状況

- (a) 「企業行動憲章」および「コンプライアンスプログラム」に基づくeラーニングを全使用人に対して実施し、コンプライアンスに関する社内啓発を行っています。
- (b) 新たな取引先との契約書には、原則として反社会勢力ではないことを相互に表明する条件を組み込むことで、反社会勢力との取引を防止しています。
- (c) 内部通報のあった事項に関しては、コンプライアンス統括部門が調査をし、必要に応じた改善の指導等を行っています。また、当該事項のうち使用人に係る事項については、社長や常勤の監査等委員を構成員とするコンプライアンス委員会への報告を行うと共に、eラーニング等を通じて全使用人の理解の促進を図る等、再発防止に努めています。

e. 企業集団の業務の適正性確保に関する取組みの状況

- (a) 新たに子会社となった非上場の会社との間で、「関係会社管理規程」に基づき「会社運営に関する協定書」を締結し、当該子会社における重要な事項について、当社の承認または当社への報告を求めることとしています。
- (b) 子会社の損失の危険の管理のため、当社の内部監査部門が主要な子会社に対して、監査を行っています。
- (c) 子会社の取締役等の業務執行の効率性向上、子会社間の連携・シナジーの強化のため、経営者間の情報交換の場としてグループCEO会議を開催しています。
- (d) 子会社のコンプライアンスに関する情報交換の場としてグループCCO会議を開催しています。
- (e) 子会社および関連会社の情報セキュリティに関する情報交換の場としてグループCISO会議を開催しています。
また、複数の子会社に対し、当社と同様のマルウェア対策のシステムを導入し、当社の情報セキュリティ統括組織の担当者を出向させる等して、グループ全体における情報セキュリティの水準の向上を図っています。
- (f) 当社グループの主要な子会社の役職員につき、当社使用人と同内容のeラーニングを実施しています。また、主要なグループ会社については、当該eラーニングの内容を共有し、各社におけるコンプライアンス研修への活用を図っています。

f. 重要な会議体の開催状況

重要な会議体の開催状況(2019年3月31日現在)は以下のとおりです。

会議体	開催回数
取締役会	15回
監査等委員会	5回
CEO会議	15回

(3) 監査等委員である取締役との関係ならびに企業統治において果たす機能と役割

当社では、各々のバックグラウンドを背景に当社の企業経営に携わることができる者であることを監査等委員の選任基準としており、独立社外取締役の当社からの独立性に関しては、(株)東京証券取引所が定める独立役員の判断基準と同一のものを採用しています。

当社の監査等委員は、独立社外取締役2名と財務・会計に関する幅広い知見を有する取締役1名の3名です。

吉井伸吾は、企業経営に関する豊富な知識と経験、企業統治に関する高い見識を有し、監査等委員である取締役として職務を適切に遂行しています。また、一般株主との利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を備えています。

鬼塚ひろみは、経営陣幹部として長年の業務執行経験および実績を有し、その職務を通じて培った豊富な経験と幅広い知識をもとに、監査等委員である取締役として職務を適切に遂行しています。また、一般株主との利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を備えています。

君和田和子は、公認会計士としての経歴を有し、現在は当社の親会社であるソフトバンクグループ(株)における常務執行役員経理統括、かつソフトバンクグループ(株)の子会社であるソフトバンク(株)の監査役を務めています。財務および会計に関する相当程度の知見に基づき、監査等委員である取締役として職務を適切に遂行しています。

(4) 株主その他利害関係者に関する施策の実施状況

株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

- a. 当社では、創業以来一貫して、株主総会への株主の皆様への参加を容易にするため、他社の開催が多く重なる集中日を避けて開催しています。
- b. 株主総会招集通知の発送に先立ち、当社ウェブサイト等に招集通知を早期に掲載しています。
- c. 招集通知のカラー化、非財務情報の掲載、株主の事業理解を深めるためのビジュアル化を推進しています。
- d. 狭義の招集通知および株主総会参考書類につきまして、英文でも作成し、当社ウェブサイト等に掲載することで、海外の投資家の方々に提供しています。
- e. 定時株主総会において直近の経営状況や中長期の成長戦略について、スライド等を使用して詳細に説明し、当社への理解をより深めていただくようにしています。
- f. より多くの株主の皆様が議決権を行使できるように、インターネットによる議決権行使を可能にしています。
- g. 機関投資家の方々の利便性向上のため、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
- h. 定時株主総会当日にご都合がつかない株主様や、遠方の株主様のために、定時株主総会の模様をインターネット上でライブ中継するとともに、後日、アーカイブを動画配信しています。
- i. 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が希望した場合に、所要の事前確認の手続きを経た上で、株主総会への傍聴での参加を認めています。

IRに関する活動状況

当社のIRに関しては、金融商品取引法および(株)東京証券取引所の定める規則に従って適時、正確かつ公平な情報開示を行っており、株主や投資家との対話は代表取締役社長が統括し、情報開示責任者として最高財務責任者を任命しています。

対話を補助する専門の担当部署として、IR担当部門を設置しています。IR担当部門は、開示資料の適切な作成ならびに株主や投資家との建設的な対話の実現のため、財務部門、経理部門、法務部門のほか、事業部門とも連携し、業務を行っています。

証券会社、投資家向けには、決算説明会において、決算および事業の詳細について説明を行っています。その状況については、インターネットによるライブ中継、オンデマンド配信、また電話会議システム等を活用し、積極的な開示を行っています。また、証券会社や機関投資家との個別面談や電話会議を実施し、代表取締役社長をはじめとした経営陣幹部が積極的に会社の成長戦略や経営情報について説明をしています。

外国人投資家に対するIR活動としては、開示資料の大半を英文で作成しています。さらに、海外在住の投資家

を訪問する「海外ロードショー」を北米・英国・アジアを中心に実施し、海外の投資家と直接対話する機会を設けています。

IR資料に関しては、1997年の当社株式公開直後より、適時開示の観点から詳細な財務・業績の概況を四半期財務情報として、当社のリスクとなり得る情報をまとめ開示しており、過去分も含め当社ウェブサイトに掲載しています。

株主や投資家との対話において把握した株主・投資家の意見・提案等については、レポートにまとめて取締役、経営陣幹部および社内関係部門にフィードバックする他、緊急時には即座に伝達しています。

インサイダー情報の取扱いについては、当社の「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底し、適切に対応しています。決算情報に関しては、情報漏えいを防ぎ、公平性を確保するために、クワイエットピリオド(沈黙期間)を設け、この期間中の決算に関わる問い合わせへの回答やコメントを控えています。

ステークホルダーの立場の尊重に係る取組状況

当社は、「企業行動憲章」として当社の行動規範を明確に規定しています。ステークホルダーの立場を尊重し、企業の社会的責任を果たすことによって企業価値を高めるという考えのもと、インターネット社会の健全な発展に貢献するため、様々な社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。具体的な取組み内容については、当社ウェブサイトに公開しています。

また、当社は「ディスクロージャーポリシー」を制定しており、IRを「財務、コミュニケーションおよび適用対象となる各法律・規則へのコンプライアンスを統合して、企業と市場等との間に公平且つ適正な方法で双方向のコミュニケーションを効果的に行わせる戦略的な経営責務」と定義づけ、公平且つ詳細な開示を行うことに努めています。

(5) その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

買収防衛に関する事項

当社は、株主構成上、現時点では敵対的買収の危険性は低いと考え、具体的な買収防衛策を講じていませんが、敵対的買収に対する有効な対策およびその必要性については適宜検討していきます。

親会社からの独立性確保に関する考え方

当社取締役のうち4名が親会社の出身者ですが、取締役は当社の企業価値向上を図るべく業務執行を監督する立場であり、具体的な業務執行は、執行役員判断のもと自主独立した意思決定を行い、事業を運営しています。また、当社の営業取引における親会社等のグループ会社への依存度は低く、そのほとんどは一般消費者もしくは当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっています。また「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止等を敢えて明確に定めています。

このような諸施策により、事業運営上当社の親会社等からの独立性は十分に確保されていると判断しています。

(6) 取締役の定数

当社は、取締役を9名以内とする旨を定款で定めています。

(7) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する旨、および、累積投票によらないものとする旨を定款で定めています。

(8) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等を機動的に実施するため、取締役会決議により会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等ができる旨を定款で定めています。

(9) 自己株式取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議による自己株式の取得を可能とする旨を定款で定めています。また、上記のほか、会社法第459条第1項各号に関する取締役会決議ができる旨を定款で定めていますので、これによる自己株式の取得も可能となっています。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めています。

(11) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各非業務執行取締役のいずれも100万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としています。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とのいかなる関係も遮断し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針です。

この方針に基づき、「企業行動憲章」において反社会的勢力との隔絶を明記しているほか、「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力と少しでも関係したり、反社会的勢力の活動を助長したりしてはならない旨を明確に定め、反社会的勢力との関係拒絶を徹底しています。また、マニュアルの整備やその周知徹底、教育研修等を行うほか、所管警察署等の諸官庁や弁護士等の外部専門機関との連携を図っています。さらに「全国暴力追放運動推進センター」、「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報の収集を行っており、万々に備えた体制の強化に努めています。

(13) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)および監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めています。これは、取締役および監査等委員が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものです。

2. 【役員状況】

(1) 役員一覧

2019年6月17日(有価証券報告書提出日)現在の役員状況は、以下のとおりです。

男性5名 女性2名(役員のうち女性の比率29%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者(CEO)	川邊 健太郎	1974年10月19日生	1996年12月 (有)電脳隊 取締役 1999年9月 (株)電脳隊 代表取締役社長 1999年12月 ビー・アイ・エム(株) 取締役 2000年8月 当社入社 Yahoo!モバイル担当プロデューサー 2007年1月 当社Yahoo!ニュースプロデューサー 2009年5月 (株)GyaO(現(株)GYAO) 代表取締役 2012年4月 当社最高執行責任者(COO) 執行役員 兼メディア事業統括本部長 2012年7月 当社副社長 最高執行責任者(COO) 兼メディアサービスカンパニー長 2014年6月 当社取締役副社長 最高執行責任者(COO) 常務執行役員 2015年6月 当社副社長執行役員 最高執行責任者(COO) 2017年4月 当社副社長執行役員 最高執行責任者(COO) 兼コマースグループ長 2018年4月 当社最高経営責任者(CEO) 副社長執行役員 2018年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者(CEO)(現任) 2018年9月 ソフトバンク(株) 取締役(現任)	(注)3	171,300

取締役会長	宮坂 学	1967年11月11日生	1992年4月 1997年6月 2002年1月 2009年4月 2012年4月 2012年6月 2013年6月 2015年6月 2017年6月 2018年2月 2018年4月 2018年4月 2018年6月	(株)ユー・ビー・ユー入社 当社入社 当社メディア事業部長 当社執行役員 コンシューマ事業統括本部長 当社最高経営責任者(CEO) 執行役員 当社代表取締役社長 ソフトバンク(株) (現ソフトバンクグループ(株)) 取締役 当社代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者(CEO) ソフトバンク(株)取締役 Zコーポレーション(株) 代表取締役 当社代表取締役社長 Zコーポレーション(株) 代表取締役社長(現任) 当社取締役会長(現任)	(注) 3	133,700
取締役	孫 正義	1957年8月11日生	1981年9月 1983年4月 1986年2月 1996年1月 1996年7月 2005年10月 2006年4月 2007年6月 2013年7月 2015年4月 2015年6月 2016年3月 2016年9月 2017年6月 2018年4月 2018年5月 2018年6月	(株)日本ソフトバンク(現ソフトバンクグループ(株))代表取締役社長 同社代表取締役会長 同社代表取締役社長 当社代表取締役社長 当社取締役会長 Alibaba.com Corporation (現 Alibaba Group Holding Limited), Director (現任) ボーダフォン(株)(現ソフトバンク(株))取締役会議長、代表執行役社長兼CEO ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株))代表取締役社長 兼 CEO Sprint Corporation, Chairman of the Board ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株))代表取締役会長 当社取締役(現任) ソフトバンクグループインターナショナル(合)(現ソフトバンクグループジャパン(株)) 職務執行者 ARM Holdings plc(現 SVF HOLDCO (UK) LIMITED), Chairman and Executive Director ソフトバンクグループ(株) 代表取締役会長兼社長(現任) ソフトバンク(株) 取締役会長(現任) Sprint Corporation, Director of the Board(現任) ソフトバンクグループジャパン(株) 代表取締役(現任)	(注) 3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	宮内 謙	1949年11月1日生	1977年2月 日本能率協会入職 1984年10月 (株)日本ソフトバンク(現ソフトバンクグループ(株))入社 1988年2月 同社取締役 2006年4月 ボーダフォン(株)(現ソフトバンク(株)) 取締役、執行役副社長 兼 COO 2007年6月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株))代表取締役副社長 兼 COO 2012年6月 当社取締役(現任) 2013年4月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))代表取締役専務 2013年6月 同社代表取締役副社長 2014年1月 Brightstar Global Group Inc., Director 2015年4月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株))代表取締役社長 兼 CEO 2015年6月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))取締役 2016年6月 ソフトバンクグループ(株)代表取締役副社長 2017年4月 ソフトバンクグループインターナショナル(合)(現ソフトバンクグループジャパン(株)) 職務執行者 2018年4月 ソフトバンク(株) 代表取締役社長執行役員 兼 CEO (現任) 2018年4月 ソフトバンクグループ(株)取締役(現任)	(注) 3	
取締役 (常勤監査等委員)	吉井 伸吾	1947年8月23日生	1971年4月 住友商事(株)入社 2003年4月 同社執行役員メディア事業本部長兼ケーブルテレビ事業部長 2005年4月 同社常務執行役員兼情報産業事業部門長 2005年6月 同社代表取締役常務執行役員 2007年4月 同社代表取締役常務執行役員兼メディア・ライフスタイル事業部門長 2008年4月 同社代表取締役 社長付 2008年6月 当社常勤監査役 2015年6月 当社社外取締役(独立役員)常勤監査等委員(現任)	(注) 4	
取締役 (常勤監査等委員)	鬼塚 ひろみ	1952年4月19日生	1976年4月 東京芝浦電気(株)(現(株)東芝)入社 2005年4月 東芝メディカルシステムズ(株)(現キヤノンメディカルシステムズ(株)) 検体検査システム事業部長 2009年6月 同社常務執行役員 マーケティング統括責任者兼検体検査システム事業部長 2010年4月 同社常務執行役員 マーケティング統括責任者兼経営監査室長 2011年6月 同社非常勤嘱託 2012年6月 当社常勤監査役 2015年6月 当社社外取締役(独立役員)常勤監査等委員(現任)	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	君和田 和子	1960年5月16日生	1982年9月 公認会計士2次試験合格 1983年4月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ公認会計士共同事務所(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 1986年8月 公認会計士3次試験合格 公認会計士登録 1995年4月 マリンクロットメディカル(株)入社 管理部門マネージャー 1996年2月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))入社 財務経理部経理部担当課長 2000年10月 同社経理部長 2004年11月 同社経理部長 兼 関連事業室長 2007年4月 同社経理部長 兼 内部統制室長 2012年7月 同社執行役員経理部長兼内部統制室長 2014年6月 ソフトバンクモバイル(株)(現 ソフトバンク(株))監査役(現任) 2016年9月 ソフトバンクグループ(株)執行役員経理統括兼経理部長兼内部統制室長 2017年6月 同社常務執行役員経理統括(現任) 2018年6月 当社取締役 監査等委員(現任)	(注) 3	
計					305,000

- (注) 1 取締役(常勤監査等委員)の吉井伸吾および鬼塚ひろみは社外取締役です。
2 当社は、取締役(常勤監査等委員)の吉井伸吾および鬼塚ひろみを(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。
3 任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4 任期は、2017年3月期に係る定時株主総会終結の時から2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
5 監査等委員会の体制は、以下のとおりです。
委員長 吉井伸吾、委員 鬼塚ひろみ、委員 君和田和子
6 所有株式数は、2019年3月31日現在のものです。

当社は、2019年6月18日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」および「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が原案通り承認可決されると、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定です(当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項(役職等)も含めて記載しています。)。なお、当該議案が原案通り承認可決された場合の役員の男女別人数と女性比率は、男性8名、女性1名(役員のうち女性の比率11%)となります。

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者(CEO)	川邊 健太郎	1974年10月19日生	1. に記載のとおり	(注)3	171,300
取締役	小澤 隆生	1972年2月29日生	1995年4月 (株)CSK(現SCSK(株))入社 1999年8月 (株)ビズシーク設立 同社代表取締役 2003年3月 楽天(株)入社 同社オークション事業担当執行役員 2005年1月 (株)楽天野球団 取締役 事業本部長 2012年9月 当社 入社 2012年10月 YJキャピタル(株) 取締役 COO 2013年7月 当社 執行役員 ショッピングカンパニー長 2013年8月 アスクル(株) 取締役(現任) 2014年4月 YJキャピタル(株) 代表取締役 2015年1月 同社 取締役 2015年9月 (株)ユーザーローカル 取締役(現任) 2016年3月 バリューストアーズ(株) 取締役(現任) 2018年4月 当社 常務執行役員 コマースカンパニー長 兼 コマースカンパニーショッピング統括本部長(現任) 2018年6月 PayPay(株) 取締役(現任) 2019年6月 当社取締役(予定)	(注)3	65,200
取締役	孫 正義	1957年8月11日生	1. に記載のとおり	(注)3	
取締役	宮内 謙	1949年11月1日生	1. に記載のとおり	(注)3	
取締役	藤原 和彦	1959年11月2日生	1982年4月 東洋工業(株)(現マツダ(株))入社 2001年4月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))入社 2004年11月 ソフトバンクBB(株)(現ソフトバンク(株))取締役CFO 2006年4月 ボーダフォン(株)(現ソフトバンク(株)) 常務執行役員 財務本部長(CFO) 2007年6月 同社 取締役 常務執行役員 兼 CFO 2012年6月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株)) 取締役専務執行役員 兼 CFO 2014年4月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株)) 常務執行役員 経営企画、海外シナジー推進統括 兼 経営企画部長 2014年6月 同社取締役 常務執行役員 2014年8月 Brightstar Global Group Inc. ,Director 2015年4月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株)) 専務取締役 兼 CFO 2015年6月 当社取締役 監査等委員 2016年9月 ソフトバンクグループ(株) 常務執行役員 2017年6月 同社 専務執行役員 2018年4月 ソフトバンク(株) 取締役 専務執行役員 兼 CFO(現任) 2019年6月 当社取締役(予定)	(注)3	10,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	桶谷 拓	1970年9月29日生	1996年1月 (株)東急アメニックス入社 2000年10月 ソフトバンクBB(株)(現ソフトバンク(株))入社 2013年5月 同社 財務統括 経営企画本部 本部長 2015年7月 ソフトバンク(株) 執行役員 財務統括 経営企画本部 本部長 2016年4月 同社 執行役員 プロダクト&マーケティング統括 マーケティング戦略本部 本部長 2017年6月 同社 執行役員 コンシューマ事業統括 プロダクト&マーケティング統括プロダクト&マーケティング戦略本部 本部長 2018年4月 LINEモバイル(株) 取締役(現任) 2018年6月 ソフトバンク(株) 常務執行役員 コンシューマ事業統括 プロダクト&マーケティング統括 プロダクトマーケティング戦略本部 本部長(現任) 2018年6月 PayPay(株) 取締役(現任) 2019年6月 当社取締役(予定)	(注) 3	
取締役 (常勤監査等委員)	吉井 伸吾	1947年8月23日生	1. に記載のとおり	(注) 4	
取締役 (常勤監査等委員)	鬼塚 ひろみ	1952年4月19日生	1. に記載のとおり	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	白見 好生	1958年7月1日生	1983年4月 (株)野村総合研究所 入社 2006年4月 同社 人材開発部長 2008年4月 同社 人事部長 2010年4月 同社 執行役員 経営企画、コーポレートコミュニケーション、法務・知的財産担当 兼 経営企画部長 2015年4月 同社 常務執行役員 本社機構担当 2017年6月 同社 代表取締役 常務執行役員 コーポレート部門管掌 2018年4月 同社 代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門管掌 2019年4月 同社 取締役(現任) 2019年6月 当社取締役 監査等委員(予定)	(注) 4	
計					246,900

- (注) 1 取締役(常勤監査等委員)の吉井伸吾、鬼塚ひろみおよび白見好生は社外取締役です。
2 当社は、取締役(常勤監査等委員)の吉井伸吾および鬼塚ひろみを(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。吉井伸吾および鬼塚ひろみの選任が承認された場合には、引き続き独立役員とするともに、白見好生の選任が承認された場合には、同氏を新たに独立役員とします。
3 任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4 任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
5 監査等委員会の体制は、以下のとおりです。
委員長 吉井伸吾、委員 鬼塚ひろみ、委員 白見好生
6 所有株式数は、2019年3月31日現在のものです。
7 当社は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、2019年6月18日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「補欠の監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が原案通り承認可決されると、補欠の監査等委員が選任されます。補欠の監査等委員の氏名、生年月日、略歴、所有株式数は以下のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
飛田 博	1968年4月7日生	1997年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 1997年4月 五月女五郎法律事務所 入所 2000年3月 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所) 入所 2010年8月 飛田博法律事務所 開設 2010年11月 ウイズダム法律事務所 合流 2015年6月 弁護士法人飛田&パートナーズ法律事務所 代表パートナー弁護士(現任) 2015年6月 大和ハウス・アセット・マネジメント(株) 社外監査役(現任) 2015年6月 MUTOHホールディングス(株) 社外取締役(独立役員)監査等委員(現任) 2018年6月 東京国際空港ターミナル(株) 社外監査役(現任)	

(注) 所有株式数は、2019年3月31日現在のものです。

(2) 社外役員の状況

当社の社外取締役は吉井伸吾、鬼塚ひろみの2名であり、両者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

吉井伸吾は、企業経営に関する豊富な知識と経験、企業統治に関する高い見識を有し、監査等委員である取締役として職務を適切に遂行しています。また、一般株主との利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を備えています。

鬼塚ひろみは、経営陣幹部として長年の業務執行経験および実績を有し、その職務を通じて培った豊富な経験と幅広い知識をもとに、監査等委員である取締役として職務を適切に遂行しています。また、一般株主との利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を備えています。

なお、当社では、独立社外取締役の当社からの独立性に関しては(株)東京証券取引所が定める独立役員の判断基準と同一のものを採用しています。

(3) 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役2名は、いずれも監査等委員であり、監査等委員会として監査を行っています。

内部監査部門は、監査結果の他、当社および子会社の事故等の発生状況、子会社を含めた内部監査の計画、子会社の監査結果等に関して、随時又は監査等委員会において報告をすることとしています。

会計監査人監査の計画、結果等に関して、監査法人から定期的に監査等委員会に報告を行う機会を設けることとしています。

当社の最高財務責任者(CFO)および法務部門責任者は、定期的に常勤の監査等委員との間で情報共有のための会合を設け、業務上の重要な事項について報告を行うものとしています。

3. 【監査の状況】

(1) 監査等委員監査の状況

監査等委員会監査の状況は、「1. コーポレート・ガバナンスの概要 (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および企業統治の体制の概要 企業統治の体制の概要 b. 監査等委員会」に記載のとおりです。

(2) 内部監査の状況

内部監査体制をより一層強化するため、社長直属の組織として設置している内部監査室は、25名で構成されています。内部監査室では、業務全体にわたる内部監査を継続的に実施し、業務の改善に向けた具体的な助言と勧告を行っています。また、当社および当社子会社の内部統制システムの構築と運用の徹底を主導し、内部統制の文書化を推進するとともに、職務の執行の適正性ならびに効率性に関して全社的な評価と改善指導を行います。実際の業務遂行は、被監査部門等の協力を得て広範な業務遂行が可能な仕組みを作っています。

なお、内部監査室では、監査等委員会にて定期的に業務報告を行うほか、必要に応じて監査法人との連携を図っています。

(3) 会計監査の状況

監査法人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 広瀬 勉

指定有限責任社員 業務執行社員 山崎 健介

指定有限責任社員 業務執行社員 淡島 國和

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 20名 その他 30名

監査法人の選定方針と理由

(会計監査人の解任または不再任の決定の方針)

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、会計監査人を解任します。

また、当社監査等委員会は、当社監査等委員会において予め定めた指針に該当する場合には、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定します。

(会計監査人の再任の理由)

当社監査委員会は、監査品質、独立性、信頼性・実績、事業拡大に適切に対応できる体制等の観点から、当社の会計監査人として有限責任監査法人 トーマツが適任であると判断し、同監査法人を当社の会計監査人として再任いたしました。

なお、有限責任監査法人トーマツに、上記指針の解任または不再任事由に該当する事項はありません。

監査等委員会による監査法人の評価

当社監査等委員会では、会計監査人の再任の審議に際し、当監査等委員会が予め定めた指針に照らし、当該監査法人の再任の妥当性を判断しています。なお、第25期より、新たに策定した会計監査人の評価基準に基づく評価を行う予定です。

(4) 監査報酬の内容等

監査公認会計士等に対する報酬

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
提出会社	251	10	231	4
子会社	135	9	126	7
合計	386	19	357	11

監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、重要性が乏しいため、業務内容の記載を省略しています。

監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(を除く)

該当事項はありません。

その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は定めていません。

監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績および報酬実績を確認し、当連結会計年度における会計監査人の活動計画および報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っています。

4. 【役員の報酬等】

(1) 役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針に係る事項

当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)の取り扱いについては、報酬委員会の決議に基づき具体的に報酬等を決定するため、取締役会がその決議に基づき取締役等報酬等規程(以下、「本規程」という)にてその旨を定めています。また、本規程において報酬委員会に関する事項(構成員および委員長、権限、決議方法、運営等)を規定しており、本規程に従い報酬委員会は、構成員の審議および決議により取締役の報酬等の内容を決定するものとしています。ただし、譲渡制限付株式報酬の付与内容(発行価額、付与株数、その他割当契約書の内容等)につきましては報酬委員会で定めた報酬等の債権額に基づき取締役会の決議により決定するものとしています。

当事業年度の役員の報酬等の決定過程における報酬委員会は、3回開催しており、当事業年度の実績連動報酬の固定報酬および業績連動報酬の額ならびに2019年度の実績連動報酬にかかる決定方針(業績連動報酬に係る指標や目標等)等について審議および決議いたしました。ただし、譲渡制限付株式報酬の付与内容(発行価額、付与株数、その他割当契約書の内容等)につきましては、報酬委員会で定めた報酬等の債権額に基づき取締役会の決議により決定しました。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日および決議の内容は以下のとおりです。なお、当社の取締役の員数は、9名以内(うち監査等委員である取締役は3名以内)と定款で定めています。

決議年月日	内容
2015年6月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額10億円以内(うち社外取締役の報酬額は年額2億円以内)とする。 ・監査等委員である取締役の報酬額を、年額2億円以内とする。
2017年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という)に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額4億円以内、また、金銭報酬の対価として発行・処分する当社普通株式の上限を年80万株とする。

当社の取締役に対する報酬等は、基本報酬と業績連動報酬により構成されており、その支給割合については、業績連動報酬の枠が基本報酬の枠を上回ることを基本方針としています。

業績連動報酬に係る指標には、当社の収益性を図るうえで最も主要な指標として、営業利益を採用しつつ、そのほか当社の事業戦略に鑑み経営方針、経営環境及び対処すべき課題等にも掲げている目標とする経営指標の中から複数のKPIも設定しています。加えて、リスク発生時にはマイナス評価を加味して総合評価しており、リスクマネジメントの視点からもコミットメントを強化しています。

業績連動報酬の額の決定に際しては、営業利益を最も主要な指標として勘案しつつ、各種KPIへの貢献度合い、これら指標についての前期との増減率等を総合的に加味して、報酬委員会において審議を経て決議しています。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る最も主要な指標である営業利益の目標は1,400億円以上であり、その実績は1,405億円となっています。

(2) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬		業績連動報酬	
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (内社外取締役)	272 ()	106 ()	130 ()	36 ()	2 ()
取締役(監査等委員) (内社外取締役)	60 (60)	50 (50)	10 (10)	()	2 (2)
合計	332 (60)	156 (50)	140 (10)	36 ()	4 (2)

- (注) 1 譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額です。
2 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社親会社または当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等はありません。
3 取締役のうち、孫正義氏、宮内謙氏、アーサー・チョン氏、アレクシー・ウェルマン氏、藤原和彦氏および君和田和子氏に対しては、役員報酬等を支払っていません。

(3) 役員ごとの報酬等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)		
				固定報酬		業績連動報酬
				基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬
宮坂 学	142	取締役	提出会社	60	65	17
川邊 健太郎	129	取締役	提出会社	46	65	18

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しています。

5. 【株式の保有状況】

(1) 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、純投資目的である投資株式、純投資目的以外の目的である投資株式の区分を、当該出資を通じた出資先との協業により当社の事業の発展および当社グループの企業価値の向上に資するかどうかの判断に基づき決定しています。

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有方針および保有の合理性を検証する方法は、最高経営会議等において、定期的に、保有に伴うリスクやコストおよび保有によるリターン等の観点から採算性を検証した上で、出資先との業務提携等による事業面の効果も評価し、当社の事業の発展および当社グループの企業価値の向上につながるかどうかを総合的に判断するものです。

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	13	11,116
非上場株式以外の株式	7	6,758

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	1,668
非上場株式以外の株式	3	4,896

特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
(株)アイスタイル	1,846,400	1,846,400	出資を通じた協業により当社のサービスを強化し、利益の最大化を目指すため	無し
	1,694	2,738		
ソウルドアウト(株)	351,920	1,051,920	同上	無し
	1,354	4,255		
(株)クレオ	1,100,000	1,100,000	同上	無し
	1,356	1,149		
CRITEO S.A.	390,000	390,000	同上	無し
	867	1,070		
(株)ベクター	1,351,100	1,351,100	同上	無し
	591	656		
(株)サイネックス	648,000	648,000	同上	無し
	454	536		
(株)ブロードバンドタワー	1,304,500	1,304,500	同上	無し
	438	255		
(株)セプテーニ・ホールディングス		7,000,000	同上	無し
		2,534		
アイティメディア(株)		784,800	同上	無し
		538		

(注) 1 当社は、みなし保有株式を保有していません。

2 「 」は、当該銘柄を保有していないことを示しています。

3 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、「(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」に記載のとおり検証しています。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下、連結財務諸表規則という。)第93条の規定により、国際会計基準(以下、IFRSという。)に基づいて作成しています。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、財務諸表等規則という。)に基づいて作成しています。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

1. 当社は、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しています。また、各種研修に参加しています。
2. 当社は、IFRSに基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制の整備を行っています。具体的には、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準に関する情報を把握するとともに、IFRSに準拠するための社内規程やマニュアル等を整備し、それらに基づいて会計処理を行っています。

1 【連結財務諸表等】

1. 【連結財務諸表】

(1) 【連結財政状態計算書】

(単位:百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産			
現金及び現金同等物	7	868,325	546,784
銀行事業のコールローン	29	78,000	20,000
営業債権及びその他の債権	8,29	297,050	328,281
棚卸資産		17,685	18,306
カード事業の貸付金	29	186,711	253,340
銀行事業の有価証券	9,29	308,436	419,551
銀行事業の貸付金	29	76,077	80,942
その他の金融資産	10,29	163,380	191,260
有形固定資産	11	123,943	133,867
のれん	12	162,015	175,301
無形資産	12	167,112	165,293
持分法で会計処理されている投資	13	10,865	24,510
繰延税金資産	14	27,686	34,551
その他の資産	15	14,373	37,609
小計		2,501,662	2,429,601
売却目的保有に分類された資産	16	14,970	
資産合計		2,516,633	2,429,601

(単位:百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債及び資本			
負債			
営業債務及びその他の債務	17,29	348,346	394,545
銀行事業の預金	18,29	708,054	768,613
有利子負債	19,29	190,574	215,212
その他の金融負債	29	5,034	8,683
未払法人所得税		29,094	24,138
引当金	20	30,652	30,360
繰延税金負債	14	22,956	20,403
その他の負債	22	56,818	57,118
小計		1,391,532	1,519,077
売却目的保有に分類された資産 に直接関連する負債	16	3,214	
負債合計		1,394,746	1,519,077
資本			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金	26	8,737	8,939
資本剰余金	26,28	4,602	12,545
利益剰余金	26	993,894	832,147
自己株式	26	1,316	24,440
その他の包括利益累計額		16,655	14,190
親会社の所有者に帰属する 持分合計		1,013,368	818,291
非支配持分		108,518	92,231
資本合計		1,121,887	910,523
負債及び資本合計		2,516,633	2,429,601

(2) 【連結損益計算書】

(単位:百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上収益	32	897,185	954,714
売上原価	33	382,467	408,912
販売費及び一般管理費	33	339,573	406,581
企業結合に伴う再測定益	5	372	
有形固定資産売却益		3,567	
保険金収入	34	4,973	
債務免除益	35	1,752	
子会社株式売却益	36		7,977
減損損失	37		6,668
営業利益		185,810	140,528
その他の営業外収益		9,112	1,622
その他の営業外費用		2,791	1,238
持分法による投資損益(は損失)	13	1,045	17,541
税引前利益		193,177	123,370
法人所得税	14	58,764	45,542
当期利益		134,412	77,828
当期利益の帰属			
親会社の所有者		131,153	78,677
非支配持分		3,258	848
当期利益		134,412	77,828
親会社の所有者に帰属する 1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	39	23.04	14.74
希薄化後1株当たり当期利益(円)	39	23.03	14.74

(3) 【連結包括利益計算書】

(単位:百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期利益		134,412	77,828
その他の包括利益			
純損益に振り替えられない 項目			
FVTOCIの資本性金融資産	30,38		3,746
項目合計			3,746
純損益にその後に振り替えられる 可能性のある項目			
売却可能金融資産	30,38	2,656	
FVTOCIの負債性金融資産	30,38		1,080
在外営業活動体の換算差額	30,38	1,023	911
持分法適用会社に対する持分相当額	13,38	0	13
項目合計		1,632	1,979
税引後その他の包括利益		1,632	5,725
当期包括利益		136,045	83,554
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		132,912	83,855
非支配持分		3,132	301
当期包括利益		136,045	83,554

(4) 【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					合計	非支配 持分	資本 合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	その他の 包括利益 累計額			
2017年4月1日		8,428	4,366	913,178	1,316	14,896	930,820	67,888	998,709
当期利益				131,153			131,153	3,258	134,412
その他の包括利益						1,758	1,758	126	1,632
当期包括利益				131,153		1,758	132,912	3,132	136,045
所有者との取引額等									
新株の発行	26	309	309				618		618
剰余金の配当	27			50,438			50,438	1,170	51,608
子会社の支配獲得及び 喪失に伴う変動	5							37,700	37,700
支配継続子会社に対する 持分変動			317				317	1,066	748
その他			228		0		228	99	327
所有者との取引額等合計		309	236	50,438	0		50,364	37,497	12,867
2018年3月31日		8,737	4,602	993,894	1,316	16,655	1,013,368	108,518	1,121,887

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					合計	非支配 持分	資本 合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	その他の 包括利益 累計額			
2018年4月1日		8,737	4,602	993,894	1,316	16,655	1,013,368	108,518	1,121,887
新基準適用による累積的影響額 (注)				205		167	38	20	59
2018年4月1日(修正後)		8,737	4,602	993,688	1,316	16,822	1,013,330	108,497	1,121,827
当期利益				78,677			78,677	848	77,828
その他の包括利益						5,178	5,178	546	5,725
当期包括利益				78,677		5,178	83,855	301	83,554
所有者との取引額等									
新株の発行	26	201	201				403		403
剰余金の配当	27			50,449			50,449	1,815	52,264
その他の包括利益累計額から 利益剰余金への振替				7,810			7,810		
自己株式の取得					220,704		220,704		220,704
自己株式の消却				197,579	197,579				
子会社の支配獲得及び 喪失に伴う変動								1,693	1,693
支配継続子会社に対する 持分変動			8,050				8,050	15,872	23,923
その他			93				93	29	63
所有者との取引額等合計		201	7,942	240,218	23,124	7,810	278,894	15,964	294,858
2019年3月31日		8,939	12,545	832,147	24,440	14,190	818,291	92,231	910,523

(注) IFRS第9号「金融商品」の適用に伴い、遡及修正の累積的影響を利益剰余金およびその他の包括利益累計額に係る期首残高の修正として認識しています。

(5) 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		193,177	123,370
減価償却費及び償却費		44,404	52,498
減損損失	37		6,668
子会社株式売却益	36		7,977
持分法による投資損益(は益)		1,045	17,541
銀行事業のコールローンの増減額(は増加)		8,000	58,000
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		14,743	40,744
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		42,395	50,274
カード事業の貸付金の増減額(は増加)		57,063	66,719
銀行事業の貸付金の増減額(は増加)		2,715	5,057
銀行事業の預金の増減額(は減少)		27,931	60,559
その他		21,095	39,100
小計		147,381	209,314
法人所得税の支払額		71,924	59,356
営業活動によるキャッシュ・フロー		75,457	149,957
投資活動によるキャッシュ・フロー			
銀行事業の有価証券の取得による支出		45,790	312,802
銀行事業の有価証券の売却または償還による収入		14,969	200,393
投資の取得による支出		11,010	49,633
投資の売却または償還による収入		7,651	25,701
有形固定資産の取得による支出		43,284	41,771
無形資産の取得による支出		44,338	43,278
子会社の支配喪失による収入			16,353
その他		354,359	7,155
投資活動によるキャッシュ・フロー		232,556	212,193
財務活動によるキャッシュ・フロー			
非支配持分からの子会社持分取得による支出			19,458
自己株式の取得による支出		0	221,014
社債の発行による収入		70,000	25,000
配当金の支払額		50,439	50,463
セール・アンド・リースバックによる収入			11,098
その他		1,729	8,467
財務活動によるキャッシュ・フロー		21,289	263,305
現金及び現金同等物に係る換算差額		562	515
売却目的保有に分類された資産への振替に伴う 現金及び現金同等物の増減額(は減少)	16	3,484	3,484
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		325,257	321,540
現金及び現金同等物の期首残高	7	543,067	868,325
現金及び現金同等物の期末残高	7	868,325	546,784

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

ヤフー(株)(以下、当社という。)は日本で設立され、同国に本社を置いており、当社および子会社(以下、当社グループという。)の最終的な親会社はソフトバンクグループ(株)です。登記している本店の所在地は、東京都千代田区紀尾井町1番3号です。

当社グループの主な事業内容は「6. セグメント情報」に記載しています。

2. 作成の基礎

(1) 準拠する会計基準

当社グループの連結財務諸表は連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しています。

(2) 測定の基礎

連結財務諸表は、「3. 重要な会計方針」に記載しているとおり、公正価値で測定している金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 表示通貨および単位

連結財務諸表は日本円を表示通貨としており、百万円未満を切捨てて表示しています。

(4) 表示方法の変更

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた「持分法による投資損益(は益)」については、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。また、「その他の金融資産の増減額(は増加)」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しています。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた1,045百万円は、「持分法による投資損益(は益)」1,045百万円として組替えています。また、前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローで独立掲記していた「その他の金融資産の増減額(は増加)」15,707百万円は、「その他」15,707百万円として組替えています。

前連結会計年度において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた「投資の売却または償還による収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。また、投資活動によるキャッシュ・フローで独立掲記していた「有形固定資産の売却による収入」、「子会社の支配獲得による収入」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しています。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた7,651百万円は、「投資の売却または償還による収入」7,651百万円として組替えています。また、前連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローで独立掲記していた「有形固定資産の売却による収入」20,669百万円、「子会社の支配獲得による収入」337,224百万円は、「その他」357,894百万円として組替えています。

前連結会計年度において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた「自己株式の取得による支出」は重要性が増したため、当連結会計年度において独立掲記しています。また、財務活動によるキャッシュ・フローで独立掲記していた「短期借入金の純増減額(は減少)」、「長期借入れによる収入」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しています。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度において財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた0百万円は、「自己株式の取得による支出」0百万円として組替えています。また、前連結会計年度において財務活動によるキャッシュ・フローの「短期借入金の純増減額(は減少)」4,321百万円、「長期借入れによる収入」2,800百万円は、「その他」7,121百万円として組替えています。

(5) 未適用の公表済み基準書および解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準書および解釈指針の新設または改訂は以下のとおりです。当連結会計年度において当社グループはこれらを早期適用していません。

IFRS		強制適用時期 (以後開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2020年3月期	リースに関する会計処理および開示の改訂

IFRS第16号「リース」は、借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するのではなく、単一の会計モデルを導入し、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用权資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識することを要求しています。また、IAS第17号「リース」ではオペレーティング・リースに係るリース料は賃借料として計上されますが、IFRS第16号「リース」では使用权資産の減価償却費とリース負債に係る金利費用として計上されることとなります。

IFRS第16号「リース」の適用にあたり、表示する比較年度に対しても遡及適用する方法と、適用開始日に適用による累積的影響を認識する方法のいずれかを選択することができます。当社グループにおいては、適用開始日に適用による累積的影響を認識する方法を採用する予定です。

IFRS第16号の適用に伴う累積的影響により、適用開始日の資産が74,167百万円、負債が74,263百万円それぞれ増加すると見込んでおります。なお、利益剰余金期首残高に与える影響は軽微です。

3. 重要な会計方針

以下の会計方針は、他の記載がない限り、連結財務諸表に記載されている全ての期間に適用しています。

(1) 連結の基礎

連結の基本方針

連結財務諸表は、当社および当社が支配している企業(子会社)の財務諸表に基づき作成しています。支配とは、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力の全てを有している場合をいいます。当社による支配の有無は、議決権または類似の権利の保有割合や投資先に関する契約内容等の諸要素を勘案し総合的に判断しています。

子会社については、支配獲得日から支配喪失日までの期間を連結しています。子会社の包括利益は、たとえ非支配持分が負の残高になる場合でも、親会社の所有者と非支配持分に配分されます。

子会社が採用する会計方針が当社グループで採用した会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えています。

当社グループ内部での債権債務残高、取引、当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表作成にあたり消去しています。

子会社として存続する場合における当社グループの所有持分の変動

子会社に対する当社グループの所有持分の変動で支配の喪失にならない取引は、資本取引として会計処理しています。当社グループの持分および非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する相対的な持分の変動を反映して調整しています。非支配持分を調整した額と支払対価または受取対価の公正価値との差額は資本に直接認識し、親会社の所有者に帰属しています。

当社グループが子会社の支配を喪失する場合、処分損益は (i) 「受取対価の公正価値および残存持分の公正価値の合計」と () 「子会社の資産(のれんを含む)、負債、非支配持分の従前の帳簿価額」との間の差額として算定され、それまで認識していたその他の包括利益累計額は、純損益に振り替えています。

企業結合

事業の取得は「取得法」で会計処理をしています。企業結合時に引き渡した対価は、当社グループが移転した資産、被取得企業の従前の所有者に対する当社グループの負債、被取得企業の支配と交換に当社グループが発行した資本持分の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得関連費用は発生時に純損益で認識していません。

取得日において、識別可能な取得した資産および引受けた負債は、以下を除き、取得日における公正価値で認識されます。

- ・繰延税金資産(または繰延税金負債)および従業員給付契約に関連する資産(または負債)は、それぞれIAS第12号「法人所得税」およびIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定されます。
- ・「被取得企業の株式に基づく報酬契約」または「被取得企業の株式に基づく報酬制度を当社グループの制度に置換えるために発行された当社グループの株式に基づく報酬契約」に関する負債または資本性金融商品は、取得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定されます。
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有に分類される資産または処分グループは、当該基準書に従って測定されます。

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額が、取得日における識別可能な取得した資産と引受けた負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定されます。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しています。

現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えている非支配持分は、当初認識時に公正価値、または被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する非支配持分の比例的な取り分相当額によって測定されます。上記以外の非支配持分は、公正価値、または該当する場合には、他の基準書に特定されている測定方法によって測定されます。

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日(すなわち当社グループの支配獲得日)の公正価値で再評価され、発生した利得または損失があれば純損益に認識されます。取得日以前にその他の包括利益に計上されていた被取得企業の持分の金額は、取得企業がその持分を直接処分した場合と同じ方法で会計処理されます。

のれん

事業の取得から生じるのれんは、事業の取得日に計上された取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

のれんが配分される資金生成単位については、のれんが内部報告目的で監視される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっています。

のれんは償却を行わず、資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、配分された資金生成単位については、連結会計年度の一定時期、またはその生成単位に減損の兆候がある場合は、より頻繁に減損テストを行っています。当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額未満の場合、まず減損損失を資金生成単位に配分されたのれんに配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合で各資産に配分しています。

のれんの減損損失は、純損益に直接認識され、以後の期間に戻入れは行いません。

なお、関連会社の取得により生じたのれんに関する当社グループの会計方針は、「関連会社および共同支配企業への投資」に記載しています。

関連会社および共同支配企業への投資

関連会社とは、当社グループが議決権の20%以上を所有し、投資先の財務および営業の方針決定に重要な影響力を行使し得ない反証が存在しない会社、もしくは20%未満の保有でも重要な影響力を行使し得る会社をいいます。

共同支配企業とは、当社グループを含む複数の当事者が、事業活動の重要な意思決定に関し全員一致の合意を必要とする契約上の取決めに基づき共同支配を有し、当該取決めの純資産に対する権利を有する投資先をいいます。

関連会社および共同支配企業に対する投資は、投資先が関連会社および共同支配企業になる日から持分法を適用して会計処理されます。関連会社および共同支配企業に対する投資の取得時には、取得原価が、取得日に認識されている投資先の識別可能な資産および負債の正味の公正価値のうち当社グループの持分相当額を超過する額は、のれんとして認識し、投資の帳簿価額に含まれます。再評価後、識別可能な資産および負債の正味の公正価値の当社グループの持分相当額が取得原価を超過する場合は、超過差額を投資が実施された期間に純損益に直ちに認識しています。

持分法では、関連会社および共同支配企業に対する投資額は、連結財政状態計算書において取得原価で当初認識し、その後、関連会社および共同支配企業の純損益およびその他の包括利益の当社グループの持分を認識するために修正しています。関連会社および共同支配企業の損失に対する当社グループの持分相当額が、当社グループの関連会社および共同支配企業に対する持分(実質的に当社グループの関連会社および共同支配企業に対する正味投資持分の一部を構成するいかなる長期持分を含む)を超過する場合、当社グループは追加的な損失について当社グループの持分相当額を認識していません。追加的な損失は、当社グループが関連会社および共同支配企業に代わって法的債務または推定的債務を負う、または関連会社および共同支配企業の代わりに支払いを行う範囲で認識しています。

当該投資が関連会社および共同支配企業でなくなった日もしくは売却目的保有に分類された日から、当社グループは持分法の適用を中止しています。当社グループが以前の関連会社および共同支配企業に対する残存持分を保持しており、残存持分が金融資産である場合には、当社グループは、残存持分をその日時点の公正価値で測定し、当該公正価値はIFRS第9号「金融商品」(以下、IFRS第9号という。)に従って金融資産としての当初認識時の公正価値とみなされます。持分法適用が中止された日における関連会社および共同支配企業の帳簿価額と、残存持分の公正価値および関連会社および共同支配企業に対する一部持分の処分による収入との差額は、関連会社および共同支配企業の処分損益の決定に含まれます。

当社グループの関連会社および共同支配企業投資に関する減損損失を認識するかどうかを決定するため、IFRS第9号の要求が適用されます。減損テストは、(のれんを含む)投資全体の帳簿価額に対し、IAS第36号「資産の減損」に従って行われています。

(2) 外貨換算

外貨建取引

当社グループの財務諸表は、各社の機能通貨で作成しています。機能通貨以外の通貨(外貨)での取引は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建貨幣性項目は、各四半期末の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、測定日の為替レートで機能通貨に換算しています。

換算によって発生した為替換算差額は、「在外営業活動体」を除いて、その期間の純損益で認識していません。

在外営業活動体

連結財務諸表を作成するために、在外営業活動体の資産および負債(取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含む)は、各四半期末の為替レートで日本円に換算しています。収益および費用は、その各四半期の平均為替レートで日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算によって生じた為替差額は、その他の包括利益で認識し、在外営業活動体の換算差額勘定に累積しています。

在外営業活動体の持分全てまたは持分の一部処分を行った場合、当該在外営業活動体の換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えています。

(3) 金融商品

認識

金融資産および金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しています。

金融資産および金融負債は当初認識時において公正価値で測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(以下、FVTPLの金融資産という。)および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(以下、FVTPLの金融負債という。)を除き、金融資産の取得および金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しています。FVTPLの金融資産およびFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しています。

非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産(以下、「FVTOCIの負債性金融資産」という。）」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産(以下、「FVTOCIの資本性金融資産」という。）」、「FVTPLの金融資産」に分類しています。この分類は、金融資産の性質と目的に応じて、当初認識時に決定しています。

通常の方法による全ての金融資産の売買は、約定日に認識および認識の中止を行っています。通常の方法による売買とは、市場における規則または慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による金融資産の購入または売却をいいます。

a. 償却原価で測定する金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「償却原価で測定する金融資産」に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産は実効金利法による償却原価から必要な場合には減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

b. FVTOCIの負債性金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「FVTOCIの負債性金融資産」に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、FVTOCIの負債性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えています。FVTOCIの負債性金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、FVTOCIの負債性金融資産に係る実効金利法による利息収益は、純損益で認識しています。

c. FVTOCIの資本性金融資産

資本性金融資産については、当初認識時に公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益で認識するという取消不能な選択を行っている場合に「FVTOCIの資本性金融資産」に分類しています。当初認識後、FVTOCIの資本性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。

FVTOCIの資本性金融資産の公正価値は、「30. 金融商品の公正価値(1) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類」で記載している方法により測定しています。

認識を中止した場合、もしくは著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えています。なお、FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金は、純損益で認識しています。

d. FVTPLの金融資産

以下の要件のいずれかに該当する場合には「FVTPLの金融資産」に分類しています。

- ・ 売買目的保有の金融資産
- ・ 「償却原価で測定する金融資産」、「FVTOCIの負債性金融資産」、「FVTOCIの資本性金融資産」のいずれにも分類しない場合

売買目的保有には、デリバティブ以外の金融資産で、主として短期間に売却する目的で取得した売却目的保有の金融資産を分類しています。なお、いずれの金融資産も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定していません。

当初認識後、FVTPLの金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益および利息収益は純損益で認識しています。

FVTPLの金融資産の公正価値は、「30. 金融商品の公正価値（1）公正価値ヒエラルキーのレベル別分類」で記載している方法により測定しています。

e. 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産、FVTOCIの負債性金融資産に係る予想信用損失について、貸倒引当金を認識しています。期末日毎に、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、金融資産に係る貸倒引当金を12か月の予想信用損失と同額で測定しています。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合、または信用減損金融資産については、金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。ただし、営業債権については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っています。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況、将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコスト労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る貸倒引当金の繰入額、および、その後の期間において、貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しています。

金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、当該金額を貸倒引当金と相殺して帳簿価額を直接減額しています。

f. 金融資産の認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的に全て移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しています。

非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、「FVTPLの金融負債」または「償却原価で測定する金融負債」に分類し、当初認識時に分類を決定しています。

FVTPLの金融負債は当初認識後、公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益および利息費用は純損益で認識しています。

償却原価で測定する金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

金融負債は義務を履行した場合、もしくは債務が免責、取消または失効となった場合に認識を中止しています。

デリバティブ金融資産および金融負債

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しています。当初認識後は、各四半期末の公正価値で測定しています。デリバティブの公正価値の変動額は、直ちに純損益で認識しています。

デリバティブ金融資産は「FVTPLの金融資産」に、デリバティブ金融負債は「FVTPLの金融負債」にそれぞれ分類しています。

金融資産および金融負債の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有し、かつ純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

IAS第39号に基づく当初の測定区分とIFRS第9号に基づく新たな測定区分は以下のとおりです。IFRS第9号の適用開始日における金融資産の分類変更から生じる帳簿価額への影響はありません。また、金融負債の分類変更および測定区分の変更はありません。

(単位：百万円)

	測定区分		帳簿価額	
	旧基準 (IAS第39号)	新基準 (IFRS第9号)	旧基準 (IAS第39号)	新基準 (IFRS第9号)
金融資産				
銀行事業のコールローン	貸付金及び債権	償却原価	78,000	78,000
営業債権及びその他の債権	貸付金及び債権	償却原価	297,050	297,050
カード事業の貸付金	貸付金及び債権	償却原価	186,711	186,711
銀行事業の有価証券	売却可能金融資産	FVTPL	27,090	27,090
	売却可能金融資産	FVTOCI(負債性)	241,333	241,333
	満期保有目的投資	償却原価	40,013	40,013
銀行事業の貸付金	貸付金及び債権	償却原価	76,077	76,077
その他の金融資産	FVTPL	FVTPL	25,286	25,286
	売却可能金融資産	FVTPL	14,574	14,574
	売却可能金融資産	FVTOCI(負債性)	8,093	8,093
	売却可能金融資産	FVTOCI(資本性)	56,178	56,178
	貸付金及び債権	償却原価	59,247	59,247

IFRS第9号「金融商品」の適用の結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、適用開始日の連結財政状態計算書において、カード事業の貸付金90百万円および利益剰余金205百万円ならびに非支配持分20百万円が減少しており、繰延税金資産30百万円およびその他の包括利益累計額167百万円が増加しています。

なお、営業利益および当期利益に与える影響はありません。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金、随時引出し可能な預金、および容易に換金可能でかつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日までの期間が3ヶ月以内の短期投資で構成されています。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。原価は、主として移動平均法を用いて算定しており、正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定しています。

また、棚卸資産の内訳は、主として商品です。

(6) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しています。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産の解体・除去および土地の原状回復費用が含まれます。

減価償却費は、土地および建設仮勘定を除き、見積耐用年数にわたって定額法で計上しています。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物および構築物 3年～50年
- ・工具、器具および備品 4年～15年
- ・機械装置および運搬具 4年～15年

減価償却方法、耐用年数および残存価額は、連結会計年度末に見直しを行い、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

ファイナンス・リースにより保有する資産は、リース期間の終了時までには所有権の移転が合理的に確実である場合には見積耐用年数で、合理的に確実でない場合にはリース期間とリース資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって減価償却を行っています。

(7) 無形資産

個別に取得した耐用年数を確定できる無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しています。個別に取得した耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で計上しています。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識されます。当初認識後、企業結合により取得した無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

研究段階で発生した支出は、発生した期間の費用として計上しています。開発段階で発生した自己創設無形資産は、資産計上の要件を全て満たした日から、開発完了までに発生した支出の合計額で認識しています。当初認識後、自己創設無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しています。

償却費は、見積耐用年数にわたって定額法で計上しています。

耐用年数を確定できる主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア 主に5年
- ・顧客基盤 6年～14年

償却方法、耐用年数および残存価額は、連結会計年度末に見直しを行い、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

商標権の一部について、事業を継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断し、償却していません。

(8) リース

リース取引は、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを借手に移転する場合、ファイナンス・リース取引に分類し、他の全てのリース取引は、オペレーティング・リース取引に分類しています。

リース契約開始時に、その契約がリースであるか否か、またはその契約にリースが含まれるか否かを契約の実質をもとに判断しています。

ファイナンス・リース取引

借手側

リース資産およびリース債務は、リース開始日の公正価値または最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しています。

リース資産の当初認識後は、その資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しています。リース料支払額は、連結会計年度末の債務残高に対する一定の期間利率となるよう、財務費用(その他の営業外費用)と連結会計年度末のリース債務残高の返済部分に按分しています。

オペレーティング・リース取引
借手側

オペレーティング・リースの総支払額は、リース期間にわたって定額法により費用として認識しています。

(9) のれんを除く有形固定資産および無形資産の減損

当社グループは、各四半期末に、有形固定資産および無形資産が減損損失に晒されている兆候の有無を判定するために、有形固定資産および無形資産の帳簿価額をレビューしています。

減損の兆候がある場合には、減損損失の程度を算定するために、回収可能価額の見積りを行っています。個別資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、当社グループは、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっています。

耐用年数が確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず連結会計年度の一定時期に、減損テストを実施しています。

回収可能価額は、「処分コスト控除後の公正価値」と「使用価値」のいずれか高い方となります。

使用価値の評価に際しては、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率により見積もった将来キャッシュ・フローを、現在価値に割り引くことにより測定しています。

資産(または資金生成単位)の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産(または資金生成単位)の帳簿価額は回収可能価額まで減額されます。

減損損失を事後に戻入れる場合、当該資産(または資金生成単位)の帳簿価額は、過去の期間において当該資産(または資金生成単位)について認識した減損損失がなかったとした場合の資産(または資金生成単位)の帳簿価額を超えない範囲で、改訂後の見積回収可能価額まで増額しています。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象から生じた現在の法的または推定的債務で、当該債務を決済するために経済的便益が流出する可能性が高く、当該債務について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

引当金は、貨幣の時間的価値の影響が重要な場合、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益で認識しています。

主な引当金の内容は以下のとおりです。

利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過して支払った債務者等からの利息の返還請求に備えるため、将来における返還見込額を計上しています。なお、当該利息返還請求額は市場環境等の変化により変動する可能性があります。

資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しています。これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、会員へ付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しています。なお、当該ポイントの会員による利用には不確実性があります。

(11) 売却目的保有に分類された資産および処分グループ

継続的使用よりも主に売却取引により回収が見込まれる資産および処分グループについて、1年以内に売却する可能性が高く、現状で直ちに売却することが可能で、経営者が売却計画の実行を確約している場合には、売却目的保有に分類しています。

当社グループが、子会社に対する支配の喪失を伴う売却計画を確約し上記の条件を満たす場合は、当社グループが売却後にその子会社の非支配持分を保有するか否かにかかわらず、その子会社の資産および負債を売却目的保有に分類しています。

売却目的保有に分類した資産は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

また、売却目的保有への分類後は、有形固定資産および無形資産の減価償却または償却は行いません。

(12) 株式に基づく報酬

当社グループは、取締役および従業員等に対するインセンティブ制度として、持分決済型のストック・オプション制度を導入しています。ストック・オプションは付与日における資本性金融商品の公正価値で測定しています。公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズモデルやモンテカルロ・シミュレーション等を用いて算定しています。

ストック・オプションの付与日に決定した公正価値は、権利確定期間にわたって定額法により費用計上し、同額を資本の増加として認識しています。また、各四半期末において、最終的に権利が確定すると予想されるストック・オプション数の見積りを見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しています。

(13) 売上収益

IFRS第15号の適用に伴い、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するに応じて)収益を認識する。

顧客に支払われる対価は、それが顧客から受け取る財又はサービスの対価であるものを除き、取引価格から控除しています。

また、顧客との契約の獲得又は履行のためのコスト(以下、契約コスト)のうち、回収が見込まれる部分について、資産として認識しています。契約コストから認識した資産については、顧客との見積り契約期間にわたり定額法で償却しています。

当社グループにおける各事業の主要な収益認識基準は以下のとおりです。

メディア事業

メディア事業は、主に広告商品の企画・販売・掲載をするための各サービスの企画・運営、情報掲載サービスの提供およびその他法人向けのサービスを提供しています。

主な売上収益は、検索連動型広告、ディスプレイ広告等の広告売上収益であり、以下のとおり収益を認識しています。

a. 検索連動型広告

「スポンサードサーチ」として広告主や広告代理店向けに販売している広告商品です。

「スポンサードサーチ」は、「Yahoo! JAPAN」上で検索をした際、その検索キーワードに応じて検索結果ページに表示され、掲載された広告がクリックされた場合に課金されます。

広告主および広告代理店に広告運用ツールを提供し、その設定依頼に従い掲載を行うことが履行義務になります。

検索連動型広告は、ウェブサイト閲覧者が検索連動型広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

b. ディスプレイ広告

ディスプレイ広告は、プレミアム広告および「Yahoo! ディスプレイアドネットワーク(YDN)」等からなります。

プレミアム広告は、「ブランドパネル」や「プライムディスプレイ」等、「Yahoo! JAPAN」の各種プロパティ内に表示され、画像や映像等を用いた多彩な広告表現が可能な広告商品です。

主な顧客はメディアレップで、一部広告代理店向けにも販売しています。

インプレッション保証型の期間販売で、契約に則して掲載することが履行義務になります。

プレミアム広告は、ウェブサイト上に広告が掲載される期間にわたって収益を認識しています。

「Yahoo! ディスプレイアドネットワーク(YDN)」は、広告主や広告代理店向けに販売している広告商品であり、ターゲット条件を設定し、条件に一致するユーザーが閲覧している「Yahoo! JAPAN」や提携サイトに広告配信を行います。

広告主および広告代理店に広告運用ツールを提供し、その設定依頼に従い掲載を行うことが履行義務になります。

「Yahoo! ディスプレイアドネットワーク(YDN)」は、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

コマース事業

コマース事業は、主に中小企業や個人向けにインターネットを介して商品の販売やサービスの企画・提供および決済金融関連サービスの提供をしています。

主な売上収益は、アスクルグループの物品販売サービスや「ヤフオク!」等のeコマース関連サービス、「Yahoo! プレミアム」等の会員向けサービスであり、以下のとおり収益を認識しています。

なお、上記のうち顧客が法人の場合はビジネス売上収益で計上し、個人ユーザーの場合はパーソナル売上収益で計上しています。

a. アスクルグループの物品販売サービス

アスクルグループは、オフィス関連商品等の販売事業を行っており、主な顧客は中小企業等の法人および個人ユーザーになります。

物品販売の収益は、顧客が物品の使用を指図し、当該物品から残りの便益のほとんど全てを獲得する能力を有することとなる、顧客が物品に対する支配を獲得した時点で認識しています。

b. 「ヤフオク!」

個人ユーザーや法人向けにネットオークションサービスを提供しており、オークション取引が成立した時点で、落札金額に応じた出品者に対する落札システム利用料を収益として認識しています。

c. 「Yahoo!プレミアム」

個人ユーザー向けに様々な会員特典を受けられる「Yahoo!プレミアム」を販売しており、会員資格が有効な期間にわたって収益を認識しています。

上記の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約における履行義務の識別を行ったことにより、従来、売上原価等として表示していた決済手数料の一部について、顧客から受け取る対価の総額から決済手数料を差し引いた純額で売上収益を表示しています。

この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当連結会計年度の連結損益計算書において、売上収益が19,997百万円、売上原価が18,693百万円、販売費及び一般管理費が1,304百万円それぞれ減少しています。

また、顧客獲得に関する一部の支出のうち、回収が見込まれる部分について、従来、無形資産として計上していましたが、IFRS第15号の適用に伴い、契約コスト等として資産計上しています。

その結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、適用開始日および当連結会計年度の期末の連結財政状態計算書において、その他の資産がそれぞれ13,271百万円および23,354百万円増加し、無形資産がそれぞれ13,271百万円および23,354百万円減少しています。

なお、営業利益および当期利益に与える影響はありません。

(14) 退職給付

当社グループでは主に確定拠出制度を採用しています。

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した基金に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的または推定的債務を負わない退職給付制度です。

確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しています。

(15) 法人所得税

法人所得税は当期税金および繰延税金から構成され、企業結合から生じる税金、およびその他の包括利益または直接資本に認識する項目から生じる税金を除き、純損益で認識しています。

当期税金

当期税金は税務当局に対する納付または税務当局からの還付が予想される金額で測定し、税額の算定は、当連結会計年度末に制定または実質的に制定されている税率および税法を使用しています。

繰延税金

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除について、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲内で認識しています。また、繰延税金資産は各四半期末に回収可能性の見直しを実施しています。繰延税金負債は、原則として将来加算一時差異について認識しています。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産または負債を認識していません。

- ・ 企業結合以外の取引で、かつ会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさない取引における資産または負債の当初認識から生じる一時差異
- ・ のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・ 子会社および関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合または当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合
- ・ 子会社および関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産および負債は、当連結会計年度末に制定または実質的に制定されている法律に基づいて、当該資産が実現されるまたは負債が決済される時点において適用されると予測される税率を用いて測定しています。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産および負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しています。

(16) 自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取引費用を含む税効果考慮後の支払対価を、資本の控除項目として認識しています。自己株式の購入、売却または消却において損益は認識していません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本剰余金として認識しています。

(17) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しています。

希薄化後1株当たり当期利益は、全ての希薄化効果のある潜在株式が転換されたと仮定して、親会社の所有者に帰属する当期利益および自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数を調整することにより算定していません。

(18) 会計方針の変更

当社グループが当連結会計年度より適用している基準書および解釈指針は以下のとおりです。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第9号	金融商品	金融商品の分類および測定、減損会計、ヘッジ会計の処理および開示要求
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	収益認識に関する会計処理および開示要求

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」およびIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の経過措置に従って、適用開始日時点(2018年4月1日)で完了していない契約について遡及適用し、その累積的影響を適用開始日の利益剰余金(および他の資本項目)の期首残高の修正として認識する方法により遡及修正を行っています。そのため、比較情報としての前連結会計年度の連結財務諸表および前連結会計年度末の連結財政状態計算書については修正再表示していません。

IFRS第9号「金融商品」およびIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用が、適用開始日の連結財政状態計算書および当連結会計年度の連結財務諸表に与える主な影響は、「(3) 金融商品」および「(13) 売上収益」をご参照ください。

4. 見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は会計方針の適用および資産、負債、収益、費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り、仮定を設定することが義務付けられています。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間および将来の会計期間において認識しています。

会計方針の適用に際して行う判断のうち、連結財務諸表上で認識する金額に最も重要な影響を与える事項は以下のとおりです。

- ・子会社および関連会社の範囲の決定(「3. 重要な会計方針(1)」)

当連結会計年度末および翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある将来に係る仮定および当連結会計年度末におけるその他の見積りの不確実性に関する事項は、主に以下のとおりです。

- ・企業結合により取得した資産および引き受けた負債の公正価値の見積り(「3. 重要な会計方針(1)」、「5. 企業結合」)
- ・有形固定資産、のれんおよび無形資産の減損に関する見積り(「3. 重要な会計方針(1)(9)」、「12. のれんおよび無形資産」)
- ・関連会社株式の減損に関する見積り(「3. 重要な会計方針(1)」)
- ・金融商品の公正価値の測定方法(「3. 重要な会計方針(3)」、「30. 金融商品の公正価値」)
- ・償却原価で測定する金融資産、FVTOCIの負債性金融資産および貸出コミットメント等の減損に関する見積り(「3. 重要な会計方針(3)」)
- ・有形固定資産、無形資産の耐用年数および残存価額の見積り(「3. 重要な会計方針(6)(7)」)
- ・引当金の認識・測定における判断および見積り(「3. 重要な会計方針(10)」、「20. 引当金」)
- ・ストック・オプションの公正価値(「3. 重要な会計方針(12)」、「28. 株式に基づく報酬」)
- ・収益の認識・測定における判断および見積り(「3. 重要な会計方針(13)」、「32. 売上収益」)
- ・繰延税金資産の回収可能性(「3. 重要な会計方針(15)」、「14. 法人所得税」)

5. 企業結合

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(株)ジャパンネット銀行

(1) 企業結合の概要

当社は、2017年8月1日開催の取締役会において、(株)三井住友銀行との(株)ジャパンネット銀行に関する株主間契約の変更を決議し、(株)三井住友銀行との間で変更契約を締結しました。当該変更に伴い、当社は、2018年2月1日開催の(株)ジャパンネット銀行の臨時株主総会決議をもって、同社の取締役の過半数を当社が派遣することにより、同社を子会社化しました。

当社は、2013年10月にコマース事業における新戦略を開始して以降、ストア出店料等の無料化、ポイント施策、クレジットカード事業の開始等によって取扱高を急速に伸ばしてきました。今後コマース事業をさらに活性化させるためには決済金融事業をより強化する必要があると考えています。(株)ジャパンネット銀行を子会社化することで銀行事業へ本格参入し、当社グループサービス内のエコシステムを強固にしていきます。

また、子会社化により、当社は(株)ジャパンネット銀行の経営を主導し、これまで当社が培ってきた顧客基盤やマルチビッグデータを活用することで、(株)ジャパンネット銀行の顧客にとって付加価値の高い金融サービスを提供します。

なお、当社の保有する(株)ジャパンネット銀行の議決権比率は41.2%と以前から変動は無く、議決権の過半数を保有していませんが、2018年2月1日開催の(株)ジャパンネット銀行の臨時株主総会決議をもって取締役の過半数を派遣することにより、当社が実質的に支配していると判断されることから、当該決議をもって(株)ジャパンネット銀行を子会社化しています。

また、当社が既に保有していた(株)ジャパンネット銀行に対する資本持分を支配獲得日の公正価値で再測定した結果、372百万円の段階取得による利益を認識しています。この利益は連結損益計算書上、「企業結合に伴う再測定益」に計上しています。

(2) 被取得企業の概要

名称	株式会社ジャパンネット銀行
事業内容	銀行業務

(3) 支配獲得日

2018年2月1日

(4) 支配獲得日現在における既保有持分、取得資産および引受負債の公正価値、非支配持分

(単位：百万円)

既保有持分の公正価値	26,224
取得資産および引受負債の公正価値	
資産	818,796
現金及び現金同等物	337,224
銀行事業の有価証券	277,515
銀行事業の貸付金	73,393
その他	130,663
負債	754,871
銀行事業の預金	735,986
その他	18,885
純資産	63,924
非支配持分(注)	37,700
合計	26,224

(注) 非支配持分

非支配持分は、識別可能な被取得企業の純資産の公正価値に対する持分割合で測定しています。

(5) 企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報

当該企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報は、連結財務諸表に対する影響額に重要性がないため開示していません。

プロフォーマ情報(非監査情報)

上記の企業結合が2017年4月1日に完了したと仮定した場合の2018年3月31日に終了した1年間におけるプロフォーマ情報は連結売上収益916,922百万円、連結当期利益135,298百万円です。

プロフォーマ情報には、実際の支配獲得日に認識した無形資産の償却費の増加等が反映されています。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当連結会計年度に生じた重要な企業結合はありません。

6. セグメント情報

(1) 報告セグメント

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、「メディア事業」および「コマース事業」の2つを報告セグメントとしています。

「メディア事業」は、主に広告商品の企画・販売・掲載をするための各サービスの企画・運営、情報掲載サービスの提供およびその他法人向けサービスの提供をしています。

「コマース事業」は、主に中小企業や個人向けにインターネットを介して商品の販売やサービスの企画・提供および決済金融関連サービスの提供をしています。

「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、クラウド関連サービス等を含みません。

各報告セグメントの会計方針は、「3. 重要な会計方針」で記載している当社グループの会計方針と同一です。セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と調整を行っており、セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。セグメント間収益は市場実勢価格に基づいています。

なお、2018年4月1日より、サービスの効率的な提供に重点を置き、迅速に市場の変化に対応するため、一部のサービスおよび子会社をセグメント間で移管しています。

移管の主な内容は、子会社である(株)GYA0を含む映像関連サービスを「コマース事業」から「メディア事業」へ移管していることです。

これに伴い、前連結会計年度のセグメント情報を修正再表示しています。

当社グループのセグメント情報は以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	調整額	連結
	メディア事業	コマース事業	合計			
売上収益						
外部収益	289,285	588,456	877,741	19,444		897,185
セグメント間収益	1,305	3,625	4,931	3,883	8,815	
合計	290,591	592,082	882,673	23,327	8,815	897,185
セグメント利益(注)	156,002	82,945	238,947	3,822	56,959	185,810
その他の営業外収益						9,112
その他の営業外費用						2,791
持分法による投資損益(は損失)						1,045
税引前利益						193,177
その他の項目						
減価償却費及び償却費	3,977	21,015	24,992	4,997	14,415	44,404

(注) 「コマース事業」には、保険金収入4,973百万円、有形固定資産売却益3,561百万円、債務免除益1,752百万円を含みます。(「34. 保険金収入」および「35. 債務免除益」参照)

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	調整額	連結
	メディア事業	コマース事業	合計			
売上収益						
外部収益	301,880	646,443	948,323	6,390		954,714
セグメント間収益	1,591	3,189	4,781	3,518	8,299	
合計	303,472	649,632	953,104	9,908	8,299	954,714
セグメント利益(注)	141,018	55,795	196,814	10,225	66,511	140,528
その他の営業外収益						1,622
その他の営業外費用						1,238
持分法による投資損益(は損失)						17,541
税引前利益						123,370
その他の項目						
減価償却費及び償却費	4,328	26,570	30,898	1,790	19,809	52,498

(注) 「メディア事業」には、減損損失2,379百万円、「コマース事業」には、減損損失4,289百万円、「その他」には、子会社株式売却益7,977百万円を含みます。(「36. 子会社株式売却益」および「37. 減損損失」参照)

(2) サービス別情報

外部収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
広告	303,443	323,850
ビジネス	407,640	414,272
パーソナル	185,735	215,088
その他	365	1,503
合計	897,185	954,714

	主なサービス内容
広告	・検索連動型広告やディスプレイ広告等の広告関連サービス
ビジネス	・「Yahoo!不動産」等の情報掲載サービス ・「ASKUL」等の物品販売サービス
パーソナル	・「ヤフオク!」や「Yahoo!ショッピング」等のeコマース関連サービス ・「Yahoo!プレミアム」等の会員向けサービス ・「LOHACO」等の物品販売サービス

7. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
現金および要求払預金	698,811	508,280
定期預金(預入期間が3ヶ月以内)	164,013	31,504
その他	5,499	6,999
合計	868,325	546,784

(注) 銀行事業を営む子会社は「準備預金制度に関する法律」により、受け入れている預金等の一定比率以上の金額(法定準備預金額)を日本銀行に預け入れる義務があります。当連結会計年度の現金および要求払預金のうち237,018百万円(前連結会計年度 284,234百万円)は銀行事業を営む子会社の日銀預け金であり、法定準備預金額以上の金額を日本銀行に預け入れています。

8. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
売掛金	123,409	128,083
外国為替取引顧客預託金	98,210	101,394
未収入金	31,476	40,850
その他	43,953	57,951
合計	297,050	328,281

9. 銀行事業の有価証券

銀行事業の有価証券の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
債券	252,167	279,622
信託受益権	45,910	130,115
その他	10,359	9,813
合計	308,436	419,551

(注) 銀行事業を営む子会社において、主に資金調達や為替決済等の担保として資産を差入れています。銀行事業の有価証券のうち、銀行事業を営む子会社が差入れた資産の帳簿価額は当連結会計年度で61,595百万円(前連結会計年度 62,961百万円)です。

10. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
中央清算機関差入証拠金(注)	40,259	77,654
株式	56,072	50,609
デリバティブ資産	25,284	19,449
敷金及び保証金	17,790	18,129
その他	23,972	25,416
合計	163,380	191,260

(注) 銀行事業を営む子会社において、為替決済等の担保として中央清算機関に対して差し入れている現金です。

11. 有形固定資産

有形固定資産の帳簿価額の増減および取得原価、減価償却累計額および減損損失累計額は、以下のとおりです。

帳簿価額

(単位：百万円)

	建物および 構築物	工具、器具 および備品	機械装置 および 運搬具	土地	建設仮勘定	その他	合計
2017年4月1日	38,623	48,831	22,394	11,510	1,185	1,477	124,021
取得	4,536	20,062	14,535	364	6,499	967	46,966
企業結合	368	330	9	30			738
処分	8,299	416	417	8,699	86	114	18,034
減価償却費	3,464	14,751	3,856			465	22,537
科目振替	241	3,419	377	74	4,295		181
売却目的保有に分類 された資産への振替	148	3,236	2,877	0	462		6,726
その他	54	298	2	18	43		303
2018年3月31日	31,912	53,940	30,167	3,260	2,796	1,865	123,943
取得	2,748	24,074	1,415		10,626	1,586	40,451
企業結合	13	1					15
処分	23	822	502		0	139	1,488
減価償却費	3,813	17,441	4,666			678	26,601
減損損失(注)	538	392	1,841				2,772
科目振替	3,151	636	1,253		5,066		24
その他	46	172	0	18	36	69	344
2019年3月31日	33,497	60,169	25,824	3,279	8,392	2,703	133,867

(注) 「37. 減損損失」参照

取得原価

(単位：百万円)

	建物および 構築物	工具、器具 および備品	機械装置 および 運搬具	土地	建設仮勘定	その他	合計
2017年3月31日	51,659	91,715	36,685	11,510	1,185	1,899	194,655
2018年3月31日	44,038	101,529	42,624	3,260	2,796	2,720	196,970
2019年3月31日	49,807	115,679	43,769	3,279	8,392	3,356	224,284

減価償却累計額および減損損失累計額

(単位：百万円)

	建物および 構築物	工具、器具 および備品	機械装置 および 運搬具	土地	建設仮勘定	その他	合計
2017年3月31日	13,036	42,884	14,290			422	70,633
2018年3月31日	12,126	47,589	12,456			855	73,027
2019年3月31日	16,309	55,510	17,944			652	90,416

12. のれんおよび無形資産

のれんおよび無形資産の帳簿価額の増減および取得原価、償却累計額および減損損失累計額は以下のとおりです。

帳簿価額

(単位：百万円)

	のれん	耐用年数を確定 できない無形資産	耐用年数を確定 できる無形資産			無形資産 合計
		商標権	ソフトウェア	顧客基盤	その他	
2017年4月1日	159,505	30,250	43,146	56,559	8,737	138,692
取得			15,288		7,924	23,212
内部開発			20,859			20,859
企業結合	2,509		6,151	2,690	28	8,870
処分			1,826		103	1,929
償却費			13,812	6,162	1,503	21,477
売却目的保有に分類された 資産への振替			1,106		0	1,106
その他			25		33	7
2018年3月31日	162,015	30,250	68,725	53,087	15,049	167,112
新基準適用による累積的影響額(注)1					13,271	13,271
取得			14,870		30	14,900
内部開発			28,523			28,523
企業結合	13,286				2	2
処分			2,832		89	2,921
償却費			18,963	6,152	277	25,394
減損損失(注)2			1,379	2,379		3,758
その他			114		12	101
2019年3月31日	175,301	30,250	89,057	44,555	1,431	165,293

(注)1 「3. 重要な会計方針 (13)売上収益」参照

2 「37. 減損損失」参照

取得原価

(単位：百万円)

	のれん	耐用年数を確定 できない無形資産	耐用年数を確定 できる無形資産			無形資産 合計
		商標権	ソフトウェア	顧客基盤	その他	
2017年3月31日	159,505	30,250	90,613	67,877	10,553	199,294
2018年3月31日	162,015	30,250	144,097	70,567	18,395	263,310
2019年3月31日	175,301	30,250	178,892	70,567	3,324	283,034

償却累計額および減損損失累計額

(単位：百万円)

	のれん	耐用年数を確定 できない無形資産	耐用年数を確定 できる無形資産			無形資産 合計
		商標権	ソフトウェア	顧客基盤	その他	
2017年3月31日			47,467	11,317	1,816	60,601
2018年3月31日			75,372	17,479	3,345	96,198
2019年3月31日			89,835	26,011	1,893	117,740

商標権の一部について、事業を継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断し、償却していません。

顧客基盤は、被取得企業の企業結合時に存在した顧客から期待される将来の超過収益力を反映したものです。

償却費は、連結損益計算書上、「売上原価」および「販売費及び一般管理費」に含めて表示しています。

前連結会計年度および当連結会計年度において費用として認識した研究開発費は、それぞれ697百万円、1,015百万円です。

当連結会計年度における、ソフトウェアに関連する自己創設無形資産の帳簿価額は45,712百万円(前連結会計年度32,711百万円)です。

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の資金生成単位グループへの配分額は、以下のとおりです。

のれん

(単位：百万円)

報告セグメント	資金生成単位グループ	2018年3月31日	2019年3月31日
メディア事業	マーケティングソリューション	10,904	24,191
コマース事業	ショッピング	60,180	60,180
	一休	72,044	72,044
	決済金融	16,437	16,437
	その他	2,447	2,447
合計		162,015	175,301

耐用年数を確定できない無形資産

(単位：百万円)

報告セグメント	資金生成単位グループ	2018年3月31日	2019年3月31日
コマース事業	ショッピング	20,130	20,130
	一休	10,120	10,120
合計		30,250	30,250

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の減損テストにおける回収可能価額は使用価値に基づき算定しています。

使用価値は、経営者が承認した事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定しています。事業計画は原則として5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映したものであり、外部情報および内部情報に基づき作成しています。永続成長率は資金生成単位が属する市場もしくは国の長期平均成長率を勘案して決定しています。前連結会計年度において使用した永続成長率は0.6%、当連結会計年度において使用した永続成長率は0.7%です。また、使用価値の測定で使用した税引前割引率は、前連結会計年度は7.0～12.3%、当連結会計年度は9.1～12.0%です。

決済金融事業において、仮に税引前割引率が約1%上昇した場合に回収可能価額と帳簿価額が等しくなる可能性があります。

上記以外の資金生成単位グループについては、使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、使用価値算定に用いた税引前割引率および永続成長率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えています。

なお、キャッシュ・フローの見積額の不確実性について、前連結会計年度は割引率に含めていましたが、当連結会計年度は事業計画に含めて使用価値の測定をしています。

13. 他の企業への関与の開示

(1) 子会社

当社の主要な子会社の状況は、以下のとおりです。

会社名	住 所	議決権所有割合(%)	
		前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
(株)GYAO	東京都千代田区	75.5	75.5
バリューコマース(株)	東京都港区	52.1	52.0
ワイジェイFX(株)	東京都千代田区	100.0	100.0
ワイジェイカード(株)	福岡市博多区	65.0	100.0
アスクル(株)(注)1	東京都江東区	45.2	45.1
(株)一休	東京都港区	100.0	100.0
(株)イーブックイニシアティブジャパン(注)2	東京都千代田区	44.0	43.6
(株)ジャパンネット銀行(注)3	東京都新宿区	41.2	46.6

(注) 1 当社はアスクル(株)の議決権の過半数を保有していませんが、議決権の分散状況および過去の株主総会の投票パターン等を勘案した結果、当社がアスクル(株)を実質的に支配していると判断し、同社を子会社としています。

2 当社は(株)イーブックイニシアティブジャパンの議決権の過半数を保有していませんが、同社の取締役会の構成員の過半数を占めているため、実質的に支配していると判断し、同社を子会社としています。

3 当社は(株)ジャパンネット銀行の議決権の過半数を保有していませんが、2018年2月1日開催の(株)ジャパンネット銀行の臨時株主総会決議をもって同社の取締役の過半数を当社が派遣していることから、実質的に支配していると判断し、同社を子会社としています。

(2) 当社にとって重要な非支配持分がある子会社の要約連結財務情報等
アスクルグループ(アスクル(株)およびその傘下の会社)

a. 一般的情報

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非支配持分が保有する所有持分の割合(%)	54.8	54.9
子会社グループの非支配持分の累積額(百万円)	51,058	48,887

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
子会社グループの非支配持分に配分された純損益	4,237	1,708

b. 要約連結財務情報

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産合計	237,174	229,602
負債合計	145,544	142,742
資本合計	91,629	86,859

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
売上収益	351,085	385,566
当期利益	7,324	3,632
当期包括利益	7,327	3,631

当連結会計年度において、アスクル(株)から非支配持分に支払われた配当金は1,007百万円(前連結会計年度は1,003百万円)です。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	11,675	12,734
投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)	3,948	5,527
財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	3,525	1,701
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	4
現金及び現金同等物の増減額(は減少額)	4,198	8,904

(株)ジャパンネット銀行

a. 一般的情報

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非支配持分が保有する所有持分の割合(%)	58.8	53.4
非支配持分の累積額(百万円)	37,690	31,139

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
非支配持分に配分された純損益	124	475

b. 要約連結財務情報

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産合計	834,799	883,244
負債合計	770,743	824,951
資本合計	64,056	58,292

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
売上収益	3,690	22,884
当期利益	210	774
当期包括利益	16	1,849

(注) 1 前連結会計年度は、(株)ジャパンネット銀行の支配獲得日以降の売上収益、当期利益および当期包括利益です。

2 当連結会計年度において、(株)ジャパンネット銀行から非支配持分に支払われた配当金は364百万円です。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	7,332	73,361
投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)	31,180	114,873
財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)		7,613
現金及び現金同等物に係る換算差額	21	19
現金及び現金同等物の増減額(は減少額)	38,534	49,144

(注) 前連結会計年度は、(株)ジャパンネット銀行の支配獲得日以降のキャッシュ・フローです。

(3) 持分法で会計処理されている投資

重要性のある持分法で会計処理されている投資の要約連結財務諸表等

PayPay(株)

a. 一般的情報

PayPay(株)(住所：東京都千代田区)は、モバイルペイメント等の電子決済事業を運営しています。

b. 要約連結財務情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産合計	40,775
うち現金及び現金同等物	33,572
負債合計	31,563
資本合計	9,212
所有持分の割合(%)	50.0
所有持分の帳簿価額	4,606

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
売上収益	595
販売費及び一般管理費	37,157
当期利益	36,787
当期包括利益	36,787
うち当社グループ持分	18,393
当期利益	18,393
当期包括利益	18,393

当連結会計年度において、PayPay(株)から受取った配当金はありません。

重要性のない持分法で会計処理されている投資の合算情報
 個々に重要性のない持分法で会計処理されている投資の帳簿価額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
帳簿価額	10,865	19,904

個々に重要性のない持分法で会計処理されている投資に関する財務情報は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期利益の当社グループ持分	1,045	851
その他の包括利益の当社グループ持分	0	13
当期包括利益の当社グループ持分	1,044	838

(4) ストラクチャード・エンティティ

当社グループは、国内外での投資活動を行うため、投資事業組合等を通じて投資活動を行っています。投資事業組合は、組合員たる投資家から資金を集め、出資先企業に対し主として出資の形で資金を供給する組合であり、支配しているかを決定する際の決定的要因が議決権でないように組成されています。

また、非連結のストラクチャード・エンティティとして、投資先の選定等の経営方針について支配していない投資事業組合等への投資を行っています。非連結のストラクチャード・エンティティについては、資産および負債に対して財務的支援を提供する取り決め等は行っていません。

当社グループが非連結のストラクチャード・エンティティへの関与により晒されている損失の最大エクスポージャーは以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
その他の金融資産	10,040	15,107

なお、当該最大エクスポージャーは、生じ得る最大の損失額を示すものであり、その発生可能性を示すものではありません。

14. 法人所得税

(1) 繰延税金

繰延税金資産および繰延税金負債の変動の内訳は以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	2017年 4月1日	当期利益の 認識額	その他の包括利 益の認識額	その他	2018年 3月31日
繰延税金資産					
未払法人所得税	1,462	24		4	1,490
有形固定資産および無形資産	11,814	2,253		18	9,542
繰越欠損金	7,627	3,085		15	10,697
従業員給付に係る負債(注)	4,255	1,435		64	5,755
貸倒引当金	1,848	891		33	2,773
利息返還損失引当金	5,799	977			4,822
その他	8,746	1,538		236	10,048
相殺前 繰延税金資産合計	41,554	3,743		168	45,129
資産・負債の相殺	17,043				17,442
相殺後 繰延税金資産合計	24,511				27,686
繰延税金負債					
有形固定資産および無形資産	28,604	2,990		1,530	27,145
売却可能金融資産	6,599		1,197	122	7,919
その他	3,652	1,682			5,335
相殺前 繰延税金負債合計	38,855	1,307	1,197	1,653	40,399
資産・負債の相殺	17,043				17,442
相殺後 繰延税金負債合計	21,812				22,956

(注) 従業員給付に係る負債には、賞与および有給休暇にかかる負債を含みます。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	2018年 4月1日	当期利益の 認識額	その他の包括利 益の認識額	その他	2019年 3月31日
繰延税金資産					
未払法人所得税	1,490	158			1,331
有形固定資産および無形資産	9,542	2,843			12,385
繰越欠損金	10,697	2,239		13	8,471
従業員給付に係る負債(注)1	5,755	59		11	5,825
貸倒引当金(注)2	2,773	1,660		30	4,464
利息返還損失引当金	4,822	705			4,117
その他	10,048	673		1,193	11,915
相殺前 繰延税金資産合計	45,129	2,133		1,249	48,511
資産・負債の相殺	17,442				13,960
相殺後 繰延税金資産合計	27,686				34,551
繰延税金負債					
有形固定資産および無形資産	27,145	3,211			23,933
FVTOCIの金融資産	7,919		608	2,133	6,394
その他	5,335	1,300			4,034
相殺前 繰延税金負債合計	40,399	4,511	608	2,133	34,363
資産・負債の相殺	17,442				13,960
相殺後 繰延税金負債合計	22,956				20,403

(注) 1 従業員給付に係る負債には、賞与および有給休暇にかかる負債を含みます。

2 IFRS第9号「金融商品」の適用による影響を含みます。(「3. 重要な会計方針(3) 金融商品」参照)

当社グループにおいて、損失が生じている納税主体に帰属している繰延税金資産は前連結会計年度末12,687百万円、当連結会計年度末12,632百万円です。これらの繰延税金資産については、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲で認識しています。

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異および繰越欠損金(繰越期限別内訳)は以下のとおりです。なお、将来減算一時差異および繰越欠損金は税額ベースです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
将来減算一時差異	2,539	2,352
繰越欠損金		
繰越期限1年以内		
繰越期限1年超5年以内	284	716
繰越期限5年超	2,148	5,308
繰越欠損金合計	2,432	6,025

繰延税金負債を認識していない子会社等に対する持分に係る将来加算一時差異の総額(所得ベース)は、前連結会計年度末37,817百万円、当連結会計年度末39,945百万円です。

(2) 法人所得税

法人所得税の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
当期税金	63,815	52,186
繰延税金	5,050	6,644
合計	58,764	45,542

各年度の法定実効税率と実際負担税率との調整は以下のとおりです。実際負担税率は税引前利益に対する法人所得税割合を表示しています。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
法定実効税率	31.69	31.46
持分法による投資損益	0.17	4.47
その他	1.10	0.98
実際負担税率	30.42	36.91

15. その他の資産

その他の資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
顧客に支払われた対価(注)		19,735
前払費用	10,160	12,045
その他	4,212	5,829
合計	14,373	37,609

(注) 財又はサービスが顧客へ移転した時点で収益の減額処理を要する、顧客に支払われた対価です。

16. 売却目的保有に分類された資産および処分グループ

前連結会計年度において、当社は、子会社である(株)IDCフロンティアにデータセンター事業及びクラウド事業の資産を一部譲渡した上で、同社の全株式をソフトバンク(株)に譲渡する契約を2018年3月20日に締結しました。これに伴い、(株)IDCフロンティアの資産および負債を売却目的保有に分類された処分グループに分類しています。

前連結会計年度において、(株)IDCフロンティアは、売却コスト控除後の公正価値(売却予定価額)が帳簿価額を上回っているため、帳簿価額で測定しています。

なお、当社は、2018年5月1日に(株)IDCフロンティアの株式をソフトバンク(株)に譲渡し、株式の譲渡日をもって、(株)IDCフロンティアを当社の子会社から除外しました。

売却目的保有に分類された資産および売却目的保有に分類された資産に直接関連する負債に振替えた内訳は以下のとおりです。

売却目的保有に分類された資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)
現金及び現金同等物	3,484
営業債権及びその他の債権	1,958
有形固定資産	6,726
その他	2,801
合計	14,970

売却目的保有に分類された資産に直接関連する負債

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)
営業債務及びその他の債務	745
引当金	649
その他	1,819
合計	3,214

当連結会計年度において、売却目的保有に分類された資産および処分グループは該当ありません。

17. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未払金	99,316	123,691
外国為替取引顧客預り証拠金	116,537	115,372
買掛金	76,915	88,234
その他	55,577	67,247
合計	348,346	394,545

18. 銀行事業の預金

銀行事業の預金の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
普通預金	573,572	643,894
定期預金	134,482	124,718
合計	708,054	768,613

19. 有利子負債

有利子負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)	平均利率(%) (注)1	返済期限(注)2
借入金	69,782	69,997	0.53	2019年4月～2026年9月
社債(注)3	105,050	130,000	0.25	2020年2月～2028年12月
その他	15,741	15,215		
合計	190,574	215,212		

(注) 1 平均利率は、当連結会計年度末の残高に対する加重平均利率を記載しています。

2 返済期限は、当連結会計年度末の残高に対する返済期限を記載しています。

3 社債の発行条件の要約は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

会社名・銘柄	発行年月日	当連結会計年度 (2019年3月31日) (注)	利率 (%)	償還期限
ヤフー(株)				
第1回無担保社債	2017年2月28日	5,000 (5,000)	0.04	2020年2月28日
第2回無担保社債	2017年2月28日	15,000	0.17	2022年2月28日
第3回無担保社債	2017年2月28日	15,000	0.37	2024年2月28日
第4回無担保社債	2017年12月7日	10,000	0.07	2020年12月7日
第5回無担保社債	2017年12月7日	25,000	0.2	2022年12月7日
第6回無担保社債	2017年12月7日	25,000	0.35	2024年12月6日
第7回無担保社債	2017年12月7日	10,000	0.4	2027年12月7日
第8回無担保社債	2018年12月6日	15,000	0.2	2023年12月6日
第9回無担保社債	2018年12月6日	10,000	0.5	2028年12月6日
合計		130,000 (5,000)		

(内書)は、1年以内の償還予定額です。

20. 引当金

引当金の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
利息返還損失引当金(注) 1、2	14,054	12,017
資産除去債務(注) 1	7,587	7,965
その他(注) 1、3	9,010	10,378
合計	30,652	30,360

(注) 1 各引当金の詳細は「3. 重要な会計方針」に記載のとおりです。

2 利息返還損失引当金は、過去のリスク総額に対する返還実績率および時効到来率等に基づいて、将来、利息返還請求を受けることが見込まれる期間にわたって、返還見込額を算定しています。

3 「その他」の引当金は、主にポイント引当金です。

引当金の増減内容は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	利息返還損失引当金	資産除去債務	その他	合計
2018年4月1日	14,054	7,587	9,010	30,652
繰入		410	10,886	11,297
目的使用	2,037	80	1,261	3,379
その他		48	8,257	8,209
2019年3月31日	12,017	7,965	10,378	30,360

21. 購入コミットメント

当連結会計年度の有形固定資産・無形資産の購入に関するコミットメントは、2,308百万円(前連結会計年度8,523百万円)です。主としてデータセンターに係る資産の購入に関する未履行の契約によるものです。

22. その他の負債

その他の負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
契約負債		12,403
未払賞与	10,107	9,386
未払有給休暇	7,552	8,513
未払費用	8,974	8,352
未払消費税等	4,933	4,174
その他	25,250	14,287
合計	56,818	57,118

23. 退職給付

当社および一部の子会社は、主に確定拠出年金制度を採用しています。

確定拠出制度に係る退職給付費用は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
確定拠出年金への掛金支払額	1,049	1,178

24. リース取引

(1) ファイナンス・リース取引

借主側

当社グループはファイナンス・リースに分類される機械装置、ソフトウェアおよびシステム関連機器等の賃借を行っています。また、変動リース料、購入選択権、エスカレーション条項およびリース契約によって課された制限(配当、追加借入および追加リースに関する制限等)はありません。

前連結会計年度および当連結会計年度におけるリース資産の減価償却累計額および減損損失累計額控除後の帳簿価額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
ソフトウェア	127	51
機械装置および運搬具	14,720	13,938
工具、器具および備品	296	450
合計	15,144	14,440

ファイナンス・リースに基づく期日別の将来最低支払リース料および将来最低支払リース料の現在価値の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	将来最低支払リース料総額		将来最低支払リース料総額の現在価値	
	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年以内	2,111	2,016	1,887	1,803
1年超5年以内	7,349	7,791	6,706	7,202
5年超	7,401	6,392	7,142	6,206
合計	16,862	16,200	15,735	15,211
控除：将来財務費用	1,127	988		
将来最低支払リース料総額の現在価値	15,735	15,211		

(2) オペレーティング・リース取引

借主側

当社グループはオペレーティング・リースに分類されるオフィスビルおよびデータセンター用の建物等の賃借を行っており、一部のオペレーティング・リース契約には、自動更新オプションが付されています。また、変動リース料、購入選択権、エスカレーション条項およびリース契約によって課された制限(配当、追加借入および追加リースに関する制限等)はありません。当連結会計年度に費用として認識した支払リース料は24,046百万円(前連結会計年度21,426百万円)です。

解約不能オペレーティング・リース

解約不能オペレーティング・リースに基づく将来の最低支払リース料の支払期日別の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年以内	16,991	19,294
1年超5年以内	58,892	50,902
5年超	22,637	35,497
合計	98,521	105,694

(注) 将来の最低支払リース料の合計には、2017年11月9日に実施したASKUL Logi PARK 首都圏およびASKUL Logi PARK 福岡のセール・アンド・リースバック取引を含みます。

25. 流動・非流動の区分

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	回収又は決済までの期間		合計
	12ヶ月以内	12ヶ月超	
資産			
現金及び現金同等物	868,325		868,325
銀行事業のコールローン	78,000		78,000
営業債権及びその他の債権	297,050		297,050
棚卸資産	17,685		17,685
カード事業の貸付金	129,071	57,640	186,711
銀行事業の有価証券	47,701	260,735	308,436
銀行事業の貸付金	9,946	66,130	76,077
その他の金融資産	34,165	129,214	163,380
有形固定資産		123,943	123,943
のれん		162,015	162,015
無形資産		167,112	167,112
持分法で会計処理されている投資		10,865	10,865
繰延税金資産		27,686	27,686
その他の資産	10,277	4,095	14,373
売却目的保有に分類された資産	14,970		14,970
資産合計	1,507,194	1,009,439	2,516,633
負債			
営業債務及びその他の債務	348,346		348,346
銀行事業の預金	683,833	24,220	708,054
有利子負債	43,539	147,035	190,574
その他の金融負債	4,329	704	5,034
未払法人所得税	29,094		29,094
引当金	11,635	19,017	30,652
繰延税金負債		22,956	22,956
その他の負債	48,522	8,296	56,818
売却目的保有に分類された資産 に直接関連する負債	3,214		3,214
負債合計	1,172,515	222,230	1,394,746

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	回収又は決済までの期間		合計
	12ヶ月以内	12ヶ月超	
資産			
現金及び現金同等物	546,784		546,784
銀行事業のコールローン	20,000		20,000
営業債権及びその他の債権	328,281		328,281
棚卸資産	18,306		18,306
カード事業の貸付金	179,162	74,178	253,340
銀行事業の有価証券	75,793	343,757	419,551
銀行事業の貸付金	11,265	69,677	80,942
その他の金融資産	20,502	170,757	191,260
有形固定資産		133,867	133,867
のれん		175,301	175,301
無形資産		165,293	165,293
持分法で会計処理されている投資		24,510	24,510
繰延税金資産		34,551	34,551
その他の資産	10,149	27,460	37,609
資産合計	1,210,244	1,219,356	2,429,601
負債			
営業債務及びその他の債務	394,545		394,545
銀行事業の預金	746,509	22,104	768,613
有利子負債	50,480	164,731	215,212
その他の金融負債	3,734	4,949	8,683
未払法人所得税	24,138		24,138
引当金	12,435	17,925	30,360
繰延税金負債		20,403	20,403
その他の負債	48,564	8,553	57,118
負債合計	1,280,409	238,667	1,519,077

26. 資本金およびその他の資本項目

(1) 資本金および自己株式

当社の授権株式数および発行済株式数は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
授権株式数		
普通株式	24,160,000,000	24,160,000,000

	発行済株式数
2017年4月1日	5,695,577,600
増加(注)1	1,288,700
減少	
2018年3月31日	5,696,866,300
増加(注)1	910,100
減少(注)2	546,146,785
2019年3月31日	5,151,629,615

- (注) 1 新株予約権の行使および譲渡制限付株式の発行による増加です。
2 自己株式の消却による減少です。

上記の発行済株式数に含まれる自己株式数は、それぞれ前連結会計年度2,818,585株、当連結会計年度67,879,000株です。2018年7月10日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行いました。この取得等により自己株式は、当連結会計年度において611,207,200株増加しました。また、2018年9月26日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の消却を行いました。この消却により自己株式は、当連結会計年度において546,146,785株減少しました。

(2) 剰余金

資本剰余金

会社法では、株式の発行に対しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれる資本準備金に組み入れることが規定されています。資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

利益剰余金

会社法では、剰余金の配当により減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金および利益剰余金に含まれる利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金または利益準備金として積み立てることが規定されています。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

27. 配当金

配当金の総額は以下のとおりです。

決議	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2017年5月19日 取締役会	50,438	8.86	2017年3月31日	2017年6月6日
当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2018年4月27日 取締役会	50,449	8.86	2018年3月31日	2018年6月26日(注)

(注) 2018年5月31日開催の取締役会において、配当の効力発生日を6月5日から6月26日に変更する旨を決議しました。

また、配当の効力発生日が翌年度となるものは以下のとおりです。

決議	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月16日 取締役会	45,042	8.86	2019年3月31日	2019年6月4日

28. 株式に基づく報酬

当社および一部の子会社は、株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を導入しています。

株式に基づく報酬は、各社の株主総会・取締役会において承認された内容に基づき、各社の役員および従業員に付与しています。

株式に基づく報酬は、持分決済型株式報酬として会計処理しています。持分決済型株式報酬に関する費用は、金額の重要性が乏しいため、開示を省略しています。

(1) スtock・オプション制度の内容

当連結会計年度において存在する当社のストック・オプション制度は、以下のとおりです。なお、一部の子会社の発行するストック・オプションは重要性が乏しいため、開示を省略しています。

当社は役員および従業員に対し、ストック・オプションを付与しています。ストック・オプションの行使により付与される株式は、当社が発行する株式です。

発行年度・名称	付与日	行使期限
2008年度(注) 1	自2008年 5 月 9 日 至2009年 2 月10日	自2018年 4 月25日 至2019年 1 月27日
2009年度(注) 1	自2009年 5 月12日 至2010年 2 月10日	自2019年 4 月28日 至2020年 1 月27日
2010年度(注) 1	自2010年 5 月11日 至2011年 2 月 8 日	自2020年 4 月27日 至2021年 1 月25日
2011年度(注) 1	自2011年 6 月 3 日 至2012年 2 月17日	自2021年 5 月20日 至2022年 2 月 3 日
2012年度 第 1 回(注) 1 第 2 回(注) 2	2012年 5 月16日 2013年 3 月 1 日	2022年 5 月 2 日 2023年 2 月28日
2013年度 第 1 回(注) 3 第 2 回(注) 4	2013年 5 月17日 2013年11月19日	2023年 5 月16日 2023年11月18日
2014年度 第 1 回(注) 4	2014年 5 月26日	2024年 5 月25日

(注) 1 権利確定条件

主に付与日から2年経過後段階的に権利が確定します。段階的な権利確定は付与日から2年後に全体の付与数の2分の1が、その後の2年間で年毎に全体の付与数の4分の1ずつ確定します。

権利確定に際し、付与日から権利確定日まで在籍していることが求められ、権利確定後であっても退職した場合は権利を失効します。

2 権利確定条件

2014年3月期から2019年3月期までのいずれかの期の営業利益が下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、営業利益の水準を最初に充たした期に応じて、それぞれ定められた割合の個数が確定します。

(a) 営業利益が2,500億円を超過した場合

達成期：2016年3月期まで 行使可能割合：20%
達成期：2017年3月期 行使可能割合：14%
達成期：2018年3月期 行使可能割合：8%
達成期：2019年3月期 行使可能割合：2%

(b) 営業利益が3,300億円を超過した場合

達成期：2016年3月期まで 行使可能割合：80%
達成期：2017年3月期 行使可能割合：56%
達成期：2018年3月期 行使可能割合：32%
達成期：2019年3月期 行使可能割合：8%

権利確定に際し、付与日から権利確定日まで在籍していることが求められ、権利確定後であっても退職した場合は権利を失効します。

3 権利確定条件

2014年3月期から2019年3月期までのいずれかの期の営業利益が下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を行います。

(a) 営業利益が2,500億円を超過した場合 行使可能割合：20%

(b) 営業利益が3,300億円を超過した場合 行使可能割合：80%

権利確定に際し、付与日から権利確定日まで在籍していることが求められ、権利確定後であっても退職した場合は権利を失効します。

4 権利確定条件

2015年3月期から2019年3月期までのいずれかの期において、営業利益が3,300億円を超過した場合に行使することができます。

権利確定に際し、付与日から権利確定日まで在籍していることが求められ、権利確定後であっても退職した場合は権利を失効します。

(2) 期中に付与したストック・オプションの公正価値

該当事項はありません。

(3) 期中におけるストック・オプションの増減および期末におけるストック・オプションの状況

期中におけるストック・オプションの増減および期末におけるストック・オプションの状況は、以下のとおりです。

		株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)
2017年4月1日	未行使残高	61,255,300	429
	付与		
	失効	4,500,400	430
	行使	483,700	341
	満期到来	284,100	438
2018年4月1日	未行使残高	55,987,100	430
	付与		
	失効	8,171,800	420
	行使	86,100	306
	満期到来	483,000	424
2019年3月31日	未行使残高	47,246,200	431
		株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)
2018年3月31日	行使可能残高	1,997,100	334
2019年3月31日	行使可能残高	1,393,200	305

なお、2019年3月31日における未行使残高の状況は以下のとおりです。

行使価格帯 (円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 残存契約年数 (年)
201～300	580,600	272	2.3
301～400	18,802,600	324	3.8
401～500	9,023,000	493	4.4
501～600	18,840,000	514	4.6
合計	47,246,200	431	4.2

(4) 期中に権利が行使されたストック・オプション

期中に権利が行使されたストック・オプションの権利行使時の加重平均株価は、以下のとおりです。

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)			当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		
発行年度・名称	行使株数 (株)	権利行使時の 加重平均株価 (円)	発行年度・名称	行使株数 (株)	権利行使時の 加重平均株価 (円)
2007年度	139,500	499	2007年度		
2008年度	58,700	515	2008年度	17,700	444
2009年度	50,500	505	2009年度	18,100	429
2010年度	70,700	504	2010年度	5,300	481
2011年度	94,800	508	2011年度	30,000	364
2012年度	69,500	521	2012年度	15,000	387

29. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、中長期に持続的成長を続け企業価値を最大化するために、最適な資本構成を実現し維持することを資本管理の基本方針としています。

なお、当社グループは各種法令諸規則に基づく資本規制の対象となっており、一定水準以上の自己資本規制比率や純資産の額を維持しています。

当社グループが適用を受ける重要な資本規制は以下のとおりです。

当社

当社は資金決済法に基づき、純資産の額(資産の合計額から負債の合計額を控除した額)を100百万円以上に保つことが義務付けられています。

ワイジェイFX(株)

ワイジェイFX(株)は金融商品取引法およびその他関連する法令諸規則に基づき、固定化されていない自己資本(流動性資産)の額を次に掲げる3つのリスク相当額の合計額で除した比率が120%以上となるよう維持する義務があります。

- a. 市場リスク(株価や金利、為替相場の変動等により保有する資産に対して発生するリスク)相当額
- b. 取引先リスク(金融商品取引を行う相手方に起因して生じることが想定されるリスク)相当額
- c. 基礎的リスク(事務処理の誤り等日常業務を遂行する上で発生するリスク)相当額

ワイジェイカード(株)

ワイジェイカード(株)は資金決済法および割賦販売法その他関連する法令諸規則に基づき、純資産の額(資産の合計額から負債の合計額を控除した額)を一定水準以上に保つことが義務付けられています。具体的には、次の2つの金額が最低限満たすべき純資産の額となります。

- a. 100百万円
- b. 資本金または出資の額の100分の90に相当する額

(株)ジャパンネット銀行

(株)ジャパンネット銀行は銀行法および金融庁長官の告示に基づく自己資本比率規制に基づき、海外に支店等の営業拠点を有しない銀行として、同規制に基づいて算出する自己資本比率を4.0%以上に保つことが義務付けられています。

前連結会計年度および当連結会計年度において、資本規制の計算に重要な影響を及ぼすような法令の変更は行われていません。

(2) 財務リスク管理

当社グループは、事業を営む上で様々な財務上のリスク(為替リスク、価格リスク、金利リスク、信用リスクおよび流動性リスク)が発生します。当社グループは、当該財務上のリスクの防止および低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っています。

銀行事業を営む子会社は、インターネット専業銀行として、顧客からの預金受入れ等により調達を行い、貸付金および有価証券の購入等にて運用を行っています。

主として金利変動を伴う金融資産および金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないよう、銀行事業を営む子会社では、資産および負債の総合的管理(ALM)を行っています。その一環として、デリバティブ取引を行っています。

また、当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っていません。

市場リスク

a. 為替リスク

当社グループは外貨建取引を行っているため、主に米ドルレートの変動により生じる為替リスクに晒されていますが、当該リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しています。また、外国為替証拠金取引における為替変動リスクに対しては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションをカウンターパーティとの間で行うカバー取引によってリスクを回避しています。

為替感応度分析

当社グループが保有する外貨建金融商品について、他の全ての変数が一定であると仮定した上で、日本円が米ドルに対して1%高くなった場合の連結損益計算書の税引前利益および連結包括利益計算書のその他の包括利益(税効果考慮前)に与える影響は、以下のとおりです。なお、当該分析には在外営業活動体の資産および負債の表示通貨への換算による影響額は含みません。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
税引前利益への影響額(は減少額)	65	183
その他の包括利益(税効果考慮前)への影響額(は減少額)	86	63

b. 価格リスク

当社グループは、事業戦略上の目的で上場株式等の資本性金融商品を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。また、市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行っています。

価格感応度分析

当社グループが保有する活発な市場で取引される有価証券について、他の全ての変数が一定であると仮定した上で、市場価格が10%下落した場合の連結包括利益計算書のその他の包括利益(税効果考慮前)に与える影響は、以下のとおりです。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
その他の包括利益(税効果考慮前)への影響額(は減少額)	3,445	2,235

c. 金利リスク(銀行事業を営む子会社を除く)

当社グループは、主に投資活動に伴う資金の運用において金利変動リスクに晒されています。また、金利変動リスクの未然防止または低減するため、固定金利と変動金利の有利子負債の適切な組み合わせを維持し、変動金利の有利子負債について、金利変動の継続的モニタリングを行っています。

金利感応度分析

当社グループが保有する金利変動の影響を受ける金融商品について、他の全ての変数が一定であると仮定した上で、金利が1%上昇した場合の連結損益計算書の税引前利益および連結包括利益計算書のその他の包括利益(税効果考慮前)に与える影響は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
税引前利益への影響額(は減少額)	388	410
その他の包括利益(税効果考慮前)への影響額(は減少額)	724	1,021

d. 銀行事業を営む子会社における金利リスク管理

銀行事業を営む子会社では、金利変動リスクの管理の対象となる資産・負債を特定した上で、そのポートフォリオから生じる現在価値変動額に対してリスク量上限を設定し、日次でその順守状況を管理しています。また、定期的にイールドカーブの形状変化(フラットニングやスティーピング)に対する現在価値変化の分析も実施し、資産・負債に与える影響をモニタリングしています。リスクモニタリングにあたっては、フロント・ミドル・バックオフィスの組織的な分離を行った上で、業務部門から独立したリスク管理部において実施する体制としています。モニタリング結果は日次で社内報告を行うとともに、定期的にALM委員会や取締役会にも報告し、相互牽制体制を確保しています。

同子会社では、主要なリスク変数である金利変動リスクの影響を受ける金融資産は、主として銀行事業の有価証券および銀行事業の貸付金であり、金融負債は銀行事業の預金、デリバティブ取引は債券先物取引、金利先物取引および金利スワップです。

これらの金融商品について、金利変動によるポートフォリオの現在価値の変化額として「BPV(ベース・ポイント・バリュー：金利が0.01%変化したときの時価評価変化額)」を算定し、金利変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しています。BPVの算定にあたっては、対象となる金融商品を商品分類毎に、それぞれ金利期日等に応じて適切なキャッシュ・フローに分解し、同子会社が定める期間毎の金利変動による変化額を用いています。

金利以外の全てのリスク変数が一定であることを仮定し、当連結会計年度(2019年3月31日)において、指標となる金利が全て1ベース・ポイント(0.01%)上昇したものと想定した場合には、当該金融商品の時価評価額が純額で92百万円(税効果考慮前)減少し、逆に1ベース・ポイント(0.01%)下落したものと想定した場合には、純額で92百万円(税効果考慮前)増加するものと認識しています。

なお、当該変化額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権、契約資産およびその他の金融資産(株式およびデリバティブ等)において、取引先の信用リスクに晒されています。

カード事業の貸付金には、個人向けローンが含まれており、これらは個人顧客の信用リスクに晒されています。

銀行事業の有価証券には、主に内国債、外国債等の有価証券および信託受益権が含まれており、債券は主に発行体の信用リスク、信託受益権は原資産の信用リスクに晒されています。

銀行事業の貸付金には、個人向けローンが含まれており、これらは個人顧客の信用リスクに晒されています。

当社グループは、保有するこれらの金融資産について主に国内の信用リスクに集中していますが、当該リスクの未然防止または低減のため、当社グループの債権管理規程に従い、取引先毎に与信調査および与信極度額を設定し、取引先の信用状態に応じて必要な担保・保証等の取り付けを行っているほか、取引先毎に期日管理および残高管理を行い、信用状況を定期的にモニタリングしています。

また、銀行事業の貸付金のうち個人向け非事業性ローンについては全て保証会社による債務保証を受けています。

外国為替証拠金取引については、顧客との取引を行うほか、顧客との取引により生じるリスクを回避するためにカウンターパーティとの相対によるカバー取引を行っており、顧客が預け入れた証拠金等以上に損失を被ることにより発生する顧客の信用リスクおよびカウンターパーティに対する信用リスクを有しています。顧客の信用リスクに対しては、自動ロスカット制度を採用しているため、信用リスクに対するエクスポージャーは限定的です。カウンターパーティの信用リスクに対しては、信用力の高い金融機関とのみ行っており、契約不履行になる可能性は僅少です。また、カバー取引の実施にあたっては、社内管理規程に基づき為替ポジションや売買損益についてチェックを行う管理体制を整えています。

連結財政状態計算書で表示している金融資産の減損後の帳簿価額および貸出コミットメントは、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。なお、保有する担保の評価およびその他の信用補完は考慮していません。貸出コミットメントについては、「42. 偶発事象」を参照ください。

なお、営業債権及びその他の債権については、信用補完として保証金(前連結会計年度 1,356百万円、当連結会計年度 1,376百万円)を受け入れており、銀行事業の貸付金のうち個人向け非事業性ローンについては、信用補完として債務保証(前連結会計年度 72,506百万円、当連結会計年度 76,675百万円)を受けています。

また、外国為替証拠金取引については、顧客から証拠金(前連結会計年度 116,537百万円、当連結会計年度 115,372百万円)を受け入れてしています。

営業債権、契約資産および貸出コミットメントについては、全期間の予想信用損失を測定しています。営業債権、契約資産および貸出コミットメント以外の債権等については、信用リスクの著しい増加を評価の上、将来の予想信用損失を測定しています。信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断にあたって、取引先の期日経過情報や経営成績の悪化、外部信用格付等を考慮しています。営業債権および契約資産以外の債権は、原則として12ヶ月の予想信用損失と同額で予想信用損失を測定していますが、信用リスクが当初認識時点より著しく増加した場合には、全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

当社グループは、信用減損をもって債務不履行としており、金融資産の見積将来キャッシュ・フローへのマイナスの影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権毎に予想信用損失を測定しています。金融資産が個別に重要でない場合は、信用リスクの特性や発生した取引の性質に基づいて集成的評価により検討しています。

- ・発行体または債務者の重大な財政的困難
- ・利息または元本の支払不履行または遅延等の契約違反
- ・債務者の破産または財務的再編成に陥る可能性が高くなったこと

a. 信用リスク・エクスポージャー

カード事業の貸付金に係る当社グループの信用リスク・エクスポージャーは以下のとおりです。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

延滞日数	12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産	全期間の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産		合計
		信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	信用減損している金融資産	
延滞なし	229,077			229,077
30日以内	21,158			21,158
30日超90日以内		3,041		3,041
90日超			9,466	9,466
合計	250,235	3,041	9,466	262,743

なお、当連結会計年度末において、上記以外は、信用リスクが著しく増加していると判断したものはなく、その帳簿価額に対する信用リスクに重要性はありません。

b. 貸倒引当金の増減分析

カード事業の貸付金に係る当社グループの貸倒引当金の増減は以下のとおりです。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	12ヶ月の予想信用損失	全期間にわたる予想信用損失		合計
		信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	信用減損している金融資産	
期首残高	728	1,082	4,330	6,141
当期増加額(繰入額)	297	293	2,750	3,341
当期減少(目的使用)			81	81
期末残高	1,025	1,376	6,999	9,402

流動性リスク

当社グループは、主に営業取引および投資活動に伴う資金の調達・運用や返済支払において、流動性リスクに晒されています。当該リスクの未然防止または低減のため、資金運用については原則として1年超の運用は行わず、1年以内で資金運用を行う場合は、流動性があり元本欠損リスクが極めて小さいものに限定して行っています。資金調達については、主に銀行借入や社債発行、債権流動化等の直接調達を行っており、その返済・償還期間は市場の状況や長期、短期のバランスを調整して決定しています。

なお、銀行事業を営む子会社における資金運用については、市場流動性の高い債券を多く運用する等、緊急時の資金調達力を重視した運営を行っています。資金調達については、短期資金への過度の依存を防ぐために、短期の要資金調達額に対して上限を設定し、日次でその順守状況をモニタリングしています。また大量の預金流出等の緊急時の資金調達に備えるため、資金化が可能な資産の残高状況についてもモニタリングしています。

金融負債の期日別残高は、以下のとおりです。
前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	348,346	348,346	348,346					
銀行事業の預金	708,054	708,290	683,846	6,326	5,445	3,253	3,331	6,085
有利子負債								
借入金	69,782	70,165	41,825	3,013	3,541	20,061	1,500	223
社債	105,050	106,688	317	5,265	10,258	15,233	25,183	50,430
その他	15,741	16,868	2,114	1,929	1,894	1,806	1,723	7,401
その他の金融負債	1,226	1,226	525	700	0	0		
デリバティブ金融負債								
その他の金融負債	3,807	3,807	3,804	3				
オフバランス項目								
貸出コミットメント		426,258	426,258					
保証債務		9,404	9,404					

(注) 要求払いのものについては「1年以内」に含めています。「銀行事業の預金」には、573,572百万円の要求払預金を含みます。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	394,545	394,545	394,545					
銀行事業の預金	768,613	768,790	746,519	6,037	5,950	3,159	2,773	4,349
有利子負債								
借入金	69,997	70,367	43,906	3,619	20,078	1,513	1,008	241
社債	130,000	131,935	5,345	10,338	15,313	25,263	30,177	45,497
その他	15,215	16,204	2,018	2,058	1,975	1,888	1,870	6,392
その他の金融負債	5,101	5,101	522	1,889	553	534	445	1,155
デリバティブ金融負債								
その他の金融負債	3,582	3,582	3,212	370				
オフバランス項目								
貸出コミットメント		3,854,555	3,854,555					
保証債務		7,668	7,668					

(注) 要求払いのものについては「1年以内」に含めています。「銀行事業の預金」には、643,894百万円の要求払預金を含みます。

(3) 金融商品の分類

金融商品(現金及び現金同等物を除く)の分類別内訳は、以下のとおりです。

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	FVTPLの 金融資産	売却可能 金融資産	貸付金及び 債権	満期保有目的 投資	合計
金融資産					
銀行事業のコールローン			78,000		78,000
営業債権及びその他の債権			297,050		297,050
カード事業の貸付金			186,711		186,711
銀行事業の有価証券		268,423		40,013	308,436
銀行事業の貸付金			76,077		76,077
その他の金融資産	25,286	78,846	59,247		163,380
合計	25,286	347,270	697,087	40,013	1,109,656

	FVTPLの 金融負債	償却原価で測定 する金融負債	合計
金融負債			
営業債務及びその他の債務		348,346	348,346
銀行事業の預金		708,054	708,054
有利子負債		190,574	190,574
その他の金融負債	3,807	1,226	5,034
合計	3,807	1,248,202	1,252,009

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	FVTPLの 金融資産	FVTOCIの 負債性金融資産	FVTOCIの 資本性金融資産	償却原価で測定 する金融資産	合計
金融資産					
銀行事業のコールローン				20,000	20,000
営業債権及びその他の債権				328,281	328,281
カード事業の貸付金				253,340	253,340
銀行事業の有価証券	25,927	348,851		44,771	419,551
銀行事業の貸付金				80,942	80,942
その他の金融資産	38,944		50,704	101,611	191,260
合計	64,872	348,851	50,704	828,947	1,293,375

	FVTPLの 金融負債	償却原価で測定 する金融負債	合計
金融負債			
営業債務及びその他の債務		394,545	394,545
銀行事業の預金		768,613	768,613
有利子負債		215,212	215,212
その他の金融負債	3,582	5,101	8,683
合計	3,582	1,383,473	1,387,056

(4) FVTOCIの資本性金融資産

主な銘柄ごとの公正価値

主として出資を通じた協業により当社のサービスを強化し、利益の最大化を目指すことを目的として保有する投資については、FVTOCIの資本性金融資産として指定しています。

主な銘柄は、以下のとおりです。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

銘柄	金額
(株)Tポイントジャパン	16,422
(株)GameWith	2,172
(株)アイスタイル	1,694
(株)クレオ	1,356
ソウルドアウト(株)	1,354

期中に認識を中止したFVTOCIの資本性金融資産

当社のサービスを強化し、利益の最大化を期待出来ないと判断された金融資産の売却等により、期中に認識を中止したFVTOCIの資本性金融資産の売却日における公正価値および売却にかかる累積利得または損失(税引前)は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31 日)
売却日における公正価値	13,192
売却にかかる累積利得または損失()	10,289

利益剰余金への振替額

当社グループでは、FVTOCIの資本性金融資産の公正価値の変動による累積利得または損失は、認識を中止した場合、もしくは著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に利益剰余金に振り替えることとしています。利益剰余金へ振り替えたその他の包括利益の累積利得または損失(税引後)は、当連結会計年度において、9,823百万円です。

30. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しています。

レベル1 - 同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により測定した公正価値

レベル2 - レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3 - 重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しています。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期首時点で発生したものと認識しています。

なお、前連結会計年度および当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

連結財政状態計算書上の金融商品の帳簿価額は、公正価値と一致または合理的に近似しているため、金融商品のクラス毎の帳簿価額と公正価値の比較表を省略しています。

連結財政状態計算書上、経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下のとおりです。

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
外国為替証拠金取引		25,283		25,283
株式	24,926		31,145	56,072
債券	6,704	230,173	3,942	240,820
信託受益権			25,336	25,336
その他	10,359	6,328	8,354	25,042
合計	41,990	261,785	68,779	372,556
金融負債				
外国為替証拠金取引		3,804		3,804
その他		3		3
合計		3,807		3,807

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
外国為替証拠金取引		19,449		19,449
株式	13,570		37,038	50,609
債券	2,703	254,908	2,896	260,508
信託受益権			104,458	104,458
その他	5,901	9,607	13,894	29,403
合計	22,175	283,964	158,288	464,427
金融負債				
外国為替証拠金取引		3,212		3,212
その他		370		370
合計		3,582		3,582

(2) 公正価値の測定方法

外国為替証拠金取引については、公正価値は類似契約の相場価格に基づき評価しているため、レベル2に分類しています。

株式のうち、上場株式の公正価値については各四半期末の市場の終値、非上場株式の公正価値については割引キャッシュ・フロー法および類似会社の相場価格等を使用して測定しています。測定に使用する相場価格および将来キャッシュ・フローにかかる永久成長率等のインプットのうち、全ての重要なインプットが観察可能である場合はレベル2に分類し、重要な観察可能でないインプットを含む場合はレベル3に分類しています。

債券および信託受益権の公正価値は、主に売買参考統計値、ブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく取引価格を使用して測定しているほか、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性および重要性に応じてレベル2またはレベル3に分類しています。

上記以外の連結財政状態計算書上の金融商品の公正価値は帳簿価額と一致または合理的に近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしています。

(3) レベル3に分類した金融商品の公正価値測定

公正価値の評価技法およびインプット

レベル3に分類した金融商品の評価技法および重要な観察可能でないインプットは以下のとおりです。

	評価技法	観察可能でない インプット	観察可能でないインプットの範囲	
			2018年3月31日	2019年3月31日
株式	割引キャッシュ・フロー法	資本コスト	13.0%	11.0%
		永久成長率	1.8%	1.0%

株式の公正価値は、永久成長率が上昇(低下)した場合は増加(減少)し、資本コストが上昇(低下)した場合は減少(増加)します。

上表の評価技法以外に、取引事例法を使用している銘柄があります。

レベル3に分類した金融商品の調整表

レベル3に分類した金融商品の調整表は、以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株式	債券	信託受益権(注)5	その他(注)6
2017年4月1日	25,139	1,032		9,249
利得および損失				
当期利益(注)1	1,046			40
その他の包括利益(注)2	1,933	5	30	78
企業結合による増加(注)3			2,174	
購入	5,154	3,610	23,299	1,348
その他(注)4	35	694	106	2,123
2018年3月31日	31,145	3,942	25,336	8,354

(注) 1 連結損益計算書上、「その他の営業外収益」および「その他の営業外費用」に含めています。

2 連結包括利益計算書上、「売却可能金融資産」および「在外営業活動体の換算差額」に含めています。

3 主に(株)ジャパンネット銀行を子会社化したことによる増加です。

4 主にインプットが観察可能となった保有銘柄のレベル間振替です。

5 「信託受益権」は「その他」より組み替えています。

6 「FVTPLの金融資産」は「その他」に組み替えています。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株式	債券	信託受益権	その他
2018年4月1日	31,145	3,942	25,336	8,354
利得および損失				
当期利益(注)1	124	101		607
その他の包括利益(注)2	3,779		86	133
購入	8,957		86,346	5,156
売却または償還	1,683	939	7,312	157
支配獲得による振替	5,003			
その他	31	5		199
2019年3月31日	37,038	2,896	104,458	13,894

(注) 1 連結損益計算書上、「その他の営業外収益」および「その他の営業外費用」に含めています。

2 連結包括利益計算書上、「FVTOCIの資本性金融資産」、「FVTOCIの負債性金融資産」、「在外営業活動体の換算差額」に含めています。

感応度分析

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

評価プロセス

レベル3に分類した金融商品について、当社の投資管理部門担当者は、外部の評価専門家の助言を得ながら公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴およびリスクを適切に反映できる評価技法およびインプットを用いて公正価値を測定しています。実施した金融商品の公正価値の測定結果は、外部専門家の評価結果を含めて部門管理者によりレビューされ、当社常務執行役員 最高財務責任者が承認しています。

31. 金融資産の譲渡

当社グループは、「営業債権及びその他の債権」の一部について流動化取引を行っています。しかし、当該流動化債権の中には、債務者が支払を行わない場合に、当社グループに遡及的に支払義務が発生するものがあり、このような流動化債権については、金融資産の認識の中止の要件を満たさないことから、認識の中止を行っていません。

前連結会計年度末および当連結会計年度末において、このような譲渡資産を「営業債権及びその他の債権」にそれぞれ7,499百万円、3,994百万円計上しており、また、当該資産の譲渡時に生じた入金額を関連する負債として「その他の金融負債」にそれぞれ7,499百万円、3,994百万円計上しています。当該負債は、譲渡資産に対して支払が行われた場合に決済されますが、その間、当社グループは当該譲渡資産を利用できません。

32. 売上収益

(1) 売上収益の分解

報告セグメント毎の売上収益について「広告」、「ビジネス」、「パーソナル」、「その他」に分解しています。

なお、これらのビジネスから生じる収益は顧客との契約に基づき計上しており、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含みません。

売上収益の内訳は以下のとおりです。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	メディア事業	コマース事業	その他	合計
広告	293,746	30,103		323,850
ビジネス	6,996	402,017	5,258	414,272
パーソナル	1,137	212,818	1,131	215,088
その他		1,503		1,503
合計	301,880	646,443	6,390	954,714
顧客との契約から生じる収益	301,880	610,518	3,372	915,771
その他の源泉から生じる収益		35,925	3,017	38,942

(注) その他の源泉から生じる収益には、金融収益35,925百万円(前連結会計年度 24,357百万円)を含み、主に償却原価で測定される金融資産から生じる収益で構成されています。

	主なサービス内容
広告	・検索連動型広告やディスプレイ広告等の広告関連サービス
ビジネス	・「Yahoo!不動産」等の情報掲載サービス ・「ASKUL」等の物品販売サービス
パーソナル	・「ヤフオク!」や「Yahoo!ショッピング」等のeコマース関連サービス ・「Yahoo!プレミアム」等の会員向けサービス ・「LOHACO」等の物品販売サービス

(2) 契約残高

契約残高の内訳は以下のとおりです。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	2018年4月1日	2019年3月31日
顧客との契約から生じた債権	125,157	129,742
契約負債	11,618	12,403

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは8,604百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する記載は省略しています。

(4) 契約コストから認識した資産

契約コスト

契約コストから認識した資産は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
契約獲得のためのコスト	3,618

(注) 認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、契約獲得のためのコストを発生時に費用として認識しています。

契約コストは、主にカード会員を獲得するために発生した販売手数料です。契約を獲得しなければ発生しなかったコストのうち、回収が見込まれる部分について、資産として認識しています。

償却費および減損損失

契約コストから認識した資産から生じた償却費および減損損失は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
償却費	282
減損損失	

33. 売上原価および販売費及び一般管理費

売上原価および販売費及び一般管理費の性質別内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
商品売上原価	264,997	291,145
人件費	89,556	99,166
販売促進費	53,838	71,167
業務委託費	74,273	70,840
減価償却費及び償却費	44,404	52,498
情報提供料	42,277	52,474
販売手数料	26,727	27,670
その他	125,966	150,529
合計	722,041	815,493

34. 保険金収入

2017年2月に発生したアスクル(株)の物流センター(ASKUL Logi PARK 首都圏)の火災事故に係る保険金の受取額です。

35. 債務免除益

2017年2月に発生したアスクル(株)の物流センター(ASKUL Logi PARK 首都圏)の火災事故に伴い発生した規定損害金の支払免除によるものです。

36. 子会社株式売却益

(株)IDCフロンティアの全株式を売却したことによるものです。

37. 減損損失

主にアスクル(株)(コマース事業)の物流センターおよびシナジーマーケティング(株)(メディア事業)における有形固定資産および無形資産の減損損失です。

独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の識別可能な資産グループを資金生成単位として、アスクル(株)の物流センターおよびシナジーマーケティング(株)の事業計画を見直した結果、減損の兆候が認められたため減損テストを実施しました。その結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため有形固定資産および無形資産につき減損損失を認識しました。

なお、回収可能価額は使用価値であり、事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローを割引率9.8%～11.9%により現在価値に割引いて測定しています。

38. その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

その他の包括利益の項目別の当期発生額および組替調整額、ならびに税効果の影響は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
純損益に振り替えられることのない項目		
FVTOCIの資本性金融資産		
当期発生額		3,878
税効果調整前		3,878
税効果額		132
FVTOCIの資本性金融資産		3,746
項目合計		3,746
純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目		
売却可能金融資産		
当期発生額	8,540	
組替調整額	4,686	
税効果調整前	3,854	
税効果額	1,197	
売却可能金融資産	2,656	
FVTOCIの負債性金融資産		
当期発生額		1,675
組替調整額		118
税効果調整前		1,557
税効果額		476
FVTOCIの負債性金融資産		1,080
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	1,023	911
組替調整額		
税効果調整前	1,023	911
税効果額		
在外営業活動体の換算差額	1,023	911
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	0	13
税効果額		
持分法適用会社に対する持分相当額	0	13
項目合計	1,632	1,979
税引後その他の包括利益	1,632	5,725

39. 1株当たり利益

親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり当期利益および希薄化後1株当たり当期利益の算定基礎は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
基本的1株当たり当期利益	23.04	14.74
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	131,153	78,677
親会社の普通株主に帰属しない利益(百万円)		
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する利益(百万円)	131,153	78,677
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,693,586	5,338,012
希薄化後1株当たり当期利益	23.03	14.74
当期利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	765	214
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり当期利益の算定に含まれなかった潜在株式	2012年度第2回、2013年度第1回、第2回、2014年度第1回新株予約権。これらの詳細は「28. 株式に基づく報酬」に記載のとおりです。	2010年度第1回、2012年度第2回、2013年度第1回、第2回、2014年度第1回新株予約権。これらの詳細は「28. 株式に基づく報酬」に記載のとおりです。

40. 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報

(1) 重要な非資金取引の内容

重要な非資金取引(現金及び現金同等物を使用しない投資および財務取引)は、以下のとおりです。

ファイナンス・リースにより取得した資産の金額は、「(2) 財務活動に係る負債」の新規ファイナンス・リースの欄を参照ください。

前連結会計年度において、(株)ジャパンネット銀行は、同社の取締役の過半数を当社が派遣することにより、当社の子会社となりました。企業結合時の取得資産および引受負債の公正価値、非支配持分は、「5. 企業結合」を参照ください。

(2) 財務活動に係る負債

財務活動に係る負債の変動は以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	2017年4月1日	キャッシュ・フローを伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動			2018年3月31日
			支配の獲得による変動	新規ファイナンス・リース	その他	
社債	35,100	69,950				105,050
借入金	64,019	3,586	2,177			69,782
リース債務	5,427	1,008	45	11,792	521	15,735

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	2018年4月1日	キャッシュ・フローを伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動			2019年3月31日
			支配の獲得による変動	新規ファイナンス・リース	その他	
社債	105,050	24,949				130,000
借入金	69,782	158	55			69,997
リース債務	15,735	1,839		1,396	81	15,211

「社債」のキャッシュ・フローを伴う変動は、連結キャッシュ・フロー計算書の財務活動によるキャッシュ・フローにおける「社債の発行による収入」および「その他」に含まれる「社債の返済による支出」の純額です。

「借入金」のキャッシュ・フローを伴う変動は、連結キャッシュ・フロー計算書の財務活動によるキャッシュ・フローにおける「その他」に含まれる「短期借入金の純増減額」、「長期借入れによる収入」、「長期借入金の返済による支出」の純額です。

「リース債務」のキャッシュ・フローを伴う変動は、連結キャッシュ・フロー計算書の財務活動によるキャッシュ・フローにおける「その他」に含まれる「リース債務の返済による支出」の金額です。

41. 関連当事者

当社グループの最終的な親会社はソフトバンクグループ(株)(日本企業)です。

当社グループと当社の関連当事者である子会社との間の取引は、連結上消去されており、注記には開示されていません。当社グループとその他の関連当事者との取引高および債権債務残高の総額は以下のとおりです。

(1) 関連当事者間取引および未決済残高

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社グループとその他の関連当事者との取引金額および未決済残高で重要なものはありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

関係の内容	名称	取引内容	取引金額	未決済残高
親会社	ソフトバンクグループ ジャパン(株)	自己株式の取得(注)1	219,999	
同一の親会社を持つ会社	ソフトバンク(株)	株式の売却(注)2、3	19,500	
同一の親会社を持つ会社	SBペイメントサービス (株)	株式の取得(注)4	19,458	
関連会社等	PayPay(株)	増資の引受け	22,900	

(注) 1 自己株式の取得については、2018年7月10日開催の取締役会の決議に基づき、公開買付の方法により当社普通株式611,109,700株を1株当たり360円で取得しています。なお、1株当たりの買付価格は、買付けの公表日である2018年7月10日の前営業日である2018年7月9日の当社普通株式の終値を基礎として決定しています。

2 (株)IDCフロンティアの全株式をソフトバンク(株)へ売却する取引です。

3 売却価額については、売却時の第三者算定機関による評価等を総合的に勘案し、交渉の上決定しています。

4 取得価額については、取得時の第三者算定機関による評価等を総合的に勘案し、交渉の上決定しています。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

役員およびその他の経営幹部の報酬は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
短期報酬	455	379
退職給付	0	0
株式報酬	22	39
合計	478	419

(注) 主要な経営幹部に対する報酬は、当社の取締役(社外取締役を含む)およびその他の経営幹部に対する報酬です。

42. 偶発事象

(1) 貸出コミットメント

当社グループの貸出コミットメントは、主に当社グループのクレジットカード会員へのショッピングおよびキャッシングの利用限度額であり、貸出コミットメントの総額および貸出未実行残高は以下のとおりです。なお当連結会計年度よりカード事業のショッピング枠を貸出コミットメントに含めており、カード事業のショッピング枠を含めた前連結会計年度末の貸出コミットメントの総額は3,239,626百万円、貸出実行残高は245,248百万円、貸出未実行残高は2,994,378百万円です。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
貸出コミットメントの総額	510,533	4,172,094
貸出実行残高	84,274	317,538
貸出未実行残高	426,258	3,854,555

なお、当該利用限度額は、クレジットカード会員がその範囲内で随時利用できるため利用されない額もあり、かつ、当社グループが任意に増減させることができるため、貸出未実行残高は必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当該貸出コミットメントの未実行残高の期日は、要求払いのため1年以内となります。

(2) 保証債務

当社グループは、主に信用保証業務において、提携先金融機関が個人に融資する際の債務保証を以下のとおり行っています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
保証契約の総額	14,360	13,904
保証残高	9,404	7,668

43. 重要な後発事象

第三者割当による新株式の発行および自己株式の取得

当社は、2019年5月8日開催の取締役会において、()ソフトバンク株式会社(以下「SBKK」という。)に対して第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当増資」という。)を行うこと、および、()会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項および当社定款の規定に基づき、自己株式の取得および具体的な取得方法として自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といい、本第三者割当増資と併せて「本取引」という。)を行うことを決議しました。

なお、本取引に伴い、ソフトバンクグループジャパン株式会社(以下、「SBGJ」という。)から自己株式の取得を行うことにより、SBKKが当社の親会社となりますが、当社の最終的な親会社はソフトバンクグループ株式会社(以下「SBG」という。)で変更ないことが見込まれています。

(1) 第三者割当増資および自己株式の取得の目的

当社は、以下のような理由から、本取引を実施することが当社株主の利益に資すると判断し、決議しました。

SBKKが本第三者割当増資により当社普通株式を追加取得し、当社を連結子会社とすることは、保有するデータを相互に活用する等の当社とSBKKとの協力関係をさらに強固なものとし、両社の協業によるシナジーを最大化することが可能となり、今後の両社のさらなる成長・発展と企業価値向上に資すると期待されること

SBKKによる当社普通株式の追加取得と並行して、当社がSBGJから自己株式の取得を行うことにより、当社とSBKKとの連携強化を実現しつつ、SBGグループの当社普通株式の所有割合を現状に近い水準に抑え、当社の上場会社としての独立性を維持することができること

当社は2018年7月11日から同年8月9日にかけて自社株公開買付けを実施したものの、さらなる株主還元強化および資本効率の向上を図る方法を模索しており、その一つの方法として、株価の状況等も考慮の上で、当社の1株当たり当期純利益や自己資本当期純利益率等の資本効率向上に寄与し、株主価値の向上に資する一定量の自己株式の取得を行うことを検討していたこと

本第三者割当増資と並行して、本第三者割当増資で発行予定の株数を上回る数の自己株式の取得を行うことにより、少数株主の株主価値の希薄化を生じさせず、むしろ濃縮化をもたらすこと

本公開買付け後も当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、市場価格を基礎とした発行価格によって本第三者割当増資を行いつつ、市場価格から一定のディスカウントを行った価格によって本公開買付けを実施することで、資産の社外流出を可能な限り抑えることができ、また株主価値の向上に資すること

自己株式の取得に際して必要となる資金の大部分は本第三者割当増資によって調達されることから、当社は、その成長戦略の遂行に際して必要となる投資等を考慮してもなお、自己株式の取得を行うために十分な余剰現預金を有すること

自己株式の取得を行うにあたっては、公開買付けの方法によることが、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも適切であること

(2) 第三者割当増資に関する取締役会決議内容

発行する株式の種類	: 普通株式
発行する株式数	: 1,511,478,050株
発行価額	: 1株につき302円
発行総額	: 456,466,371,100円
募集又は割当方法(割当予定先)	: 第三者割当の方法により、SBKKに発行新株式の全てを割当
増加する資本金の額	: 228,233,185,550円(1株につき151円)
増加する資本準備金の額	: 228,233,185,550円(1株につき151円)
資金の使途	: 本公開買付けの決済資金
申込期日	: 2019年6月27日
払込期日	: 2019年6月27日
配当の起算日	: 2019年4月1日

(3) 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

取得する株式の種類	普通株式
取得する株式の総数	1,834,377,700株(上限)
取得する株式の総額	526,466,399,900円(上限)(1株につき287円)
取得する期間	自 2019年5月9日 至 2019年6月28日

なお、本公開買付けは、2019年6月5日をもって終了し、普通株式1,834,377,600株を526,466,371,200円で取得しました。また、本公開買付けの終了をもって、2019年5月8日開催の取締役会において決議しました会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項および当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了しました。

44. 連結財務諸表の承認

本連結財務諸表は、2019年6月7日に当社代表取締役社長 川邊 健太郎 および当社常務執行役員 最高財務責任者 坂上 亮介 によって承認されました。

2. 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上収益(百万円)	231,855	465,018	707,590	954,714
税引前四半期(当期)利益(百万円)	48,481	83,386	110,243	123,370
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益(百万円)	32,673	55,147	70,172	78,677
基本的1株当たり四半期(当期)利益(円)	5.74	9.86	12.94	14.74

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益(円)	5.74	4.09	2.96	1.67

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	442,157	138,552
売掛金	65,165	67,312
1年内償還予定関係会社債	7,700	
たな卸資産	2,202	2,164
前渡金	4	2
前払費用	4,539	5,902
決済事業未収入金	111,726	164,162
その他	33,042	52,669
貸倒引当金	1,569	2,328
流動資産合計	662,969	426,438
固定資産		
有形固定資産		
建物	23,553	25,562
構築物	808	781
機械及び装置	12,944	9,570
工具、器具及び備品	43,276	52,231
車両運搬具		10
土地	1,068	1,068
建設仮勘定	1,534	1,987
有形固定資産合計	83,186	91,212
無形固定資産		
のれん	114	
商標権	6	5
特許権	1,491	1,308
ソフトウェア	38,735	50,905
その他	7	8
無形固定資産合計	40,356	52,227
投資その他の資産		
投資有価証券	32,135	21,702
関係会社株式	295,994	338,495
その他の関係会社有価証券	33,122	44,228
関係会社長期貸付金	60,204	93,119
破産更生債権等	19	31
長期前払費用	2,760	2,979
繰延税金資産	17,273	26,299
その他	9,829	9,317
貸倒引当金	25	2,185
投資その他の資産合計	451,315	533,989
固定資産合計	574,858	677,430
資産合計	1,237,827	1,103,868

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,249	20,033
未払金	87,826	113,395
未払費用	7,248	6,206
未払法人税等	23,634	18,175
前受金	11,653	12,445
預り金	21,959	26,150
前受収益	103	125
役員賞与引当金	139	75
ポイント引当金	7,916	9,453
その他	14,329	16,915
流動負債合計	190,061	222,976
固定負債		
社債	105,000	125,000
資産除去債務	5,452	4,941
その他	1,082	64
固定負債合計	111,535	130,006
負債合計	301,596	352,982
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,737	8,939
資本剰余金		
資本準備金	3,818	4,020
資本剰余金合計	3,818	4,020
利益剰余金		
利益準備金	27	27
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	910,103	754,595
利益剰余金合計	910,131	754,622
自己株式	1,316	24,440
株主資本合計	921,370	743,141
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14,469	7,447
評価・換算差額等合計	14,469	7,447
新株予約権	390	297
純資産合計	936,231	750,885
負債純資産合計	1,237,827	1,103,868

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	421,495	434,025
売上原価	52,773	58,730
売上総利益	368,721	375,294
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	29,409	31,816
業務委託費	33,206	39,554
販売促進費	² 46,660	² 65,720
減価償却費	21,529	28,279
その他	76,034	84,505
販売費及び一般管理費合計	206,840	249,877
営業利益	161,880	125,417
営業外収益		
受取配当金	8,299	4,172
負ののれん償却額	984	984
その他	1,227	2,103
営業外収益合計	10,510	7,260
営業外費用		
投資事業組合損失	301	736
社債発行費	306	
自己株式取得費用		1,014
貸倒引当金繰入額	5	2,148
その他	638	1,267
営業外費用合計	1,251	5,167
経常利益	171,140	127,510
特別利益		
投資有価証券売却益	4,753	9,534
関係会社株式売却益	1,508	8,740
その他	165	112
特別利益合計	6,427	18,387
特別損失		
減損損失	933	2,827
投資有価証券評価損	109	3,621
関係会社株式評価損	52	10,775
その他	301	386
特別損失合計	1,395	17,611
税引前当期純利益	176,172	128,286
法人税、住民税及び事業税	51,708	42,396
法人税等調整額	2,095	5,925
法人税等合計	49,613	36,470
当期純利益	126,559	91,816

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
事業費				
1 外注費	213	0.4	126	0.2
2 業務委託費	36,202	68.6	46,769	79.6
3 その他	16,358	31.0	11,835	20.2
計	52,773	100.0	58,730	100.0
期首仕掛品たな卸高				
合計	52,773		58,730	
期末仕掛品たな卸高				
売上原価	52,773		58,730	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算です。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	8,428	3,508	3,508
当期変動額			
新株の発行	309	309	309
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	309	309	309
当期末残高	8,737	3,818	3,818

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当期首残高	27	833,982	834,010	1,316	844,630
当期変動額					
新株の発行					618
剰余金の配当		50,438	50,438		50,438
当期純利益		126,559	126,559		126,559
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	76,121	76,121	0	76,740
当期末残高	27	910,103	910,131	1,316	921,370

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	12,662	12,662	618	857,912
当期変動額				
新株の発行				618
剰余金の配当				50,438
当期純利益				126,559
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,806	1,806	228	1,578
当期変動額合計	1,806	1,806	228	78,318
当期末残高	14,469	14,469	390	936,231

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	8,737	3,818	3,818
当期変動額			
新株の発行	201	201	201
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の消却			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	201	201	201
当期末残高	8,939	4,020	4,020

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	27	910,103	910,131	1,316	921,370
当期変動額					
新株の発行					403
剰余金の配当		50,449	50,449		50,449
当期純利益		91,816	91,816		91,816
自己株式の取得				220,000	220,000
自己株式の消却		196,875	196,875	196,875	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		155,508	155,508	23,124	178,229
当期末残高	27	754,595	754,622	24,440	743,141

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	14,469	14,469	390	936,231
当期変動額				
新株の発行				403
剰余金の配当				50,449
当期純利益				91,816
自己株式の取得				220,000
自己株式の消却				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,022	7,022	93	7,115
当期変動額合計	7,022	7,022	93	185,345
当期末残高	7,447	7,447	297	750,885

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法で計上しています。

2. デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ

時価法(振当処理をした為替予約を除く)

3. たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)で計上しています。

貯蔵品

主に個別法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法で計上しています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しています。

(3) ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しています。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) のれんの償却方法および償却期間

のれんおよび2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものは、その見積年数で、その他については5年間の定額法により償却しています。但し、金額が僅少な場合には、発生年度にその全額を償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式で計上しています。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準です。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

適用予定日は未定です。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において未定です。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」の「繰延税金資産」7,836百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」26,299百万円に含めて表示しています。

(損益計算書関係)

前事業年度において、営業外費用の「社債利息」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。

なお、当事業年度における営業外費用の「その他」に含まれる「社債利息」の金額は292百万円です。

前事業年度において、営業外費用の「消費税等調整額」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。

なお、当事業年度における営業外費用の「その他」に含まれる「消費税等調整額」の金額は428百万円です。

前事業年度において、特別損失の「関係会社株式売却損」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。

なお、当事業年度における特別損失の「その他」に含まれる「関係会社株式売却損」の金額は386百万円です。

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「負ののれん償却額」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

なお、前事業年度における営業外収益の「その他」に含まれる「負ののれん償却額」の金額は984百万円です。

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「貸倒引当金繰入額」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

なお、前事業年度における営業外費用の「その他」に含まれる「貸倒引当金繰入額」の金額は5百万円です。

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めていた「関係会社株式評価損」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

なお、前事業年度における特別損失の「その他」に含まれる「関係会社株式評価損」の金額は52百万円です。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産および負債

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	135,200百万円	187,088百万円
長期金銭債権	0	
短期金銭債務	10,314	13,010

2. たな卸資産

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
貯蔵品	202百万円	164百万円

3. 貸出コミットメント

関係会社に対する貸出コミットメント契約

関係会社に対する貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は以下のとおりです。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
貸出コミットメントの総額	45,000百万円	48,000百万円
貸出実行残高		3,000
貸出未実行残高	45,000	45,000

4. 保証債務

当社は、子会社が行っている信用保証業務における債務保証に対し、以下のとおり連帯保証を行っています。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
金融保証契約の総額	9,200百万円	9,200百万円
金融保証残高	6,015	4,641

(損益計算書関係)

1. 関係会社との営業取引および営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	28,748百万円	23,056百万円
売上原価	13,859	7,866
販売費及び一般管理費	30,848	42,394
営業取引以外の取引による取引高		
営業外収益	8,248百万円	4,707百万円
営業外費用	2	0
資産の購入高	201	308
資産の売却高	300	5,628

2. 販売促進費に含まれるポイント費用の額

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
ポイント費用	21,666百万円	25,962百万円

(有価証券関係)
 前事業年度(2018年3月31日)
 子会社株式および関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	4,098	27,176	23,077
関連会社株式	35,240	85,139	49,899
合計	39,338	112,316	72,977

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式および関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	251,105
関連会社株式	5,550
合計	256,655

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

当事業年度(2019年3月31日)
 子会社株式および関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	4,098	38,614	34,515
関連会社株式	33,038	63,604	30,566
合計	37,136	102,219	65,082

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式および関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	264,823
関連会社株式	36,534
合計	301,358

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
(繰延税金資産)		
減価償却費	9,032百万円	10,041百万円
投資有価証券評価損	4,162	8,466
未払費用	5,117	4,613
未払事業税	1,233	950
その他	4,113	5,514
繰延税金資産合計	23,659	29,586
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	6,385百万円	3,286百万円
繰延税金負債合計	6,385	3,286
差引：繰延税金資産純額	17,273百万円	26,299百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.4%	1.0%
税額控除等	0.8%	0.9%
その他	0.5%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%	28.4%

(重要な後発事象)

1. 第三者割当による新株式の発行および自己株式の取得

連結財務諸表注記の「43.重要な後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

2. 持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、2019年10月1日を目処として会社分割(吸収分割)により持株会社体制に移行するため、当社が100%出資する子会社として分割準備会社2社を設立すること並びに2019年6月18日に開催予定の当社定時株主総会により承認可決されること及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件として当該分割準備会社各社との間で吸収分割契約を締結することを決議いたしました。当社は、持株会社体制に移行することで、より迅速な事業戦略の推進を実現し、グループ全体の更なる事業成長を加速することを目指します。

(1) 持株会社体制への移行の背景と目的

変化の激しいインターネット業界において、さらなる事業領域の拡大と企業価値の最大化を実現していくにあたり、当社は、柔軟かつ機動的な意思決定と経営資源の最適配分が行え、より迅速な事業戦略の推進を可能にする持株会社体制への移行が最適と判断いたしました。また、金融事業については、ガバナンス強化とインターネットサービスとは異なる事業・財務上の施策が必要とされることから、金融事業を統括する中間持株会社を設立することが適切であると判断いたしました。これらの持株会社体制への移行を実現するため、当社が100%出資する子会社として分割準備会社を2社設立すること、各分割準備会社との間で、各社に対して当社の営む「Yahoo! JAPAN事業」(当社が営む事業のうち、グループ経営管理事業を除く事業をいい、以下、「ヤフー事業」といいます。)及び「金融系グループ会社の経営管理事業」(以下、「金融系グループ経営管理事業」といいます。)をそれぞれ承継させる吸収分割を行うことを内容とする吸収分割契約(以下、各吸収分割に係る吸収分割契約を「本吸収分割契約」と総称します。)を締結することを決議しました。

(2) 分離先企業の名称及び分離する事業の内容

分離先企業の名称	分離する事業の内容
紀尾井町分割準備会社株式会社	ヤフー事業
紀尾井町金融分割準備株式会社	金融系グループ経営管理事業

(3) 事業分離の日程

吸収分割契約承認株主総会	2019年6月18日(予定)
吸収分割効力発生日	2019年10月1日(予定)

(4) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である分割準備会社(ヤフー事業については紀尾井町分割準備株式会社、金融系グループ経営管理事業については紀尾井町金融分割準備株式会社)をそれぞれ承継会社とする分社型の吸収分割です。

当社は承継会社の発行済株式の全部を所有していることから、本吸収分割に際して、承継会社から当社に対し、承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行う予定はありません。

(5) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日公表分)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日公表分)、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であり、損益への影響はない見込みです。

(6) 当事業年度の損益計算書に計上されている分離する事業に係る売上高の概算額

売上高 434,025百万円

なお、持株会社への移行により、当社の収入は当社グループ各社からの配当収入などが中心となり、当社の費用は持株会社としての機能に関わるものが中心となる予定です。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産	建物	23,553	4,656	77	2,569	25,562	10,123	35,686
	構築物	808	103	7	122	781	549	1,330
	機械及び装置	12,944	1,386	2,799	1,960	9,570	10,967	20,537
	工具、器具及び備品(注) 1	43,276	22,414	698	12,760	52,231	46,039	98,270
	車両運搬具	-	11	-	1	10	1	11
	土地	1,068	-	-	-	1,068	-	1,068
	建設仮勘定	1,534	5,024	4,570	-	1,987	-	1,987
	合計	83,186	33,595	8,154	17,414	91,212	67,680	158,892
無形固定資産	のれん	114	-	-	114	-		
	商標権	6	-	-	1	5		
	特許権	1,491	-	-	182	1,308		
	ソフトウェア(注) 2	38,735	25,469	2,407	10,891	50,905		
	その他	7	0	-	0	8		
	合計	40,356	25,469	2,407	11,190	52,227		

(注) 1 工具、器具及び備品の主な増加

サーバー等の購入	12,376百万円
ストレージ及びネットワーク関連機器の購入	8,645百万円

2 ソフトウェアの主な増加

コマース事業に関する開発	13,744百万円
メディア事業に関する開発	4,246百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金(注)	1,594	4,513	996	597	4,513
役員賞与引当金(注)	139	75	90	49	75
ポイント引当金(注)	7,916	9,453	-	7,916	9,453

(注) 貸倒引当金、役員賞与引当金およびポイント引当金の当期減少額(その他)は、洗替等による取崩額です。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株)
取次所	
買取・買増手数料	1. 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。 2. 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。
買増請求受付停止期間	毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間 (1) 3月31日 (2) 9月30日 (3) その他機構が定める株主確定日等
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://ir.yahoo.co.jp/
株主に対する特典	

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利、単元未満株式の買増しに関する権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しています。

1.	有価証券報告書 およびその添付書類並びに 確認書	事業年度 (第23期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2018年6月18日 関東財務局長に提出
2.	内部統制報告書およびその 添付書類	事業年度 (第23期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2018年6月18日 関東財務局長に提出
3.	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の2の規定に基づくもの(議決権行使 結果)		2018年6月28日 関東財務局長に提出
4.	有価証券届出書(参照方式) の訂正届出書	2018年5月22日に提出した有価証券届出書の訂正 届出書		2018年7月10日 関東財務局長に提出
5.	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第3号の規定に基づくもの(特定子会社の異動)		2018年7月11日 関東財務局長に提出
6.	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第3号の規定に基づくもの(特定子会社の異動)		2018年7月27日 関東財務局長に提出
7.	四半期報告書 および確認書	第24期第1四半期	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	2018年8月9日 関東財務局長に提出
8.	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第3号の規定に基づくもの(親会社の異動)		2018年8月9日 関東財務局長に提出
9.	自己株券買付状況報告書	報告期間	自 2018年7月1日 至 2018年7月31日	2018年8月14日 関東財務局長に提出
10.	自己株券買付状況報告書	報告期間	自 2018年8月1日 至 2018年8月31日	2018年9月7日 関東財務局長に提出
11.	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第4号の規定に基づくもの(主要株主の異動)		2018年9月11日 関東財務局長に提出
12.	四半期報告書 および確認書	第24期第2四半期	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	2018年11月9日 関東財務局長に提出
13.	四半期報告書 および確認書	第24期第3四半期	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	2019年2月13日 関東財務局長に提出
14.	有価証券報告書の訂正報告 書および確認書	事業年度 (第23期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2019年4月23日 関東財務局長に提出
15.	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第3号の規定に基づくもの(親会社の異動)		2019年4月25日 関東財務局長に提出
16.	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第7号の規定に基づくもの(吸収分割の決定)		2019年4月25日 関東財務局長に提出
17.	有価証券届出書(参照方式) およびその添付書類	株式報酬制度に伴う普通株式の発行		2019年4月25日 関東財務局長に提出
18.	有価証券届出書(参照方式) およびその添付書類	第三者割当による普通株式の発行		2019年5月8日 関東財務局長に提出
19.	有価証券届出書(参照方式) の訂正届出書	2019年4月25日に提出した有価証券届出書の訂正 届出書		2019年5月13日 関東財務局長に提出

- | | | | |
|-----|---------------------|-------------------------------------|-------------------------|
| 20. | 有価証券届出書(参照方式)の訂正届出書 | 2019年4月25日に提出した有価証券届出書の訂正届出書 | 2019年6月6日
関東財務局長に提出 |
| 21. | 自己株券買付状況報告書 | 報告期間
自 2019年5月1日
至 2019年5月31日 | 2019年6月14日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月7日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	広 瀬 勉 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 崎 健 介 印
--------------------	-------	-----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡 島 國 和 印
--------------------	-------	-----------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ヤフー株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ヤフー株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月7日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	広	瀬	勉	印
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	崎	健	介	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡	島	國	和	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤフー株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は2019年4月25日開催の取締役会において、持株会社体制に移行するため、2019年6月18日に開催予定の定時株主総会における承認等を条件とした吸収分割契約を分割準備会社と締結することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。